

災害廃棄物対策

検討部会報告書

平成 18 年 3 月

埼玉県清掃行政研究協議会

災害廃棄物対策検討部会報告書

目次

第 1 章 本検討部会について	1
1. 背景と目的	1
2. 検討部会の構成員及び開催スケジュール	2
2.1 検討部会構成員	2
2.2 検討部会開催スケジュール	3
2.3 検討の手順と方法	4
第 2 章 災害廃棄物処理計画策定マニュアル	5
1. 災害廃棄物対策班の設置	5
2. 情報収集・広報活動及び廃棄物区分	7
3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法	9
4. 仮置場の確保	11
5. 仮設トイレの準備	13
6. 処理施設に係る防災対応	14
7. 他団体との支援・協力体制の整備	15
8. その他の計画	15
第 3 章 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制の拡充	19
第 4 章 災害廃棄物に係る自治体アンケート調査結果の概要	32
第 5 章 新潟県中越地震災害状況の視察（長岡市）	43
第 6 章 おわりに	56

参考資料

- 資料 1 災害廃棄物処理計画策定マニュアル(策定マニュアルに基づく計画策定事例含む)
- 資料 2 災害復旧事業に対する支援制度
- 資料 3-1 埼玉県災害廃棄物対応に係る自治体アンケート調査
- 資料 3-2 廃棄物処理施設の耐震対策状況
- 資料 4 平成 16 年 10 月 23 日発生の中越大震災に伴う被災住宅解体・修繕による廃棄物の処理要領（長岡市）

第1章 検討部会について

1. 背景と目的

各自治体は、地震や水害時に発生する災害廃棄物等に対して、「地域防災計画」に基づいて対応することとなるが、さらに具体的な行動については、震災廃棄物対策指針（平成10年10月）及び水害廃棄物対策指針（平成17年6月）に基づき処理計画を策定することとなっている。

災害時の迅速かつ適確な対応を可能とするには、事前に震災等への対応策について準備しておく必要がある。特に仮置場の確保は、速やかで適正な処理とコスト削減の上で最も重要である。

しかし、自治体内の担当部署の人員が限られていることや、日常業務が優先される等の理由から、災害廃棄物処理計画等を策定しているのは大規模市などのごく一部の自治体に留まっているのが現状である。

このような背景から、より多くの自治体において災害廃棄物処理計画等が策定されるよう、特に重要性が高いと思われる内容、すなわち事前計画及び初動体制に係る対策班設置・情報収集・広報活動・仮置場確保等に限定した内容をマニュアルとして取りまとめる目的とし（第2章）、本検討部会を設置することとした。

また、部会では、埼玉県清掃行政研究協議会の『災害時における一般廃棄物処理県内協力体制』について、より実効性の高い協力体制とするため、その拡充策についても併せて検討を行った（第3章）。検討に当たっては、災害時における各自治体の現状を把握するため、アンケート調査を実施するとともに（第4章）、新潟県中越地震の被災地である新潟県長岡市での現地調査を行った（第5章）。

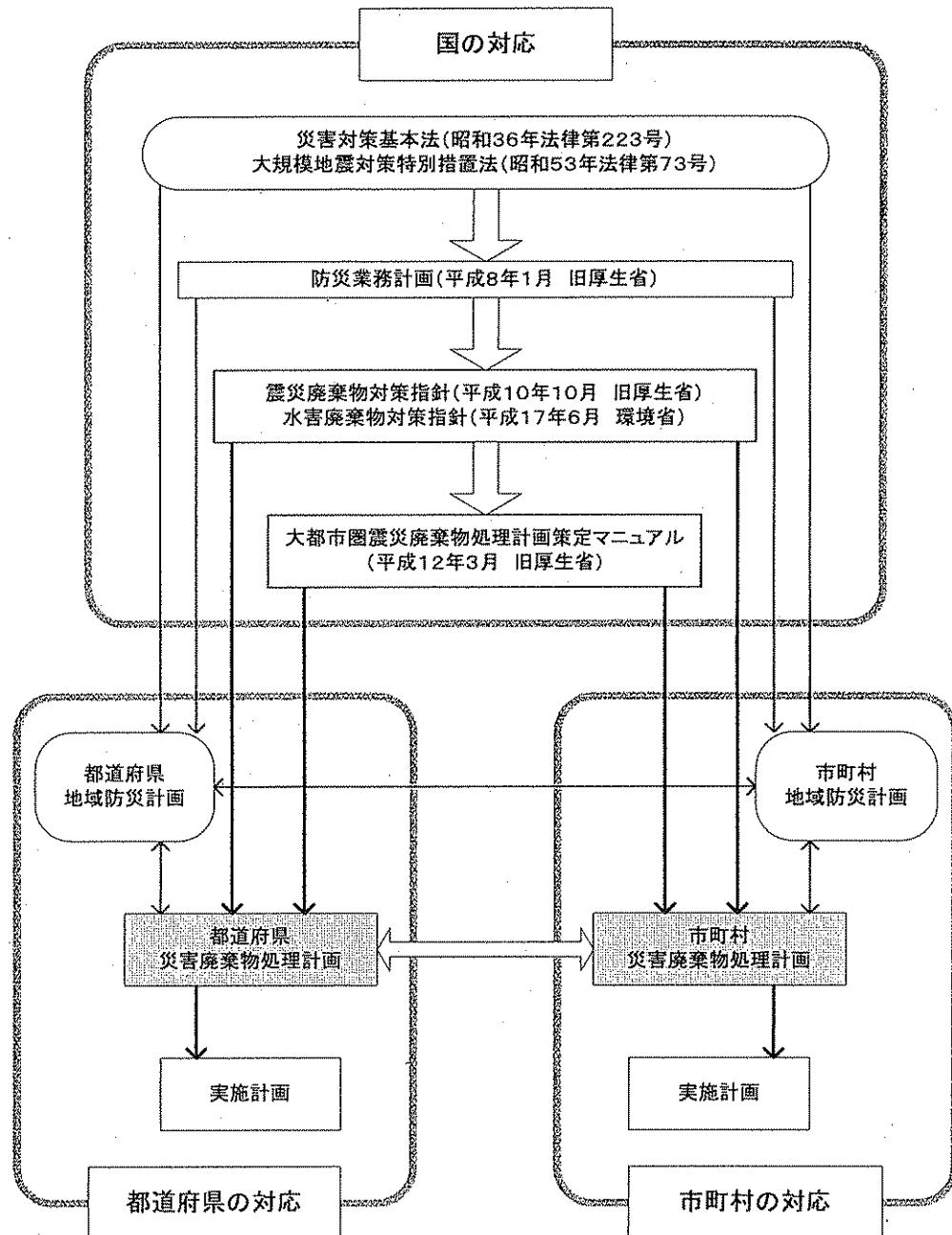
○テーマ

『災害廃棄物対策の検討』

○具体的内容

- ①災害廃棄物処理計画策定マニュアルの策定
- ②災害時における県内協力体制の拡充

災害廃棄物対策の枠組み



2. 検討部会の構成員及び開催スケジュール

2.1 検討部会構成員

災害廃棄物対策検討部会構成員を表 1-1 に示す。メンバーは 6 市 2 町 1 部事務組合からの代表者 10 名と事務局 4 名の計 14 名である。

表 1-1 災害廃棄物対策検討部会構成員

会員名	団体名	所属	職名	氏名	備考	
第1	八潮市	リサイクル推進課	課長	山本文夫	部会長	
	川口市	廃棄物政策課	主任	渡辺浩之		
第2	上尾市	西貝塚環境センター 管理課	主査	矢部守彦		
		環境対策課	主任	藤田悟		
第3	深谷市	環境課	課長補佐	田中嵩義	副部会長	
	熊谷市	廃棄物対策課	主査	三沢健治		
第4	志木市	環境推進課	主査	浅見一則		
	入間西部衛生組合	清掃センター	主任技師	新井延幸		
第5	小川町	環境衛生課	係長	内野和正		
	小鹿野町	衛生課	副主幹	橋本洋一		
事務局						
埼玉県	環境部 資源循環推進課	副課長	野口勝	事務局長		
		主査	酒井辰夫	書記		
		主任	加藤武	担当		
		主任	金山久美	担当		
コンサルタント		部長	楠幸二	主任技師		
		部長	矢倉弘史	担当		

2.2 検討部会開催スケジュール

本検討部会は、平成 17 年 9 月から平成 18 年 3 月までの間に計 4 回開催した。

検討部会の開催スケジュール及び主な議題を表 1-2 に示す。

表 1-2 検討部会の開催日及び議題

	開催日	目的	主な議題
第 1 回	平成 17 年 9 月 8 日	検討部会の主旨 確認	○部会員紹介 ○正副部会長の選出 ○部会における検討内容について ○アンケート調査の実施について
第 2 回	平成 17 年 11 月 16 日	新潟県中越地震 被災地視察	○長岡市（寿事業所）における災害廃棄物の 処理等に関する説明 ○質疑・応答 ○現場視察（関原集積所における分別状況） ○災害廃棄物対応に係る自治体アンケート調 査について
第 3 回	平成 18 年 2 月 17 日	内容の検討（マ ニュアル、協力 体制等）	○災害廃棄物処理計画策定マニュアル（案） について ○災害時における県内協力体制の拡充につい て
第 4 回	平成 18 年 3 月 16 日	内容の検討（報 告書案等）	○報告書案について

2.3 検討の手順と方法

本検討部会の検討手順を図 1-1 に示す。

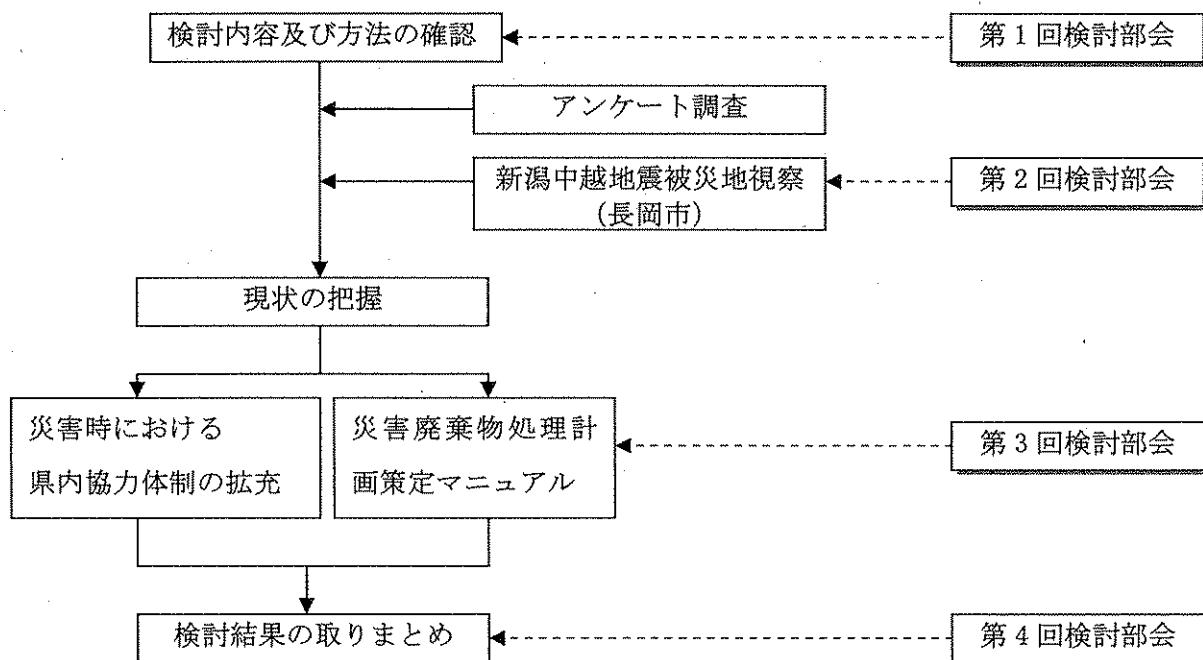


図 1-1 検討手順

第2章 災害廃棄物処理計画策定マニュアル

[当計画策定マニュアルの趣旨]

震災や水害などの災害時における自治体の廃棄物対応については、阪神・淡路大震災を契機として災害廃棄物処理計画を策定・整備することが急務とされている。

一方、災害対策基本法に基づき既に各自治体は地域防災計画を策定し、廃棄物対策に関する計画も定めている。しかし地域防災計画における災害廃棄物対策によるだけではなく、より迅速できめ細かな対応を図るために、地域防災担当とは別に廃棄物担当が主体的に災害廃棄物処理を計画・推進すれば、大きな効果が期待できるというのが災害廃棄物処理計画策定の趣旨である。

ところが、人員等が限られ、日常業務が優先される中では、被害の規模の想定が困難で、しかも、いつ発生するかわからない災害に対する計画策定までは手が回せないことも事実である。

しかし、いざ災害が発生した時に迅速かつ適確に行動するには、災害等に対する事前対策が不可欠である。そこで、より多くの自治体で災害廃棄物処理計画が策定されるよう、特に重要性が高いと思われる内容に絞りこみ、必要最小限の災害廃棄物処理計画を策定するためのマニュアルを作成した。

このマニュアルに盛り込まれているのは、事前計画及び初動体制に係る対策班設置・情報収集・広報活動・仮置場確保等に限定されているため、全般的な災害廃棄物処理対策を講じようとする自治体については、後掲の資料を参考にしながら、より充実した対策となるよう補完されたい。

1. 災害廃棄物対策班の設置

災害時において廃棄物担当部局が取るべき対応を想定し、対策班や役割等を設定しておくことは最優先事項である。

1) 対策班の役割及び分担設定

自治体により組織形態に差異があるので、一般化は困難であるが、以下に班体制とその役割を示す。

[留意事項]

災害廃棄物への対応はその優先度を含めて、災害の種類・規模、被災の範囲・状況、自治体の状態(位置・地形・人口建築物密度等)や廃棄物処理形態(収集委託・組合処理

等)により異なるが、少なくともソフト面においては、最悪に近い被災状況を想定しておくことが望まれる。

関係者の動員や人員配置には、住所等を考慮して班の編成を行い、緊急を要する部署には最低人員でも確保できる体制を整備する必要がある。

(1) 廃棄物統括

- ① 総務… 職員等人員配置・応援調整、地域防災部局・部内各班・県・他市町村・関係支援団体との連絡調整、被害情報の収集・管理、住民への広報・窓口相談、経理・契約等
- ② 監視… 不法処理(不法投棄・違法運搬)・野焼きの監視・指導、有害物質(アスベス等)・産業廃棄物(特に有害・医療系)の情報管理、環境部局との連絡調整等
- ③ 計画… 廃棄物(ごみ・がれき・し尿等)の処理区分・処理方法計画(リサイクルを含む)、廃棄物発生量の推計、仮設トイレの設置・維持管理計画(防災部局との連携・調整)等

(2) 廃棄物収集

- ① 生活ごみ収集… 生活ごみ(避難所を含む)・粗大ごみの収集・運搬、臨時ステーションの開設
- ② し尿収集… し尿(仮設トイレを含む)の収集・運搬、仮設トイレの清掃・消毒等管理
- ③ がれき等収集… がれき・廃木材等の収集・運搬
- ④ 有害廃棄物… アスベスト等の収集・運搬

(3) 廃棄物処理・処分

- ① 生活ごみ処理… ごみ処理施設の復旧等管理、生活ごみ(避難所を含む)・粗大ごみの保管・処理(焼却・リサイクル等)
- ② し尿処理… し尿処理施設の復旧等管理、し尿(仮設トイレを含む)の処理(下水道投入を含む)
- ③ がれき等処理・処分… 仮置場の搬入管理、がれき等の保管・処理・処分(焼却・リサイクル、埋立最終処分等)、
- ④ 有害廃棄物処理… アスベスト等の処理

2) 連絡方法・初動体制の整備

災害時における本計画を遂行するには、迅速な廃棄物関係者の動員及び対策班に係る人員配置が重要である。そのための連絡方法としては以下に示す方法を検討する。

- ① 電話・ファクシミリ、② 携帯電話、③ インターネット、④ 人による連絡、⑤ 防災無線

[留意事項]

各自治体には既に緊急連絡網はあると思われるが、災害時に備えて一層確実なものに整備しておく必要がある。一般に連絡方法として電話・ファクシミリが挙られているが、災害時の緊急連絡には役に立たない場合が多い。プライバシーに関するかも知れないが、最近普及している携帯電話の活用が有効である。人による直接的な連絡を含め、複数の連絡方法を取り決めておくのが望ましい。

また災害時の初動業務としては、少なくとも以下に示す事項が整理できる。

- ① 地域防災部局との連絡体制確保と住民・建築物等の被災状況把握
- ② 廃棄物発生量の推計及び対策の計画
- ③ 仮設トイレの設置・管理計画
- ④ 廃棄物関連施設の被害状況把握と復旧対策
- ⑤ 住民への広報・相談及び委託業者・支援団体への連絡
- ⑥ 仮置場への受入準備(不承諾候補地でも災害時は交渉の可能性あり)

チェックリストを用意し掲出するなど、緊急時に目に見えるところにあると、無駄や漏れがなく迅速に対応できる（表 2-6 参照）。

3) 関係者間ミーティングの実施

計画がどんなに精緻に策定されていても、災害は頻繁に起こることはないので、特に関係人員が少なく通常業務に追われている場合は、計画に精通している関係者は少ないと思われる。しかし災害という異常時には、常識と思われる事項についても、適切に行動できないことが予想される。当マニュアルの目的の一つはその改善であり、必要最小限の重要な対応策やその手順等について、関係者同士で短時間でも話し合う機会を常日頃から持つことを推奨する所以である。

2. 情報収集・広報活動及び廃棄物区分

情報収集・広報活動については、前述の連絡方法・初動体制のところでも簡単に触れている。

1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握

これらの情報は、生活ごみ・し尿・がれき等の発生量を推計し、その対策を計画し、関係者へ連絡したり要請したりするうえで重要である。被災住民の避難場所や下水道が使用できない住居等には仮設トイレを用意する必要があり、倒壊した建築物等からはいざれ災害廃棄物が排出されてくる。

被害情報と廃棄物処理との関係は、以下に示すように整理できる。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 被災住民・避難場所、下水道被害⇒ | 仮設トイレの設置・収集処理 |
| ② 建築物等の倒壊被害⇒ | 災害廃棄物の発生量推計・相談指導・処理等 |
| ③ 電気・ガス・水道の被害⇒ | ごみ質の変化、処理施設稼動への影響 |
| ④ 道路・橋梁等の被害⇒ | 廃棄物の収集・搬送への影響 |

[留意事項]

これらの情報については、廃棄物担当が独自に収集整理するのではなく、防災部局との連携のもとで、防災部局が把握している情報を入手する。廃棄物担当は、不足する情報について独自の調査を行う。

2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握

被災した廃棄物処理関連施設の状況については、早急に被害内容、稼動の可否、応急対策及び復旧の見込み、搬出入の可否(周辺道路の状況)等を把握する。

施設の応急対策が不可能な場合あるいは施設関係者だけでは復旧が困難な場合、電気・水道・ガスが使用できない場合、搬出入道路の通行に支障がある場合は、すぐに以下に示す対応を検討しなければならない。

- ① プラントメーカー等の関係者と連絡を取り復旧の見通しを立てる。
- ② 廃棄物発生量推計を参考に処理・処分計画を立て関係部局に連絡する。
- ③ 住民に広報する(緊急を要しないものは排出しない等)。
- ④ 必要に応じて、協力・支援団体へ要請する(原則として防災部局経由)。

3) 被災住民への広報活動

災害全般に係る広報は地域防災部局が実施するものと思われるが、廃棄物処理に係る詳細な事項については、地域防災部局と連携を図りながら廃棄物部局が担当することになる。災害という異常時であるので、平常時とはかなり異なる分別・排出方法、排出日時等のお知らせになる事が予想されるが、適正な排出に向け、住民の協力を促す

啓発にもなる。特に災害廃棄物については、早い段階で対応の仕方や補助の可能性について情報を提供し、住民が違法業者等に惑わされないよう注意を喚起する。

広報のメディアとしては、平常時同様の新聞チラシ、防災用放送、テレビ・ラジオ放送などがある。印刷物は確実に配布し、他の部局のものや新旧が紛れたりしないよう工夫する。配布に当たっては、高齢者などに内容が伝わりにくい場合もあるので、町内会長あるいは自治会長や民生委員の方の協力を仰ぐのも方法の一つである。

4) 相談・苦情等の処理

災害一般の相談・苦情は地域防災部局が担当すると思われるが、廃棄物処理については、廃棄物関係部局が対応することになる。避難していない住民等から、災害廃棄物の処理に係る相談や不法投棄・野焼きの苦情等が寄せられることが想定される。すぐに対応できなくても、見通しを述べ安心してもらうとともに協力を得る必要がある。また上述のように違法業者の排除にも留意しておかなければならない。

5) 廃棄物の区分

当マニュアルで対象とする災害廃棄物は、以下に示す資料に基づき、表2-1のように整理できる。

- 震災廃棄物指針(平成10年10月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- 水害廃棄物対策指針(平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- 災害廃棄物処理計画指針(平成9年3月 埼玉県環境部)

表2-1 災害廃棄物の区分

区分	摘要
がれき等	損壊家屋の解体・撤去等に伴って発生するコンクリートがら・廃木材等
生活ごみ	災害により一時的に大量に発生した生活ごみ(可燃・不燃)や粗大ごみ (破損食器類・カセットボンベ、倒壊浸水家具類・廃家電等も予想される)
し尿	仮設トイレ等からのし尿
その他	アスベスト等の環境汚染が懸念される廃棄物 洪水による流木・プラスチック類等

3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法

災害廃棄物量の推計は事前及び災害発生後に行うが、その処理・処分方法は事前に計画しておかなければならない。

1) 災害廃棄物量の推計

事前に行なう推計は仮置場確保の計画・検討のためのものである。

被災後においては、先ず人命救助・消火活動等が最優先された後に、災害廃棄物の収集・搬送・処理(リサイクルを含む)・処分が実施されることになるが、処理・処分計画の立案、仮置場への搬入受入準備、不足する仮置場の確保等が急務となる。そこで精度は漸次改訂するとしても、災害廃棄物発生量の推計は被災直後から急ぐ必要がある。

発生量は、家屋区分ごとに解体が必要な建築物の床面積に、表 2-2 に示す発生量原単位(平均値)を乗じて推計する。床面積は、家屋区分ごとに全壊・半壊戸数を調査し、聞き取り内容・固定資産台帳等により算定する。

$$[\text{発生重量}] = [\text{床面積}] \times [\text{面積当たり重量}]$$

$$[\text{容積}] = [\text{面積}] \times [\text{体積}]$$

表 2-2 家屋解体による災害廃棄物発生量原単位(平成 7 年 6 月兵庫県)

No.	家屋区分	床面積当たり 重量 [t/m ²]	床面積当たり 体積 [m ³ /m ²]	みかけ比重 [t/m ³]
1	木造家屋	0.571	0.84	0.68
2	鉄骨(S造)住宅	1.271	0.958	1.33
3	鉄骨(S造)事務所	0.59	0.50	1.18
4	鉄筋コンクリート(RC)マンション等	1.566	1.20	1.31

出典：災害廃棄物処理計画指針(平成 9 年 3 月 埼玉県環境部)p. 15

2) 処理・処分方法の設定

災害時における廃棄物の処理・処分の方法については、一時保管・分別等処理(仮置場)、処理(焼却・破碎等中間処理、資源化リサイクルを含む)、民間業者引渡し、埋立最終処分等を含むフロー図として整理する。参考例を図 2-1 (p. 18) に示すが、これにより廃棄物ごとの流れとその量が明確になるので、計画を立案したり修正したりするのが容易となる。

3) 有害廃棄物への対応

有害廃棄物については、拡散した後では取り返しがつかないので、情報の収集と管理を行ない、被害を最小限に抑える対応を検討しておく。

有害廃棄物としては以下に示すものが挙げられるが、産業廃棄物に紛れ込む恐れがあるので注意を要する。

- ① アスベスト… 被災建築物の解体
- ② ダイオキシン・PCB… プラスチック等の野焼き、簡易焼却炉の灰等
- ③ 医療廃棄物、水銀・カドミウムを含む産業系スラッジ等

4) 違法な処理・投棄等に対する管理

災害時の混乱に紛れて、にわか運搬業者や県外の運送業者等が、廃棄物処理までを行う可能性がある。適正な処理・処分が担保されていない場合は、不法投棄に繋がるとともに、法外な金額請求によるトラブルも予想される。

こうした事態を考慮して、住民への広報活動で注意を喚起するとともに、委託業者・運搬業界及び産業界への協力要請などを行う。

4. 仮置場の確保

仮置場は、速やかに適正な処理(リサイクルを含む)・処分を行うために、仮保管場所及び積替施設としての機能を持つ。なお、仮置場で分別が徹底されれば、処理費の削減にも繋がる。

災害の規模が大きくなるほど仮置場の必要性は高まる。特に人口や建築物の密集した県南の地域では、仮置場の不足が被災地域の復興を遅らせることに繋がるので、その確保は災害廃棄物対策の重要な課題である。

1) 必要面積の設定

先に推計した災害廃棄物発生量(容量)のうち仮置すべき量を積み上げ高さで除し、作業スペースを勘案して必要面積を推計するが、可能な限り余裕を持たせる。

$$[\text{必要面積}] = ([\text{仮置容量}]/[\text{積み上げ高さ}]) \times (1 + [\text{作業スペース率}])$$

[積み上げ高さ] = 5 m(最大)・4 m(平均)、[作業スペース率] = 1… 標準

注) 作業スペース率：作業スペース面積の廃棄物置場面積に対する比率(両者が等しい場合は比率が1、前者が後者の半分の場合は0.5)。

2) 候補地の選定

仮置場の要件としては以下に示すとおり整理できる。用途としては、廃棄物処理関連施設用地(計画地含む)、運動場・広場、公園、山林・原野、休耕地、工場等の空地等が考えられる。

- ・二次災害の恐れの無い場所
- ・廃棄物発生と処理・処分(外部搬出を含む)との繋がりが良い場所
- ・効率的な搬出入ルート及び幅員が確保できる場所
- ・周辺環境にとって交通・作業に伴う騒音等の影響が軽微な場所
- ・仮置場の用途に必要な面積が確保できる場所

しかし、仮置場の候補地は以下に示す用地との競合も考えられるので関係部局との調整を行う。

- ① 被災住民の避難場所
- ② 仮設住宅設置場所
- ③ ライフライン等復旧の資材や支援物資の置場
- ④ 支援団体等の活動拠点(他自治体・自衛隊・警察・ボランティア等)

3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結

仮置場候補地の所有者あるいは管理者と事前に協定・覚書等を締結しておくことが望ましい。しかし公共用地以外について事前に了解を得るのは困難が予想されることから、候補地を挙げておき、災害発生時に状況をみて交渉するのも方法の一つと考えられる。

仮置場候補地の参考例を表 2-3 に示す。

表 2-3 仮置場候補地の参考例

No.	名称または現在の用途 (公私区分)	面 積 [ha]	仮置量 [t]	他の用途 (計画)	所有者・管理者 等との調整	備 考
1	A 処分場 (公共)	3.4			府内調整済	
2	B 焼却施設敷地 (公共)	1.3			担当内調整済	
3	C 広場(公共)	1.5		仮設住宅候補	府内調整中	
4	D 公園(公共)			一時避難場所	"	
5	E 工場跡地(民間)				覚書締結済	
6	F 原野(民間)				交渉中	
7	G 休耕畠(民間)					
	合 計					

5. 仮設トイレの準備

災害発生直後は人命救助・火災消火・飲料水確保が最優先されるが、すぐに人の生活による廃棄物の処理も課題となる。特にし尿処理は衛生面から緊急課題である。水洗トイレは、上水道・下水道・浄化槽・それらの連絡配管に支障があれば使用不可能となり、代用として仮設やポータブルのトイレを用意する必要がある。

1) 仮設トイレの確保

災害時には被害情報（避難者数及び断水等による仮設トイレ必要人数等）から、仮設トイレの具体数や種類を決定できるが、事前に準備すべき仮設トイレの数量・種類は、特に基準はないので自治体の設定に委ねる。

[留意事項]

自治体で想定する仮設トイレの種類・数量を全て自前で準備しておくのは非効率であるので、他の自治体等に応援要請することを考慮して必要量を格納・管理する。なお、リース業者への発注等の要請は、先に契約した者勝ちになりかねない。

こうした観点から、県内外を含めた協力体制を確立し、仮設トイレの自前準備について分担を協議することが望まれる。

なお仮設トイレについては、地域防災部局でも取り扱うので、調整を図る必要があ

る。また仮設トイレには以下に示す種類がある。最近、下水道本管のマンホールや樹の上に直接接続する下水道利用型仮設トイレが注目されている。

- ・組立式災害対策用トイレ… 洋式・和式、身体障害者対応型等
- ・箱型仮設トイレ… 同上
- ・下水道利用型トイレ(マンホール・樹上)… 同上
- ・簡易(ポータブル)トイレ… 焚却可能型等

2) 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置・撤去や借用・返却などの管理は、地域防災部局と連携・調整を図る。

仮設トイレに係るし尿収集は廃棄物処理部局で計画・実施する。

[留意事項]

仮設トイレに係る清掃・消毒等の衛生管理や覗き見等の軽犯罪への対応も考えておく必要がある。

6. 処理施設に係る防災対応

廃棄物処理施設(処分場も含む)に係る防災対応は、事前に計画し実施すべきものである。組合処理であっても、構成自治体の廃棄物処理部局は、施設を把握し防災対応を検討して組合へ働きかける必要がある。

1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事

最新のものではない施設については、建設メーカーとも協議して耐震性審査を行い、新設計画等を考慮し必要があれば耐震強化工事を実施する。

2) 施設の点検・応急対応のマニュアル化

平常時の施設運転等マニュアルが災害時(被害の程度にもよる)にも通用するのか確認し、必要があれば建設メーカーと協議して、点検を含めた応急対策についてもマニュアル化しておく。

3) 応急対策の検討・実施

燃焼ガス水噴射冷却式の焼却施設は、水がなくなれば稼動できないので、水道(上水・工水)だけの水源であれば、井戸水や河川等を応急的に使用する対策を考える。

施設や搬出入道路が冠水し易い所ならば、防水壁の築造や搬出入道路のかさ上げ・複数化の対策は有効である。特に施設の敷地は、災害廃棄物の仮置場等に設定せざるを

得ないことから、搬入路の確保は重要である。

また、水の他にも電気・ガスなどのエネルギー対策や使用薬剤の備蓄などについても対策しておく必要がある。

7. 他団体との支援・協力体制の整備

災害時の被害が大きければ、自力での災害対応は不可能になる恐れがある。そのため、他団体との支援・協力体制を事前に整備しておく事が重要である。しかし、特に他自治体との支援・協力は互助的なものであるので、自らも支援・協力できる体制を考えておく必要がある。

なお、埼玉県が締結している協定（表 2-4）もあるので、県を通じ協力を仰ぐことも可能である。

また、彩の国資源循環工場（PFI施設）での災害廃棄物の受入も可能である。

表 2-4 埼玉県が締結している協定

団体名	協定の名称	協定の概要
八都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿処理に関する施設又は業務の提供若しくはあっせん
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社)埼玉県産業廃棄物協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分

※ 埼玉県清掃行政研究協議会においても、一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力を内容とした「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」を全会員と締結している。

8. その他の計画

以上、当マニュアルで取り上げた内容は必要最小限にとどめているので、その他にも計画に盛り込むべき内容は多く、各自治体の状況によってはそちらの方が重要な場合もある。したがって、当マニュアルで策定された災害廃棄物処理計画については、以下に示す参考資料に基づき、さらに充実させていただきたい。特に埼玉県内で先進的なさい

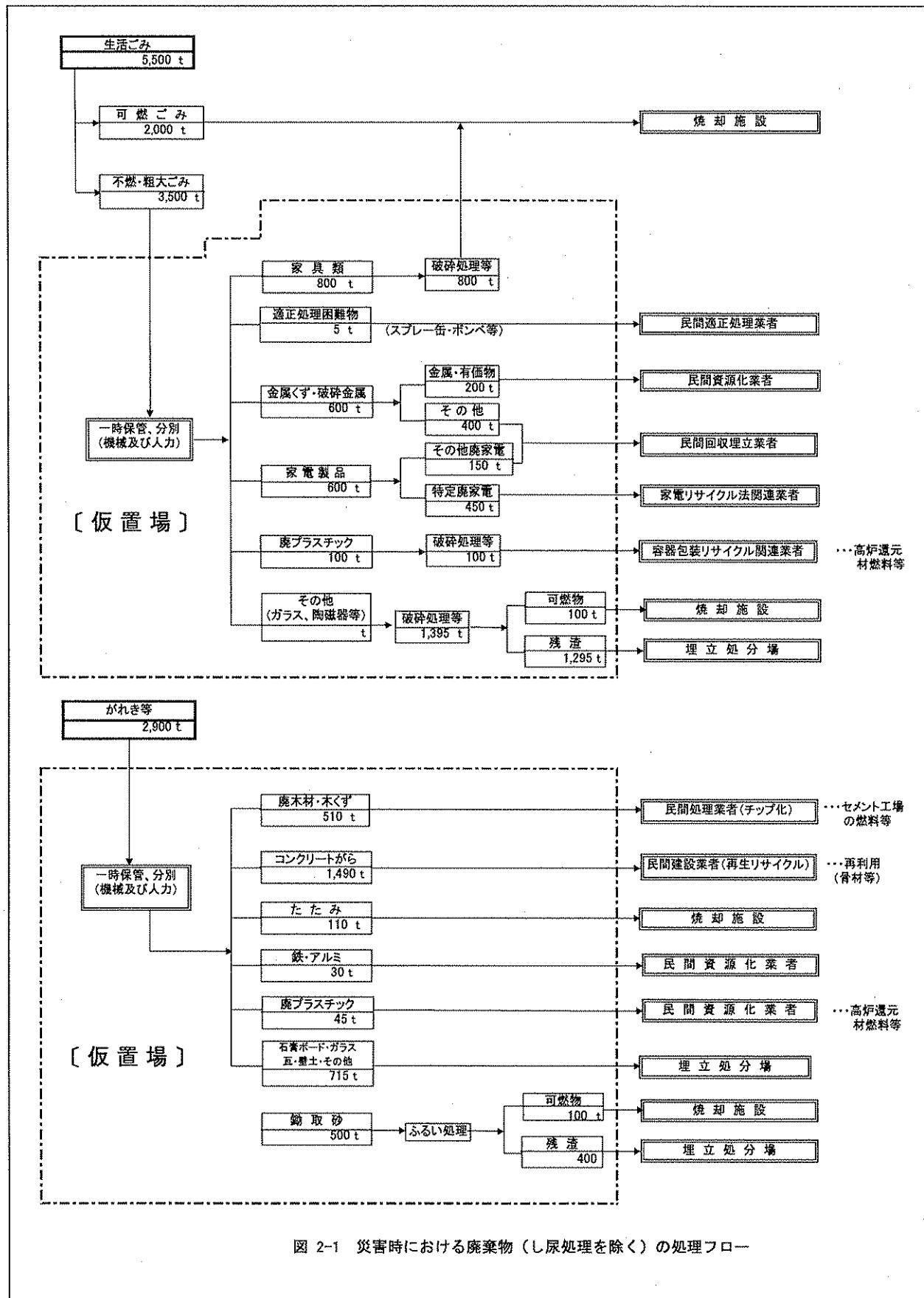
たま市の計画は、大いに参考となろう。

[参考資料]

- ① 「震災廃棄物対策指針」(平成 10 年 10 月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- ② 「水害廃棄物対策指針」(平成 17 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ③ 「災害廃棄物処理計画指針」(平成 9 年 3 月 埼玉県環境部)
- ④ 「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き」(平成 12 年 3 月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- ⑤ 「環境部災害対応マニュアル」(平成 17 年 3 月 さいたま市環境部)
- ⑥ 「千葉市震災廃棄物処理計画」(平成 17 年 3 月 千葉市環境局)
- ⑦ 「市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル」(平成 9 年 3 月 神奈川県環境部)
- ⑧ 「震災廃棄物の適正処理に関する調査報告書」(平成 11 年 11 月 七都県市廃棄物問題検討委員会)

表2-6 災害発生時の対応手順チェックリスト(例)

【第1段階】発生直後から数時間後における対応	
<input type="checkbox"/> 職員の安全確認 <input type="checkbox"/> 職員登庁の可否の確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置の確認と災害廃棄物対策班の位置づけ確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を中心とした連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> その他	
【第2段階】災害発生当日における対応	
<input type="checkbox"/> 災害対策班の体制、役割分担の再確認(役割分担に関しては新たな情報に基づき隨時見直し) <input type="checkbox"/> 被害状況に関する情報の収集(隨時、新たな情報の追加収集)	
<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数の確認 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 避難所に関する情報の収集	
<input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置の確認 <input type="checkbox"/> 避難場所ごとの避難住民(家族)数の確認 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設に関する情報の収集	
被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL: 048-830-3105)	
<input type="checkbox"/> 焼却施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> し尿処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他ごみ処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他	
→	
・運転不能の場合、応援要請(県、埼清研、近隣自治体) ・各施設のプラントメーカーに復旧あるいは点検・補修の要請	
【第3段階】震災発生後1日から3日間における対応	
<input type="checkbox"/> 被災状況に応じた災害廃棄物計画の見直し(随时、新たな情報をもとに見直し)	
<input type="checkbox"/> 既定連絡体制の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定災害廃棄物量の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定処理・処分フローの確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定収集区分・収集方法の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮置場の場所、面積の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮設トイレ設置数の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> ごみ収集に関する対応	
<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認(収集品目、収集エリア、ごみの搬入先等) <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知(周知方法の確認(自治会、メディア、防災無線等)) <input type="checkbox"/> 収集運搬に係る協力要請 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 仮設トイレに関する対応	
<input type="checkbox"/> 仮設トイレ運搬・設置業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 業者と汲取り及び衛生管理に関する対応の確認 <input type="checkbox"/> し尿収集運搬に係る要請(周辺自治体等) <input type="checkbox"/> 仮設トイレに係る要請(リース会社、建設業者、周辺自治体等) <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 仮置場に関する対応	
<input type="checkbox"/> 仮置場管理者に対して使用許可の申請 <input type="checkbox"/> 分別等処理業者と対応の確認(仮置場の管理方法、機材関係等) <input type="checkbox"/> 仮置場に関する協力要請 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 相談・苦情窓口の設置	
<input type="checkbox"/> 災害対策本部との連携確認 <input type="checkbox"/> 対策班における対応の確認 <input type="checkbox"/> その他	
【第4段階】震災発生後4日から1週間における対応	
<input type="checkbox"/> ごみの収集関係	
<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先	
- 災害対策本部 TEL: - 埼清研 TEL: 048-830-3110 - 埼玉県資源循環推進課 TEL: 048-830-3105 (夜間・休日) TEL: 090-2224-4056	
<input type="checkbox"/> 家屋の解体に関する対応	
<input type="checkbox"/> 解体希望家庭への手続き等の周知 <input type="checkbox"/> 解体業者の登録 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 違法処理・投棄に対する監視体制の整備	
<input type="checkbox"/> 環境部局との連携確認 <input type="checkbox"/> 体制及び役割の確認 <input type="checkbox"/> その他	
- 近隣自治体 TEL: - 自治会代表 TEL: - 関係団体 TEL:	



第3章 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制の拡充

部会では、埼玉県清掃行政研究協議会の『災害時における一般廃棄物処理県内協力体制』(次ページ要綱参照)について、より実効性を高めるため、その拡充策について検討を行った。

部会としての検討内容は以下のとおりである。

1. 問題点の整理

- ・名称からは、協定の内容が災害時的一般廃棄物の処理に限定されているように考えられる。実際のところは、協定締結時の「災害時における一般廃棄物」の定義は、災害により発生した生活ごみや粗大ごみ及び仮設トイレからのし尿を含んだもので、がれきなどを除いたものとなっていた。
- ・協定書及び要綱には、災害時における一般廃棄物の定義は明記されていない。したがって、解釈によっては、災害により発生した生活ごみや粗大ごみ及び仮設トイレからのし尿は含まれないと考えられてしまう。
- ・がれきについては、そもそも対象にしていないので、がれきの仮置場の協力等が不明確になる。
- ・協力要請が原則会員同士で行うことになっているが、災害時に要請を個別に行うことは難しいと思われる所以、会長に斡旋の要請をすることになる。しかし、斡旋の要請について方法等が示されていない。
- ・県が協議会の会員になったが、県の立場・役割が示されていない。

2. 実施可能な対策の検討

現状の協定を維持することを前提に、1. の問題点を解決できる対策を検討した。

1) 施設被害状況の情報提供

市町村等の施設に被害があった場合、県に連絡することになっているため、各施設（ごみ焼却施設・し尿処理施設）の稼働状況について表3-1及び表3-2に情報を整理し各会員に情報提供する。

2) 斡旋の要請方法の明確化

斡旋の要請があることを前提に、図3-1に準じた調整をする。斡旋の要請をするための様式3-1を定める。

3. まとめ

2. の対策だけでは、十分な拡充策とはいえない。現状の協定の範囲では十分な拡充は難しい。そこで、新たな協定を締結する方向で新たな協力体制を検討したが、詳細な部分までには検討が及ばなかった。

なお、本部会で検討した事項を参考までに次に示す（イメージは図3-2参照）。

- ・一般廃棄物及び災害廃棄物を対象とする。
- ・各ブロックにブロックリーダーを置き、リーダーによる仮称「災害廃棄物対策調整会議」を

設置する。

- ・ブロック単位で交替して被災団体を支援。

また、新たな体制を構築するにあたり検討すべき主な課題をあげる。

- ・協定の内容
- ・ブロッククリーダーの選定及び役割
- ・県関係部、市町村関係部局との調整
- ・全国知事会、八都県市など既存の協力体制との連携
- ・民間団体等の協力先の選定、協定締結の可能性、協力内容の整理

本部会では、協力体制の拡充について結論的なものは示すことができない。したがって、次年度の調査研究において、引き続き協力体制の拡充について検討する必要がある。

埼玉県清掃行政研究協議会

災害時における一般廃棄物処理省内協力体制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、その対応として、広域的な処理が円滑にできる体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協力体制とは、埼玉県清掃行政研究協議会(以下「協議会」という。)の会員相互間において、前条の目的を達成するため応援協力をを行うことをいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、会員が行う一般廃棄物処理業務とする。

(会員の責務)

第4条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

二 必要に応じて会員ごとの規約等の見直し及び地元住民の理解を得られるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第5条 会員は、あらかじめ協定書(様式1号)を締結するものとする。

2 協定書は、協議会会長(以下「会長」という。)と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第6条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書（様式2号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書をとりまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第8条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第9条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書（様式3号）により会長に提出するものとする。

(疑義が生じた場合)

第11条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、平成9年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月23日から施行する。

様式 1 号

災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力をを行うことを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数等報告書（様式2号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書をとりまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書（様式3号）により会長に提出するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

(協定の締結)

第10条 この協定は、会長と会員の間で締結する。

なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものとみなす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長

所在地 埼玉県

名称

代表者

様式 2 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

- (1) 所在地
- (2) 面積
- (3) 現状 運動場・河川敷・その他 ()
○を付けて下さい 具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

- (1) 形式・台数
 - ①汲み取り式 台
 - ②ポータブル 台
 - ③その他 台

()
その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

様式 3 号

一般廃棄物処理委託実績報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託先

2 委託業務

(1) 処理施設等

(2) 人的派遣等

(3) 機材等

(4) その他

3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料

4 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

表3-1 一般廃棄物焼却施設稼働状況

平成 年月日 時現在

No.	自治体名	施設名	稼働状況	備考
1	さいたま市	クリーンセンター大崎 第一工場		
2	さいたま市	クリーンセンター大崎 第二工場		
3	さいたま市	西部環境センター		
4	さいたま市	東部環境センター		
5	さいたま市	岩槻環境センター		
6	川越市	西清掃センター		
7	川越市	東清掃センター		
8	川口市	戸塚環境センター（西棟）		
9	川口市	朝日環境センター		
10	所沢市	西部クリーンセンター		
11	所沢市	東部クリーンセンター		
12	飯能市	クリーンセンター		
13	東松山市	クリーンセンター		
14	春日部市	クリーンセンター		
15	狭山市	第二環境センター		
16	羽生市	清掃センター		
17	上尾市	西貝塚環境センター		
18	入間市	総合クリーンセンター		
19	朝霞市	クリーンセンター		
20	和光市	清掃センター		
21	桶川市	環境センター		
22	坂戸市	西清掃センター		
23	ふじみ野市	上福岡清掃センター		
24	ふじみ野市	大井地区清掃センター付属炉		
25	伊奈町	クリーンセンター		
26	川島町	環境センター		
27	菖蒲町	清掃センター		
28	杉戸町	環境センター		
29	蓮田市白岡町衛生組合	180t/16H ごみ焼却施設		
30	久喜宮代衛生組合	ごみ処理施設		
31	加須市、騎西町衛生施設組合	ごみ処理施設		
32	志木地区衛生組合	富士見環境センター		
33	志木地区衛生組合	新座環境センター 西工場		
34	栗橋・鷲宮衛生組合	八甫クリーンセンター		
35	小川地区衛生組合	ごみ焼却場		
36	東埼玉資源環境組合	東埼玉資源環境組合 第一工場		
37	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センター		
38	彩北広域清掃組合	小針クリーンセンター		
39	秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター		
40	大利根町北川辺町衛生施設組合	ごみ焼却施設		
41	児玉郡市広域市町村圏組合	小山川クリーンセンター		
42	埼玉西部環境保全組合	高倉クリーンセンター		
43	埼玉中部環境保全組合	埼玉中部環境センター		
44	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第一工場		
45	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第二工場		
46	大里広域市町村圏組合	深谷清掃センター		
47	大里広域市町村圏組合	江南清掃センター		

※ 稼働状況欄 (○…稼働(連絡有)、-…稼働(連絡無)、×…停止)

表3-2 一般廃棄物し尿処理施設稼働状況

平成 年月日 時現在

No.	自治体名	施設名	稼働状況	備考
1	さいたま市	クリーンセンター西堀		
2	さいたま市	大宮南部浄化センター		
3	川越市	滝ノ下終末処理場し尿処理施設		
4	川越市	環境衛生センター		
5	熊谷市	第一水光園		
6	川口市	領家衛生センター		
7	行田市	環境センター		
8	秩父市	秩父環境衛生センター清流園		
9	所沢市	し尿処理施設		
10	飯能市	環境センター		
11	東松山市	環境センター		
12	春日部市	し尿処理施設		
13	狭山市	し尿処理場		
14	羽生市	汚泥再生処理センター		
15	深谷市	衛生処理場		
16	鳩ヶ谷市	環境センター		
17	幸手市	ひばりヶ丘桜泉園		
18	川島町	環境センターし尿処理施設		
19	小鹿野町	衛生センター		
20	寄居町	汚泥再生処理センター		
21	蓮田市白岡町衛生組合	浄化槽汚泥処理施設		
22	蓮田市白岡町衛生組合	4.2klし尿処理施設		
23	久喜宮代衛生組合	70kl/日し尿処理施設		
24	朝霞地区一部事務組合	し尿処理場		
25	栗橋・鷲宮衛生組合	し尿処理施設		
26	加須市、騎西町衛生施設組合	し尿処理施設		
27	秩北衛生下水道組合	秩北衛生センター溪流園		
28	上尾桶川伊奈衛生組合	備前公苑		
29	北本地区衛生組合	クリーンセンターあさひ		
30	入間西部衛生組合	清掃センター		
31	入間東部地区衛生組合	環境クリーンセンター		
32	小川地区衛生組合	池ノ入環境センター		
33	坂戸地区衛生組合	坂戸地区衛生センター		
34	東埼玉資源環境組合	第二工場し尿処理施設		
35	蕨戸田衛生センター組合	し尿処理施設		
36	大利根町北川辺町衛生施設組合	し尿処理施設		
37	児玉郡市広域市町村圏組合	利根グリーンセンター		
38	荒川南部環境衛生一部事務組合	荒川南部環境センター清流園		
39	妻沼南河原環境施設組合	妻沼南河原環境浄化センター		

※ 稼働状況欄 (○…稼働(連絡有)、-…稼働(連絡無)、×…停止)

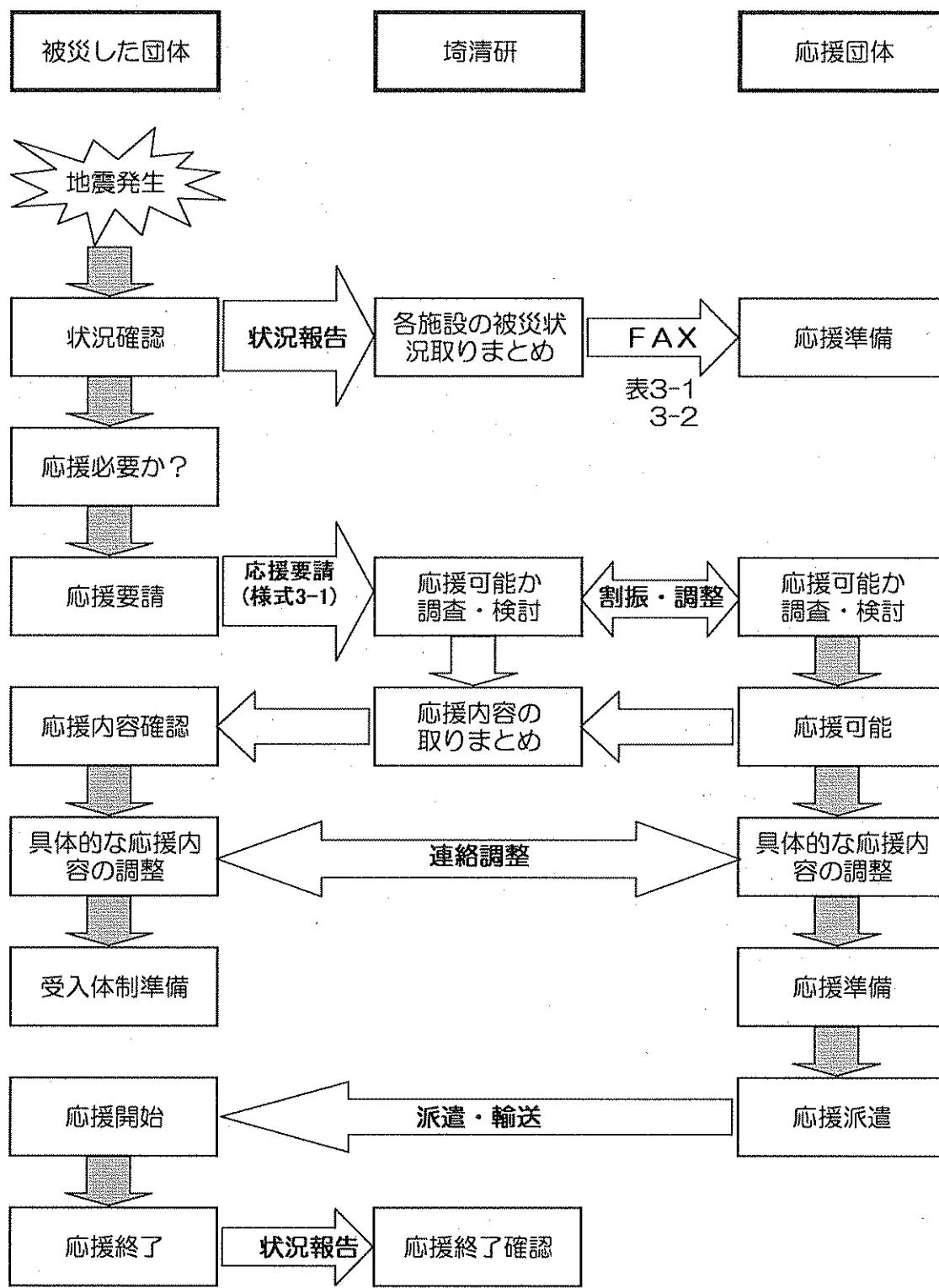


図3-1 現状で実現可能な対策

様式 3-1

平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

団体名

斡旋の要請について（依頼）

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり委託可能な会員の斡旋を要請します。

なお、委託業務に係る費用は、原則当方で負担します。

記

1 応援を要請する事業等（次の○印を付したもの）

ごみの収集運搬

し尿の収集運搬

重機等機材の借用

仮設・簡易トイレの借用

仮置場の借地

ごみの処理・処分

し尿の処理・処分

その他

2 事業の具体的な内容

3 担当課等

- (1) 担当課名称
- (2) 担当者氏名
- (3) 電話番号
- (4) FAX番号

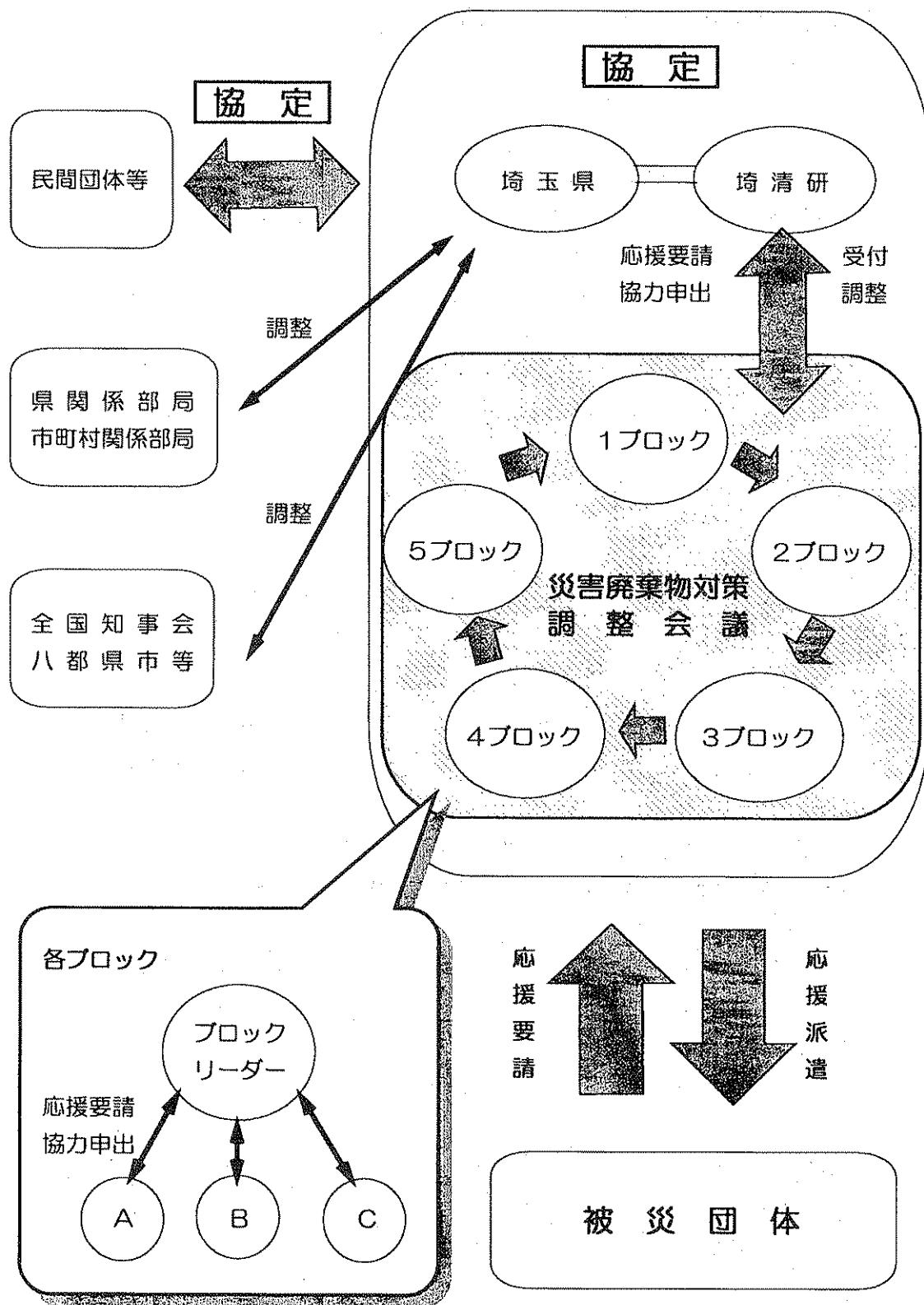


図 3-2 災害時における廃棄物処理の県内協力体制イメージ図

第4章 災害廃棄物に係る自治体アンケート調査結果の概要

1. アンケート調査の概要

1) アンケートの目的等

① アンケートの目的

災害時における各自治体の円滑な廃棄物対応を図る上で、実効性ある県内協力体制の拡充策を検討するために、県内協力体制の現況を把握し課題を整理する。

② アンケートの対象

県内全市町村、ごみ及びし尿処理を行う一部事務組合

③ アンケートの位置づけ

当アンケートは、「災害廃棄物処理計画」及びその上位計画である「地域防災計画」を踏まえつつ、各団体における災害時の廃棄物処理について、具体的な行動や手順等を伺うものである。

2) アンケートの実施・回収結果

① 実施の時期・方法

実施時期： 平成 17 年 9 月 28 日～10 月 11 日

方法： E メールあるいはファクシミリで発信・回収

② 回収結果

○ 市町村： 発信 85 団体、回答 82 団体、集計 81 団体

合併に伴い新市町に含めて回答した団体： 3 団体(旧大井町、旧大里町、旧両神村)

なお、旧妻沼町からは単独で回答を受理したが、集計は熊谷市の回答に含めて行ったため集計団体数としては 81 となった。

○ 組合： 発信 28 団体、回答 27 団体、集計 27 団体

解散に伴い事務承継団体に含めて回答した団体： 西秩父衛生組合(平成 17 年 9 月 30 日解散)

なお、埼葛清掃組合は平成 17 年 9 月 30 日を持って解散したが、提出のあった回答は集計対象として取り扱った。

表 4-1 アンケート回収状況

項目	市町村	組合	合計
調査票発信団体数	85	28	113
調査票回答団体数	82	27	109
集計対象団体数	81	27	108

2. アンケート調査の結果

1. 「災害廃棄物処理計画」(それに類似するものを含む)の策定状況

1) 結果

提出物の中で処理計画といえるものは唯一、さいたま市の「環境部災害対応マニュアル(2005.3… 43頁)」だけである。やや処理計画に近いものとして、上尾・桶川・伊奈衛生組合の「震災・水害時のし尿処理計画(11頁)」が挙げられる。

他の提出物(15市町)は、ほとんどが「地域防災計画」の抜粋(2～8頁)である。地域防災計画は全ての市町村が策定済みのはずであるので、その抜粋を提出した15市町(狭山・本庄・久喜・飯能・日高・新座・川越・秩父市、菖蒲・長瀬・江南・神川・騎西・北川辺・大里町… 大里は熊谷と合併)は、処理計画が未策定と受け取ることもできよう。アンケート回答の中では、2市(熊谷・深谷市)と1組合(坂戸地区衛生組合)が地域防災計画での対応を示唆している。

なおアンケート設問1.等で、「処理計画の策定無し」を明確にしているのは、12市町だけである(坂戸・入間・所沢・八潮市、上里・毛呂山・白岡・児玉・伊奈・花園・川里・大里町… 川里は鴻巣・大里は熊谷と合併)。

2) コメント

埼玉県下で本格的な災害廃棄物処理計画を策定しているのは、さいたま市だけであり、今後他の団体が「地域防災計画」を一層具体化した「処理計画」を策定する段階では、さいたま市の計画が非常に参考となるものと思われる。

2. 災害廃棄物発生時の体制・組織

1) 結果

市町村別にみると(集計対象は81団体)、「特にない」が48%、次いで「大枠のみ決められている」が42%で、この両者で全体の90%を占めている。「詳細に決められている」は「その他」とともにそれぞれ5%である。

組合別にみると(集計対象は27団体)、「特にない」が圧倒的に多く78%、次いで「その他」が11%、「大枠のみ決められている」が7%、「詳細に決められている」が4%と続いている。

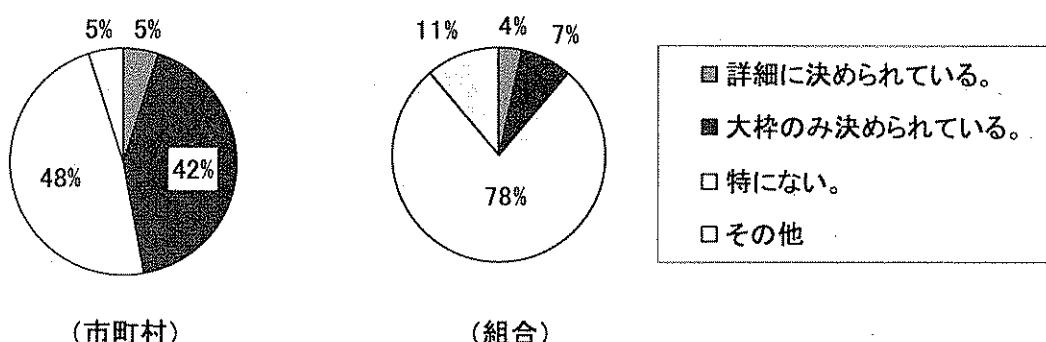


図 4-1 災害廃棄物発生時の体制・組織

2) コメント

市町村及び組合とも、災害廃棄物発生時の体制・組織が「詳細に決められている」のは全団体の4～5%程度である。両者とも半数以上の団体が「特ない」「その他」と回答している。市町村においては組合と異なり「大枠のみ決められている」と「詳細に決められている」を含めると、半数弱の団体が程度の差があっても「決められている」ことになる。恐らく市町村における災害廃棄物発生時の体制・組織とは、上記の「処理計画策定無し」が多いことから判断して、「地域防災計画」に定められている内容自体と考えられる。

3. 災害時における廃棄物関係者間の連絡方法

1) 結果

市町村(対象81団体)別に見ると、「通常電話」が60件(1団体複数回答可)と最も多く、次いで「携帯電話」が50件、「防災無線」が17件、「直接口伝えによる連絡」が14件、「インターネット」が5件である。組合(対象27団体)別でも「通常電話」が20件と最も多く、次いで「携帯電話」が16件、あとは「直接口伝えによる連絡」と「インターネット」とが各1件ずつである。

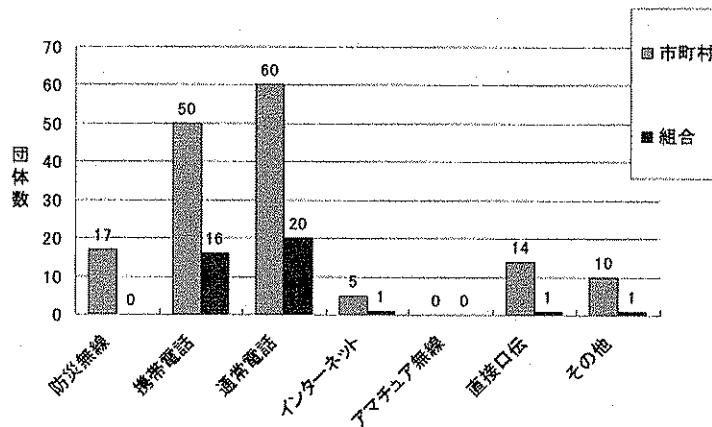


図4-2 災害時における廃棄物
関係者間の連絡方法

2) コメント

被災規模にもよるが、被災し易い「通常電話」や「インターネット」は緊急用には使用できない場合が多いと思われる。被災初期には錯綜して繋がり難くなることも予想されるが、「携帯電話」は関係者の連絡に最も便利で有用と思われる。確実性の高い「防災無線」は、他の緊急用連絡が優先されるので、職員間の連絡用には使用しづらいのではないかと考えられる。したがって対象団体(市町村及び組合)の約6割しか「携帯電話」を挙げていないのは意外な結果である。

4. 災害時における他団体との協力体制(廃棄物処理関係)

1) 現時点の実態

回答は、組合からはなく、約半数弱の市町村からだけである。しかし回答内容を見ると、「災害対策基本法」に基づく相互応援等、特に廃棄物に言及しない災害一般に係る協定がほとんどである。そこで回答の内容を吟味して、災害廃棄物処理に係る協力体制と判断できるものを以下に列挙する。①が県外、②～③が県内の近隣市町村、④が民間団体との協力に関するも

のである。なお県外市町村との廃棄物処理に係る協力体制は見当たらない。

- ① さいたま市… 八都県市首脳会議「災害時相互応援に関する協定」
- ② 草加・越谷・八潮・三郷・吉川市・松伏町… ごみ及びし尿処理を含む。
「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」(平成8年8月締結)
- ③ 所沢・飯能・狭山・入間市… 埼玉西部地域まちづくり協議会
「ごみ処理の協力体制に関する実施協定」(平成12年9月締結)
- ④ 三郷市・一般廃棄物収集運搬処理業者7社
「ごみ収集及び処理の相互協力」(毎年4月契約締結)

2) コメント

比較的件数の多い災害対策基本法に基づく「災害時相互応援に関する協定」は重要であり、今後も一層、広まって行くことが望まれる。しかし、こうした協定については、人命救助等緊急対策は当然としても、一般的な規定だけに済ませるのではなく、応急・復旧対策の中に「廃棄物処理」に関わる事項を明記し、具体的な対応を取り決めることが、協定の充実に繋がるものと考えられる。もちろん廃棄物処理に限定した協定はそれなりに意味があるが、上記のような一般的な協定においても、廃棄物処理を明確に謳えば、災害対策基本法に関連づけられて、平常時からの対策実施の効果が高まるのではないかと思われる。

5. 廃棄物関係職員による災害時を想定した対応の検討

5.1 検討の程度

1) 結果

市町村別に見ると、「検討していない」が82%と圧倒的に多く、次いで「専属の担当者はいないが関係課等を集めて検討を行っている」が11%、「その他」が7%と続いている。組合別でも同様に、「検討していない」が74%、専属の担当者はいないが関係課等を集めて検討を行っている」が15%、「その他」が11%となっている。

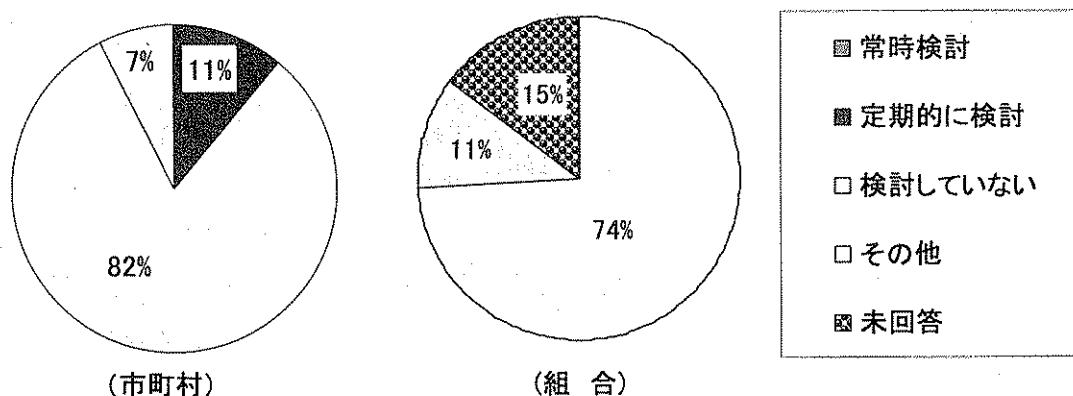


図4-3 災害時の対応についての検討程度

2) コメント

処理計画としてのマニュアル未策定は先に見えてきたところであるが、マニュアルがあったとしても、平常時におけるシミュレーションがなされていなければ、いざという時の対応は円滑に行われないとと思われる。一方マニュアルが無くても普段からの検討がなされていれば、部局間や職員間のネットワーク化、処理計画・事前対策の改善等が促進され、災害時の対応も円滑に実施される可能性が大きい。しかし、そうした検討がほとんどなされていない状況であるので、今後は各団体において積極的な取組みが望まれるところである。

5.2 検討の内容

1) 結果

市町村別にみると、「未回答」が最大の43%、次いで「具体的な話にはなっていない」が38%、「災害廃棄物処理に当たっての方針や方法まで」が12%、「その他」が6%、「具体的な手順まで」が1%となっている。組合別になると、やはり「未回答」が66%と最大で、次いで「具体的な話にはなっていない」が26%、「具体的な手順まで」と「その他」がそれぞれ4%である。

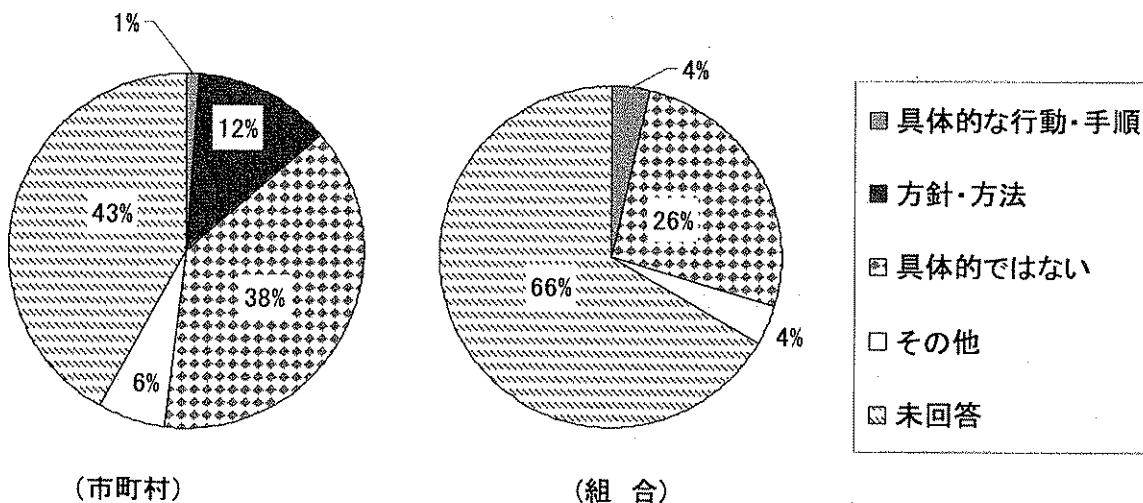


図4-4 災害時の対応についての検討内容

2) コメント

上記5.1で「検討していない」という回答が多いのであるから、その検討内容も十分でないことはやむを得ず、積極的な検討がなされるようになれば、自然に内容も充実したものとなろう。

6. 廃棄物処理施設に係る耐震化等の災害対策実施状況

1) 現時点の実態

現在の建物の耐震基準は昭和56年6月に改正された「建築基準法施行令」(新耐震設計法)に基づいている。この新耐震設計法においては、動的な配慮が取り入れられ、次の2段

階設計の考え方方が基本となっている。

- ① 耐用年限中に数度は遭遇する程度の地震(中程度:地動加速度で概ね 80~100gal)に対しては建物の機能を保持する(一次設計)。
- ② 耐用年限中に一度は遭遇するかもしれない程度の地震(大地震:地動加速度で概ね 300~400gal)に対しては、建物の架構に部分的な損傷が生じても最終的に崩壊から人命の保護を図る(二次設計)。

ここでは、各団体のごみ処理関連施設の耐震化対策等をアンケート調査の他に、県で集約している「一般廃棄物処理事業の概況(平成 14 年度)」から以下のように整理した。

- ① 新耐震設計法に基づいた建物であるか(昭和 56 年 6 月以降に設計された建物であるか)。
- ② 旧建築基準法に基づき建設された建物であって、耐震改修の必要性を判断するための耐震診断が行われているか「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)平成 7 年 12 月施行」。
- ③ 耐震診断に基づき耐震対策が施されているか。

県内で稼動している焼却施設は現在 55 施設あり、その内 39 施設(71%)が新耐震設計法に基づいて建設された施設であった。一方、旧建築基準法で建設された施設は 16 施設であり、その内、耐震診断を実施しそれに伴った耐震対策を施しているのはわずか 1 施設のみであった。

粗大、資源化施設 69 施設の内、57 施設(83%)が新耐震設計法に基づいて建設された施設であり、旧建築基準法で設計された施設はわずか 12 施設であった。

一方、し尿処理施設及びコミュニティプラントの建設年は相対的に古く、45 施設の内、新耐震設計法に基づいて建設された施設は 21 施設(47%)であり、旧建築基準法で建設された施設の内、耐震診断及び耐震対策を施している実態は確認できなかった。

表 4-2 新耐震基準に基づく施設建設の確認と

耐震診断及び耐震対策の実施状況

		焼却施設	粗大施設	資源化施設	し尿処理施設	コミュニティプラント
新耐震基準		39	23	34	21	0
旧耐震基準		16	8	4	19	5
合計		55	31	38	40	5
耐震診断	実施	1	0	0	0	0
	未実施	15	8	4	19	5
	合計	16	8	4	19	5
耐震対策	実施	1	0	0	0	0
	未実施	15	8	4	19	5
	合計	16	8	4	19	5

2) コメント

災害対策時の廃棄物処理及び相互協力体制の構築に際しては、旧建築基準法に基づき建設され、かつ耐震診断及び耐震対策が施されていない施設の存在を十分考慮しておく必要がある一方、災害時の廃棄物処理に備えた耐震診断及び診断に基づく耐震対策の実施が望まれる。

特に、し尿処理施設及びコミュニティプラントの多くが新耐震設計法以前に設計された施設であることから、災害時のし尿処理に備えた耐震対策の早急な実施が必要である。

7. 災害廃棄物の仮置場

7.1 仮置場の状況

1) 現時点の実態

市町村 81 団体において、仮置場が確保されていると思われるは 38 団体、検討していない、あるいは無回答であった団体が 44 団体であった。

仮置場の現時点における用途は、公共施設用地（広場・公園・運動場（グラウンド）、公共施設の駐車場等）が 27%、廃棄物処理施設用地が 14%、市町村有地 12% その他河川敷などとなっている。

仮置場の種類	回答数
市町村有地	11
公共施設用地	25
ごみ処理施設用地	13
河川敷	3
決まっていない	11
無回答	29
合計	92

※1 団体で同じ種類の仮置場を複数回答した場合は回答数 1 としてカウントした。

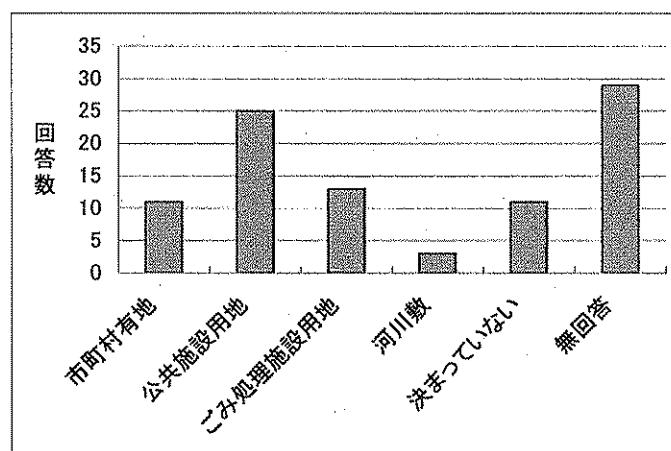


図 4-5 仮置場の種類

仮置場確保回答のある市は、さいたま・熊谷・川口・行田・秩父・所沢・本庄・春日部・羽生・深谷・上尾・入間・鳩ヶ谷・志木・新座・桶川・北本・八潮・富士見・三郷・坂戸・幸手・日高・吉川・川越・越谷・蕨市(川越・越谷・蕨市は市有地とだけで用途等の記入はない)の 27 団体であり、このうち「府内調整済」は 12 団体、「担当部局内調整済」は 5 団体、「担当内調整中」は 3 団体、「未調整(含む無回答)」は 7 団体である。また所有者・管理者等との調整がついていると思われるのは 22 団体である(他は未調整)。

さらに仮置場確保回答のある町村は、吹上・小川・横瀬・神川・上里・江南・川本・騎西・宮代・菖蒲・栗橋・鶴宮・大利根町並びに神泉村の 14 団体であり、このうち「府内調整済」は 2 団体、「担当部局内調整済」は 2 団体、「担当内調整中」は 1 团体、「未調整(含む無回答)」は 9 団体である。また所有者・管理者等と調整済であると思われるのは 8 団体である(他は未調整)。

一方、仮置場無し回答(含む無回答)の市町村は、飯能・加須・東松山・狭山・鴻巣・草加・戸田・朝霞・和光・久喜・蓮田・鶴ヶ島・ふじみ野市の 13 団体、及び伊奈・三芳・毛呂山・越生・滑川・嵐山・川島・吉見・鳩山・皆野・長瀬・小鹿野・美里・児玉・岡部・花園・寄居・川里・北川辺・白岡・杉戸・松伏・庄和町の 23 団体、並びに都幾川・玉川・東秩父・南河原村の 4 団体である。

2) コメント

災害時における廃棄物仮置場の確保は、し尿処理に係る仮設トイレと同じように重要課題である。特に首都圏の一部で人口・建築物の密度の高い埼玉県南部の自治体にとって、仮置場は非常に困難を伴うものであっても、避難場所とともに事前に確保しておくことが重要である。またそうした仮置場確保の努力が無ければ、他自治体の保有する仮置場を借りるなどの協力も得られないであろう。今回の調査で、埼玉県南部の自治体でも、仮置場の確保がなされていない場合がかなり多いので、今後、仮置場の確保に向けた取組みを促す必要がある。

7. 2 仮置場に係る他自治体への協力

1) 結 果

市町村別では、「現時点での判断は難しいが協力したい考えはある」が 42%と最大で、次いで「検討する」が 30%、「未回答」が 12%、「困難である」が 7%、「積極的に協力したい」が 5%、「その他」が 4%と続いている。組合別では、「未回答」が 37%と最も多く、次いで「現時点での判断は難しいが協力したい考えはある」が 22%、「検討する」が 19%、「困難である」が 15%、「その他」が 7%である。

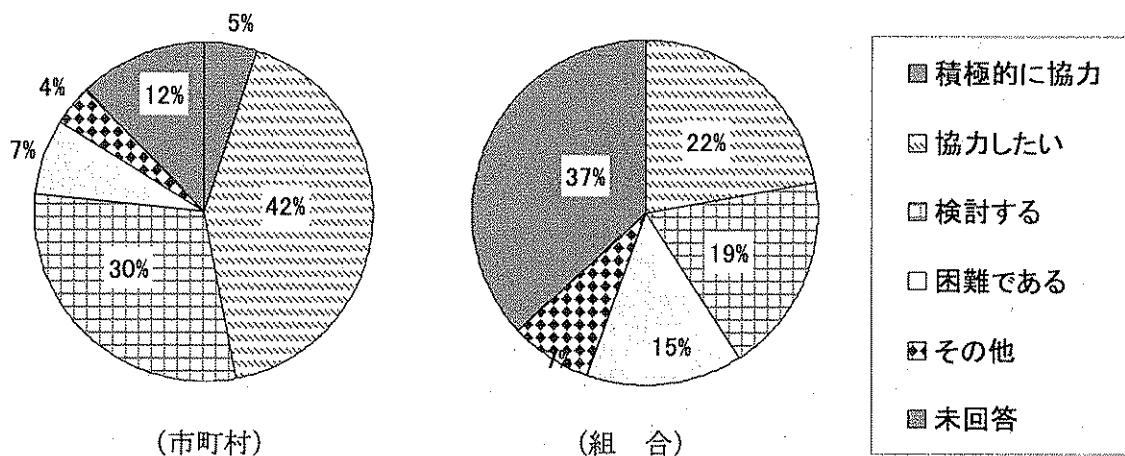


図 4-6 仮置場に係る他自治体への協力

2) コメント

仮置場を他の自治体へ貸すなどの協力については、災害廃棄物対応としては重要な事項といえるが、地域住民の感情・周辺環境問題など慎重に検討すべき課題である。したがって、消極的でもあっても現時点で「協力したい考えはある」や「検討する」の回答が市町

村で7割以上、「積極的に協力したい」を加えると8割弱にもなることを考えれば、今後、災害廃棄物の広域的な協力体制整備を推進することは十分可能である。

8. 被害がない場合における緊急用資材に係る他自治体への協力

8. 1 収集運搬車両等(協力の可能性)

1) 結果

今回の調査で報告された協力可能な収集運搬車両はほとんど直営分であり、災害時における民間の委託業者との協力体制については、ほとんど協議されていない状況である。ごみの収集運搬車両に関して委託・許可業者の車両を緊急時に他自治体への協力にまわすことができると答えた団体は、飯能・上尾・坂戸市、小川・川里町のみであった。

また、し尿の収集運搬車両に関しては小川・川里町のみが許可業者の車両を他自治体への協力にまわすことができると答えている。

2) コメント

廃棄物の収集運搬は多くの自治体において委託・許可業者が行っており、災害時にはこれら民間業者との連携に基づいた収集運搬体制の構築が欠かせない。被害がない場合における収集運搬車両の他自治体への協力等も含めて、災害時の協力体制について、民間の委託・許可業者との契約内容あるいは協定締結等を検討する必要がある。

8. 2 仮設トイレ(協力の可能性)

アンケートの回答結果の他に、「埼玉の震災対策」(平成17年度版)にまとめられている各市町村別使い捨て・簡易・仮設トイレの備蓄状況を参考に協力の可能性をまとめた。

1) 結果

使い捨て・簡易・仮設トイレを備蓄している団体は64団体(79%)、備蓄していない団体は17団体(21%)であった。

備蓄している団体の内、貸出しが可能であると回答した団体は35団体(43%)、貸出しが不可能と回答した団体が26団体(32%)、状況に応じて判断すると回答した団体が3団体であった。

2) コメント

仮設トイレを保有しながら、本設問に対して未回答であった団体の答えが「仮設トイレを保有しているが貸出しきれない」と仮定すると、「貸出しきれない」、「仮設トイレの貸出しきれない」と答えた団体の合計は46団体となり、仮設トイレを他自治体に貸出しきれない団体が半数以上に上ることから、仮設トイレ等緊急機材の貸出しを相互協力できる体制を早急に協議・検討する必要がある。

表 4-3 仮設トイレ貸出しの可否

仮設トイレ備蓄の有無	回答数	%
備蓄している	64	79%
貸し出し可	35	43%
貸出し不可	26	32%
状況に応じて検討	3	4%
備蓄していない	17	21%
合 計	81	100%

8.3 重機(所有実態と協力の可能性)

1) 結果

保有重機の報告はあるが、報告したほとんどの団体が貸出しは不可能あるいは貸出しを検討していないとの回答であった。

2) コメント

災害時における廃棄物処理に係る他団体との協力体制を協議する中で、被害がない場合のこれら重機等の緊急機材を他自治体に協力することについても、その内容を検討しておく必要がある。

8.4 被災時に不足が予想されるもの

1) 結果

回答結果は表 4-4 に示すとおりである。①～⑧の項目いずれに対しても有効（何らかの意味のある回答）と見受けられたのは市レベルで 1/3 以下であり、町村レベルになると極端に少ない状況であった。

表 4-4 市町村における災害時の不足状況に対する回答

	市 (40 団体)		町村 (41 団体)	
	有効	その他	有効	その他
①ごみ処理能力	13	27	1	40
②し尿処理能力	10	30	1	40
③仮置場	6	24	4	37
④ごみ処理に要する資機材	12	28	4	37
⑤し尿処理に要する資機材	7	33	4	37
⑥仮設トイレ	12	28	7	34
⑧重機	8	32	6	35

注) 有効： 意味ある回答

その他： 無回答及び意味不明・該当なし・組合任せ等の回答

2) コメント

当設問に対する回答状況は非常に低調である。回答し難い設問ではあるが、現時点に

おける災害廃棄物に係る自治体の認識度を把握することができる。災害のリスクの程度に係る考え方は、多用な捉え方があっても差し支えなく、重要なのはリスクに対する認識である。すなわちリスクの認識無くしては、保険のかけようがないのと同様に、災害時対応の検討を進めることができなくなるからである。

第5章 新潟県中越地震災害状況の視察（長岡市視察）

平成16年10月23日17時56分、新潟県中越地方の深さ13kmにおいて、マグニチュード6.8の地震が発生した。この地震により、新潟県の川口町で震度7、小千谷市、山古志村、小国町で震度6強を観測するなど、東北地方から近畿地方にかけて震度1～5強を観測した。

本検討部会では、この地震による震災廃棄物の処理の状況を視察するために、平成17年11月16日長岡市を訪問した。

長岡市における災害廃棄物の処理の特徴としては、幸いなことに死者は少なく、また火災の発生も少なかった状況下で、処理に関しても道路幅が広く、民有地が集積所として借りられるなど、阪神淡路大震災時とは大きく異なっていた。しかし、本県における災害廃棄物の処理を考えた場合、県北での対応は長岡市が、県南では阪神淡路大震災の事例が参考になると思われる。

本報告は、長岡市においてまとめさせていただいた「長岡市における災害廃棄物の処理方法について」を中心にヒアリング内容を追記して、本県における災害廃棄物処理に関するマニュアル策定の参考になることを目的にまとめたものである。

【長岡市における災害廃棄物の処理方法について】

1 災害ごみ(家財)の収集

(1) 災害ごみ収集の実施時期

ア 平成16年10月25日(月)から平成16年11月14日(日)まで

市内全域で、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの3区分で毎日収集した。

イ 平成16年11月15日(月)以降

市内全域で、ごみのカレンダーどおりの収集を開始した。

併せて、当分の間は災害ごみの発生が予測されたため、平成17年3月31日(木)までは、「災害ごみ」と明記して、燃やすごみは燃やすごみの日に、燃やさないごみや粗大ごみは燃やさないごみの日に出してもらい無料で収集する特別な取り扱いを実施した。

(2) 分別の実施状況、住民への広報

ア 分別(3区分)

①燃やすごみ ②燃やさないごみ ③粗大ごみ

イ 住民への広報

① 災害発生時 マスコミ各社から市民周知

② 10月31日 町内会を通じ「災害ごみの出し方について」町内回覧

③ 11月8日 町内会を通じ、11月15日から通常収集に戻す旨の文書を各戸配布

(3) 他市町村、民間事業者などから支援の状況

ア ごみ関係

支援団体	延べ	延べ
① 新潟市役所	213台	474名
② 名古屋市役所	58台	177名
③ 新潟県環境整備事業協同組合	41台	82名
④ 東京廃棄物事業協同組合	86台	92名
⑤ 東京23区清掃協議会	30台	90名
⑥ 白岩商事(福島県)	11台	33名(ボランティア)
⑦ 西宮市ごみ企画グループ	17台	36名(ボランティア)
⑧ 清野運輸(東京都)	12台	12名(ボランティア)
合 計	468台	996名

(4) 災害ごみの収集・分別等に関する一般ボランティアの活動の有無

(上記参照) 3団体 40台 81名

○ 災害ごみの収集についての課題や教訓等

ア 災害発生直後の市民周知方法（体制）

災害発生直後は、電話が通じない状態が続き、各町内会長への連絡ができないため、ラジオやテレビを通じて「災害ごみの収集方法」を周知したが、混乱状況の中で市民全体に正確な情報伝達ができなかつた。そのため、ごみなら何でも出していいなど風評が流れ、いたるところにごみの山ができた。

イ 災害ごみ収集の実施期間

災害発生直後から平成17年3月31日まで実施したが、その後も問い合わせがある。災害後しばらく長岡を離れていたり、怖くて2階に上がれなかつたなど、いろいろな要因によるが、できるだけ幅を持たせた期間設定が必要である。

【ヒアリングによる追加情報】

① 災害廃棄物の発生量に関して

- ・震度6弱ですべての家から災害廃棄物が発生した。
- ・解体に伴う廃棄物の発生量の推定：1棟50坪とし、80t／棟

② 震災廃棄物の排出に関して

- ・排出場所は通常のステーション。
- ・臨時集積所：公園、公民館にはいつでも出せるようにした。
- ・ガレキ類は地区を設定して個別に収集。
- ・産廃は一切収集しない。解体は本来産廃であるが、災害時は一廃扱い。
- ・ごみの出方（2週間程度の状況）

被害の小さい地域：最初に多く出る。

被害の大きい地域：余震が治まってから多く出る。（避難所から帰宅してから出す。）

- ・災害ごみと明記して区分。地区ごとに被害の大きさに応じて区分。（地区ごとに対応を変える。）→実際は困難。
- ・ごみステーションは常に山となっている状況であったが、11月以降他市の応援が始まつてから、解消した。
- ・災害ごみの中に便乗ごみが多く含まれていた。

③ 災害ごみ収集の実施時期

- ・毎日収集は2週間で終了。その後、災害ごみは「災害ごみ」と明記の上、3月末まで従来の定期収集に合わせて無料で収集。なお、16年10月1日より有料化を開始したばかりであった。
- ・災害ごみ収集の実施期間は、市を離れていた人、精神的苦痛から片づけが遅れた人等への配慮から、期間に幅を持たせた対応も検討しておく必要がある。

④ 住民への広報

- ・ 住民への周知手段
 - 災害発生時はテレビ・ラジオ等のマスコミの利用
 - 発生 1 週間後（10／31）チラシの配布（市職員が直接町内会長に手渡し）。住民への周知方法：町内会長を通じて徹底
 - 通常収集に戻すお知らせ（11／8）町内会長に宅配にて配布。その後町内会長より各戸に配布。
 - 特別収集終了のお知らせ（3／31）広報にて周知
- ・ なお、特別収集の終了は、被害の大きい山沿いの地域等は延長するなど、地域ごとの対応とした。
- ・ 情報内容、伝達方法については事前に検討しておくべきである。

⑤ 他市町村、民間事業者などからの支援の状況

- ・ 大きく 3 つのルートで協力が得られた。
 - 新潟県
 - 清掃協議会（新潟市事務局）
 - 全国都市清掃会議（東海北陸ブロック）名古屋市ブロック長
- ・ その他、市が災害ごみの処理に動員した車両台数（12／24 時点の集計）
 - 直営車：209 台（延べ）
 - ホロ付きトラック：100 台
 - 許可業者の車両：98 台
 - 委託業者の車両：197 台
- ・ 埼玉県川口市から携帯トイレの供与
- ・ 近隣市町村及び民間等の協力体制：許可業者をフル活用。新潟市からの収集の応援、非常に助かった。

⑥ その他

- ・ 環境部から災害対策本部に常に 4～5 人の部員を出していた。
- ・ 災害ごみの種類
 - 家の中のごみ（瀬戸物、本棚等）
 - がれき（カワラ、タイル、塀等）：パッカー車では積めない物
 - 解体廃棄物
 - し尿
- ・ 災害発生から 1 週間は道路等の被害状況から収集できなかった。特に、夕方 5 時以降の収集は危険であった。

2 災害ごみ(家財)の処理

(1) 災害ごみの処理

燃やすごみは、震災直後1週間は通常の量の30%増、その後は通常の排出量にもどった。燃やさないごみ・粗大ごみは排出量が非常に多く、1ヶ月間程度は毎日通常の5倍の量が排出され、その後徐々に減少した。

災害燃やすごみ : 800トン (10/25~11/14)

災害燃やさないごみ・粗大ごみ : 6,500トン (10/25~5/30)

当初、粗大ごみ処理施設に隣接する最終処分場を一時保管場所として災害ごみを搬入していたが、予測以上の発生量のため11月3日に西部丘陵地にも仮置き場(3ヘクタール)を設けた。(解体廃棄物集積場と別の場所)

この仮置き場では、不燃・粗大ごみ、布団等繊維類、廃プラ類、ガラス・陶磁器、木屑、金属類、特定家電に区分けした。

移動式破碎機で不燃・粗大ごみを破碎し、金属類を選別した後可燃ごみとして焼却処分した。

(2) 災害ごみ処理計画の作成への取り組み状況、経緯

災害ごみの種類とその発生量は予測ができず、排出実態を見ながら量を予測し処理方法を決めたのが実態である。

(3) 災害ごみ処理計画の作成への専門家の支援、自治体や民間からの支援

災害ごみの一時保管及び処理方法について、地元産業廃棄物処理業者の意見を参考に計画を作成した。

(4) 便乗投棄防止対策

直営・委託車両によるステーション収集のため、一時保管場所には一般搬入は許可しなかった。(処理施設への一般搬入は受け入れた)

(5) 一時保管場所周辺の環境対策の実施状況

一時保管場所の環境対策として、消臭・防虫剤の散布、防火対策、ごみ飛散防止ネット、土壤調査を実施した。また、周辺搬入道路の散乱ごみ整理を実施。

(6) 災害廃棄物処理事業としての家電リサイクル法対象品目の受入処分

特定家電は家電リサイクル協会に処理委託した。

(7) フロン回収の実施の有無

一時保管場所ではフロン回収しない。

(8) 災害ごみ処理フロー

別紙

【ヒアリングによる追加情報】

- ・ 地震発生以前に災害廃棄物処理は策定していなかった。現在、防災計画の見直しの中に盛り込むべきか検討中。
- ・ 災害廃棄物(不燃・粗大)分別処理フロー及び住宅解体廃棄物処理計画フローを作成し、県に提出した。
- ・ 仮置き場への一般搬入許可の要望は少なかったので、一般搬入は許可しなかった。
- ・ 仮置き場
 - 直後にネットを設置。
 - 夜間警備員配置（一度自然発火。）
 - 周辺住民に説明会を実施し環境調査の実施を約束した。
- ・ 一時保管場所（仮置場）の選定方法：事前に決めておくか、埋立の終了した処分場を使用するとかが考えられるが、長岡市の場合、市の用地（テーマパーク用地6ha）を仮置場として使用した。

3 がれきの処理

道路の通行の妨げとなる道路上のがれきは、道路管理課が収集を行い、業務課では、宅地内に散乱した瓦、タイル、ブロックなど（業者による修繕除く）4地区ごとに期間を定め収集し埋め立て処分した。

収集量3,429トンの内、2,800トンが1ヶ月以内の収集。

4 し尿の収集・処理

(1) 収集

「災害時におけるし尿汲み取り業務の協力に関する協定書」を交わしている市委託業者だけでは不足のため、新潟県に応援を求めた。

① 新潟県環境整備事業協同組合	2台	2人
② 新潟市環境事業公社	24台	48人

(2) 仮設トイレ

避難所やテント設営地、公園などに設置した仮設トイレ（最大615基）から排出されるし尿の収集を行った。（仮設トイレはレンタルのニッケン、国土交通省から借用、経費は新潟県が支出）

また、公共下水道が損傷し、トイレが使えない家庭や施設等に、ダンボール製組み立て式簡易トイレ（46個）と簡易便袋（約20万個）を支給した。

(3) 処理

処理施設の被害は殆どなく、受入れは支障なく、一時的に近隣市町村のし尿も受入れした。（小千谷市、川口町）

【ヒアリングによる追加情報】

- ・公共下水道が損傷し、避難所において一部の避難所においてトイレが使用不能となつた。
- ・簡易便袋はもえるごみとして収集・処理。2000個備蓄。1世帯に1箱づつ配布。
- ・バキューム車70~80台/日で収集した。
- ・下水マンホールの途中から汲み上げる。
- ・完全復旧に3年は必要。
- ・浄化槽の被害は少なかった。許可業者との個別対応。住宅の解体と一緒に処分。

5 廃棄物処理施設の被害・復旧

(1) 廃棄物処理施設の被害状況

- ・ごみ処理施設
排ガスダクトなどのアンカー破損によるダクト位置ずれ(9,000千円)
- ・し尿処理施設、ニュータウン投入口施設
し尿送水管の破損、投入口土間コン破損(1,100千円)
- ・最終処分場
構内道路の雨水排水側溝の破損と道路と道路斜面の崩落
送水配管の破損(16,700千円)
- ・粗大ごみ処理施設
被害なし

(2) 復旧への取り組み状況・経緯、復旧・再開時期

ごみ焼却施設は、職員による点検のため1日停止させ、大きな損傷もなかつたので運転を再開した。後日、施工メーカーによる点検を行つた。

○ 廃棄物処理施設の被害・復旧についての課題や教訓等

地下埋設配管は数週間経過後被害を発見する場合があるので注意が必要である。

【ヒアリングによる追加情報】

- ・処理・処分施設
 - 鳥越事業所：焼却(S62.3)、粗大(H7.3)、最終処分場(S62)
 - 寿事業所：焼却(H10.3)、し尿(H11.3)
 - 柿事業所：最終処分場(H9)
- ・本市には西部の鳥越処分場と東部の柿処分場があるが、柿処分場の震災による被害が甚大であった。

6 被災住宅解体廃棄物の処理

(1) 解体・修繕業者の紹介・斡旋などの実施状況

解体・修繕は住宅所有者の自己負担で行っており、解体及び修繕業者の問い合わせは、

建築協同組合を紹介している。

(2) 業者への指導の実施状況

解体及び修繕に伴う廃棄物の運搬を市が負担するため、解体及び運搬の指定制度を設け、分別解体等及び運搬は誓約書をとるなど適正な指導を行っている。

(3) 野焼き防止への対応状況

廃棄物の野焼きは従来より禁止しており、新たな指導は行っていない。

(4) 建物解体に伴う粉じん・アスベスト対策の実施や指導状況

アスベストを含む住宅解体は現在まで2件あり、専門処理業者による調査及び処分を指導している。

(5) 住宅解体廃棄物の支援制度

被害状況調査で半壊以上と認定された住宅の解体及び修繕に伴い排出される廃棄物を市が無料で運搬・処分するもの。

- ・住宅所有者は、解体及び修繕の計画書を市に提出し承認を受ける。
- ・運搬業者は、市の指定を受け業務完了後に履行報告を行い、市は運搬業者に運搬費を支払う。

(6) 一時集積場の解体廃棄物の保管

被害状況調査で半壊以上と認定された住宅の解体及び修繕に伴い排出される廃棄物を処理するため、一時集積場（6ヘクタール）を西部丘陵地（民有地）に設け12月13日から受け入れしている。

一時集積場では、解体現場で12分別した廃棄物を品目ごとに区画整理し保管管理している。

保管管理業務は委託し、解体等の計画書及び指定運搬業者確認、廃棄物の選別・移動、安全管理を行っている。

(7) 廃棄物の処理方法

一時集積場の廃棄物は、市内及び県内の中间処理施設及び最終処分場で処分している。

(別紙処理フロー)

・廃木材	民間中間処理施設でチップ化し、セメント工場でバイオマス燃料とした後、セメント原料の一部とする。
・コンクリートがら	民間中間処理施設で破碎し再利用
・金属類	市内資源回収業者
・廃プラスチック	場内破碎後最終処分場で埋め立て
・石膏ボード	民間最終処分場で埋め立て
・土壁、ガラス類	市の最終処分場及び民間処分場で埋め立て
・畳、木屑	市の焼却施設、民間焼却施設
・金属サイディング	民間中間処理施設で破碎選別後プラ類はRPF

○長岡市（6地域）の解体廃棄物（平成17年9月1日現在）

住宅解体（修繕）計画書の提出件数は3,034件で、内履行件数は2,207件となっており、半壊以上の被災住宅に対する計画書提出割合は33%になっている。

廃棄物の発生量は、106,546トンである。

(1) 廃棄物処理の状況

(単位:t)

	長岡地域	越路地域	小国地域	三島地域	山古志地域	計
発生量	90,537	12,414	2,839	721	35	106,546
処理量	67,763	12,155	1,294	721	0	81,933
保管量	22,774	259	1,545	0	35	24,613

(2) 住宅解体等の状況

(単位:件)

	長岡地域	越路地域	小国地域	三島地域	山古志地域	計
対象	6,766	976	769	28	635	9,174
申請	2,316	359	290	21	48	3,034
(解体)	1,236	146	90	8	48	1,528
(修繕)	1,080	213	200	13	0	1,506
制度利用	34%	37%	38%	75%	8%	33%
完了	1,830	264	108	5	0	2,207

○ 災害ごみ処理についての課題や教訓等

災害ごみの仮置場の用地を確保しておくこと、また最終処分場の負荷が大きいため市域を超えた処分の協力体制の確立が重要である。

【ヒアリングによる追加情報】

- ・ 半壊の判定の基準
 - 資産税課が判定
 - 20点以上が半壊
 - 再々調査の依頼もあり。
- ・ 再調査、長岡地区における解体廃棄物の最終発生量は約28万トン(80t／1棟)
- ・ 解体・運搬業者指定制度 400社
- ・ 運搬業者に関しては事後指定の場合もあり、審査の結果適正業者であれば指定した。
- ・ 業者指定申請書を事前に提出させ審査し適正業者を指定
- ・ 単価の設定：運搬費単価は市で決定する(計画書に記入する解体費用は、被災者が解体業者から徴収した見積書の金額)。
- ・ アスベスト対策は、ほとんど木造家屋であったため、2件発生したのみであった。
- ・ 仮置場においてアスベストも含めて大気質のモニタリング(1回／2ヶ月)
- ・ 一次集積所において、12分類して搬入された廃棄物を、23種類に再分類した。

7 全般的な教訓・課題

- 災害廃棄物対策全般について、課題や教訓等
 - ・廃棄物の収集、運搬、処理は迅速な対応が求められているため、日ごろの市域を超えた協力体制の確立が重要である。県レベルで調整し、全国支援体制の構築が必要である。

8 外部支援や民間事業者の活用

- ア 新潟市や名古屋市の支援は、たいへん有効だった。
- イ ごみの収集は、許可業者やごみ収集委託業者に委託した。
- ウ し尿収集でもし尿収集運搬業者に委託した。
- エ がれき収集は、県の産業廃棄物協会に委託した。

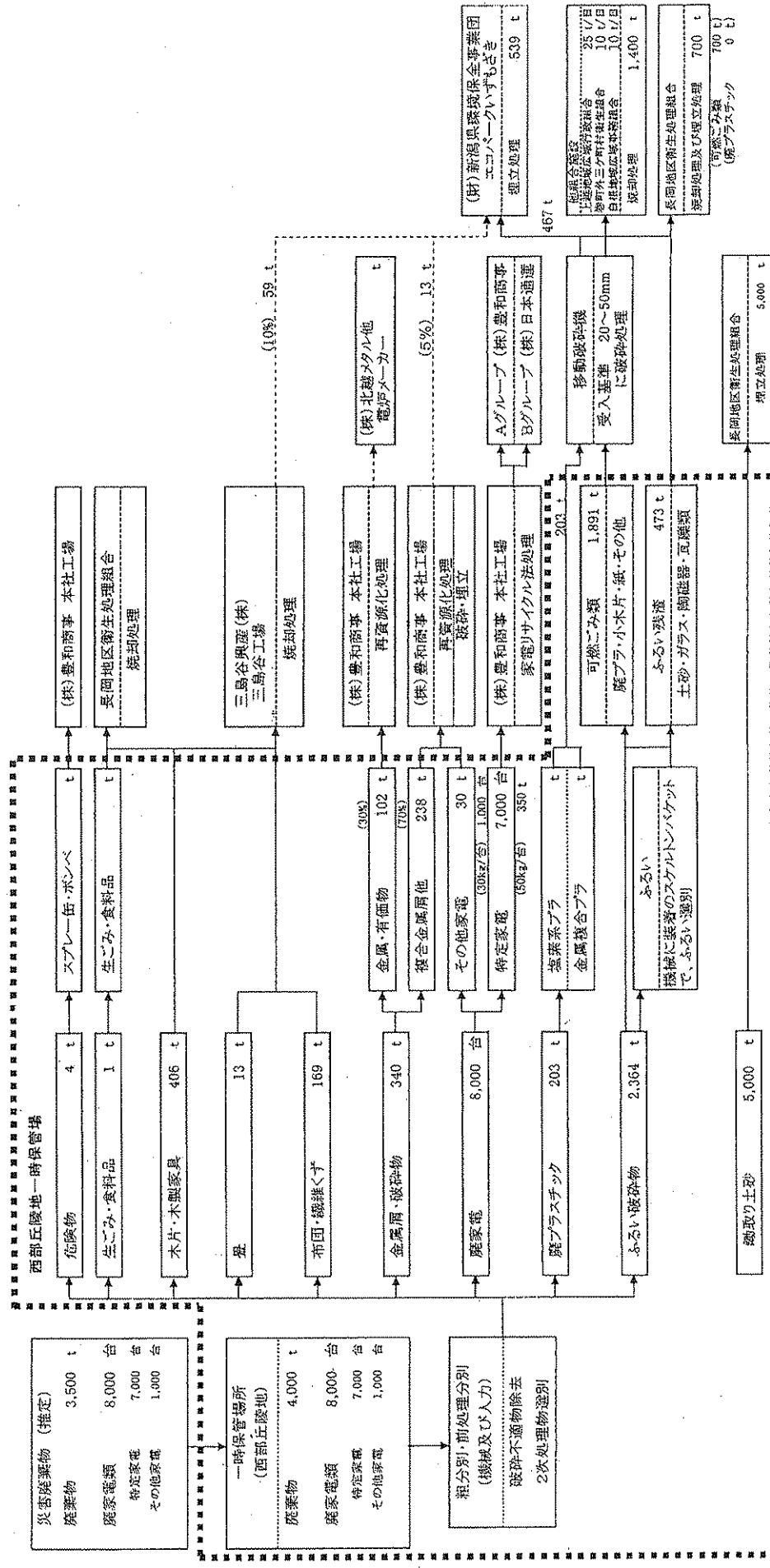
9 災害対策処理事業費(予算)

廃棄物収集・処理	630,012 千円
住宅解体廃棄物処理	5,284,146 千円

【ヒアリングによる追加情報】

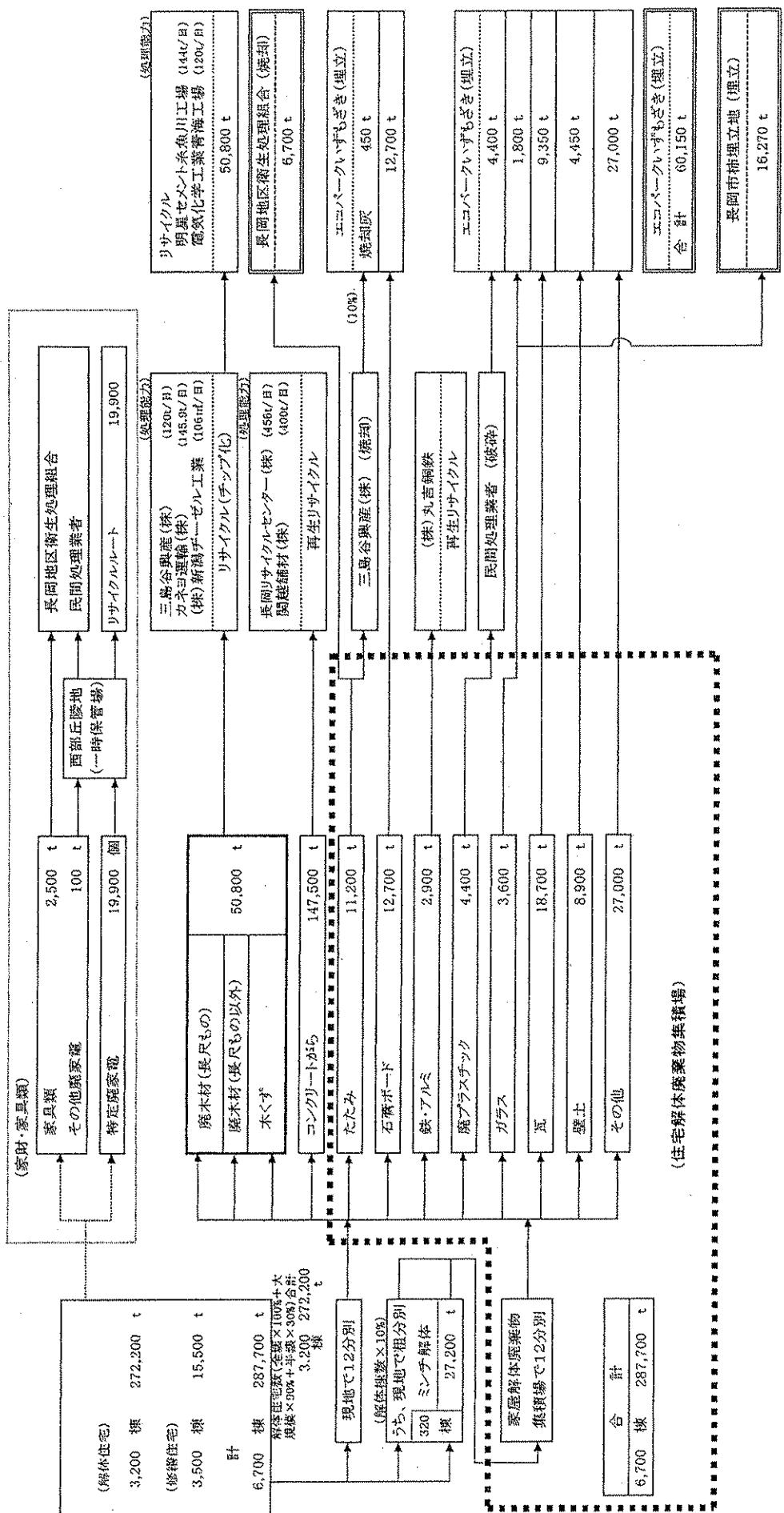
- ・震災の影響を受けた家屋の解体は国庫補助事業としてH16,17年度で終了する見込みであるが、必要に応じて18年度も継続する。
- ・解体費は国・県・市の生活再建支援金制度がある。
- ・運搬・処分費は環境省の補助
- ・補助対象基本額
 - 廃棄物収集・処理 80%
 - 住宅解体廃棄物処理 96%
- ・対象外（環境調査、解体廃棄物集積所復旧の一部、諸経費）

災害率棄物(不燃・粗大)分別処理フロー

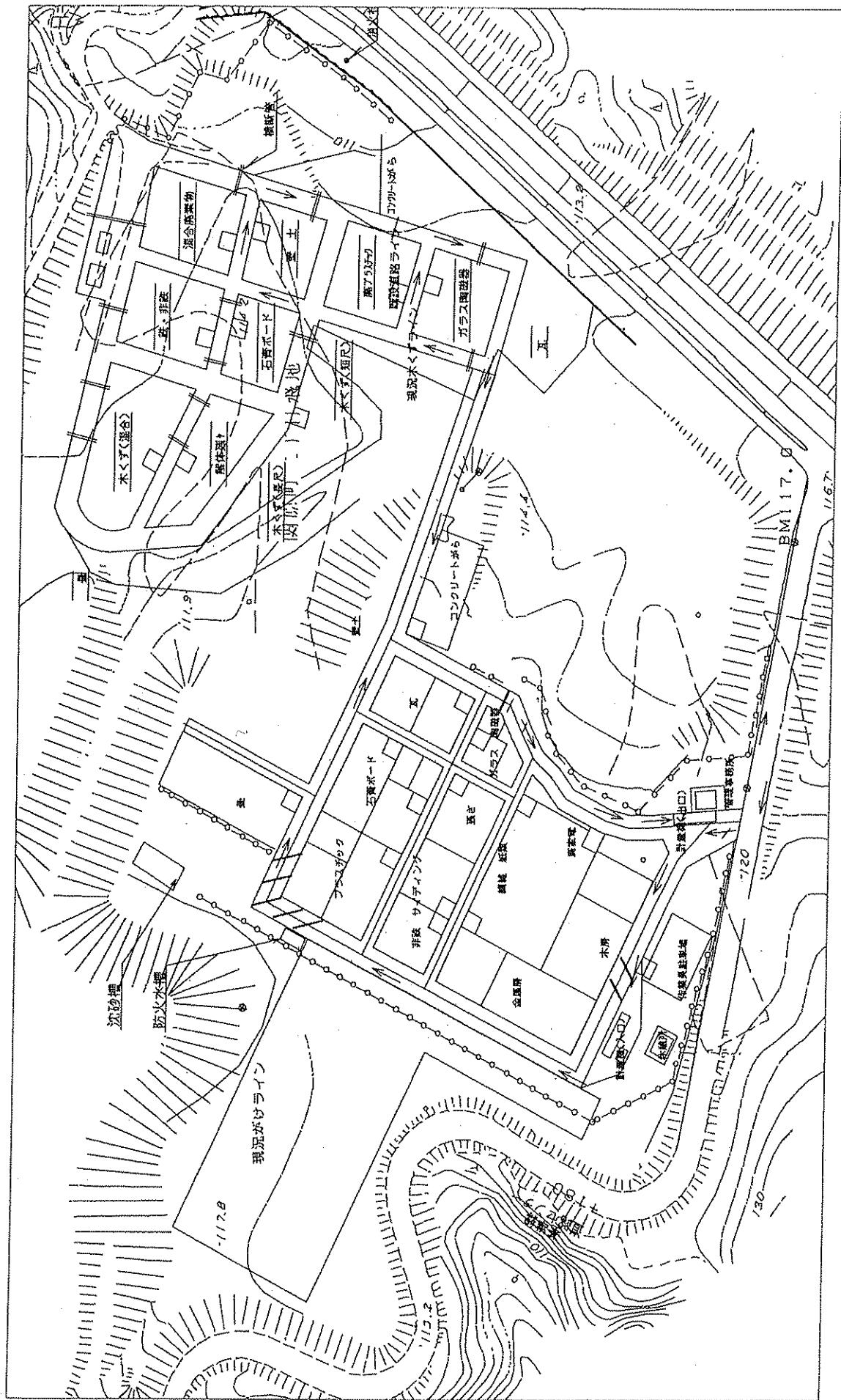


住宅解体廃棄物処理計画フローリ

市町村名：長岡市



関原集積場（6ha） 場内配置図



第6章 おわりに

南関東地震に係る研究や議論がなされるようになってから久しいが、地震だけについてみても、既に阪神淡路大震災、鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などが発生し、地震以外でも各地で水害や火山災害が頻発している。

いつ起こるか分からない地震・水害等に対して綿密な対応策を計画し、それを事前に整備するのは簡単なことではないが、具体的な災害対策を準備することの重要性は高まっている。そのためこれまでの地域防災計画とは並行して、震災や水害時の廃棄物対策が国から指針として示されている。

こうした背景をふまえて当検討部会では、災害廃棄物処理計画の策定及び災害時の協力体制の整備に焦点を当てて検討を進めた。この過程で各団体へのアンケート調査や実際の被災地である長岡市の視察を実施した。

アンケート結果から災害廃棄物処理計画を策定しているのは期待に反して1団体に過ぎなかつたこと、他の災害事例・アンケート調査や長岡視察等をふまえて当初計画どおり、各団体が容易に計画策定できるよう必要最低限という観点で災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成した。これにより速やかに、各団体の災害廃棄物処理計画が策定されるものと期待する。

また一団体の災害廃棄物処理計画がどんなに優れていっても、事前対策等を完全に整備するのは財政上の制約があつたり、効率的でなかつたりするので、他団体等との協力体制の整備・拡充が望まれるところである。今回この点の取り組みについては重要視していたが、関係団体との調整・複雑性など課題が大きい割に時間的な制約があつたために、再度次年度に実効性のある具体的な協力を目指した体制づくりに取り組んでいただきたいと考えている。

最後に、当検討部会のために忙しい時間を割いて、廃棄物仮置場の現場を案内していただき、また貴重な資料を提供・説明していただきました長岡市関係者の方々に深く感謝いたします。

参考資料

- 資料 1 災害廃棄物処理計画策定マニュアル（策定マニュアルに基づく計画策定事例含む）
- 資料 2 災害復旧事業に対する支援制度
- 資料 3-1 埼玉県災害廃棄物対応に係る自治体アンケート調査
- 資料 3-2 廃棄物処理施設の耐震対策状況
- 資料 4 平成 16 年 10 月 23 日発生の中越大震災に伴う被災住宅解体・修繕による廃棄物の処理要領（長岡市）

災害廃棄物処理計画策定マニュアル

平成 18 年 3 月

埼玉県清掃行政研究協議会

目 次

[当計画策定マニュアルの趣旨]	1
1. 災害廃棄物対策班の設置.....	1
1) 対策班の役割及び分担設定.....	1
2) 連絡体制・初動体制の整備.....	2
3) 関係者間ミーティングの実施.....	3
2. 情報収集・広報活動及び廃棄物区分.....	4
1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握.....	4
2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握.....	4
3) 被災住民への広報活動.....	5
4) 相談・苦情等の処理.....	5
5) 廃棄物の区分.....	5
3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法.....	6
1) 災害廃棄物量の推計.....	6
2) 処理・処分方法の設定.....	7
3) 有害廃棄物への対応.....	7
4) 違法な処理・投棄等に対する管理.....	7
4. 仮置場の確保.....	8
1) 必要面積の設定.....	8
2) 候補地の選定.....	8
3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結.....	9
5. 仮設トイレの準備.....	9
1) 仮設トイレの確保.....	10
2) 仮設トイレの管理.....	10
6. 処理施設に係る防災対応.....	10

1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事	11
2) 施設の点検・応急対応のマニュアル化	11
3) 応急対策の検討・実施	11
7. 他団体との支援・協力体制の整備	11
8. その他の計画	12
災害発生時の対応手順チェックリスト（例）	14
災害時における廃棄物の処理・処分フロー例	15

【参考】災害廃棄物処理計画（策定マニュアルに基づく計画策定事例）

[当計画策定マニュアルの趣旨]

震災や水害などの災害時における自治体の廃棄物対応については、阪神・淡路大震災を契機として災害廃棄物処理計画を策定・整備することが急務とされている。

一方、災害対策基本法に基づき既に各自治体は地域防災計画を策定し、廃棄物対策に関する計画も定めている。しかし地域防災計画における災害廃棄物対策によるだけではなく、より迅速できめ細かな対応を図るために、地域防災担当とは別に廃棄物担当が主体的に災害廃棄物処理を計画・推進すれば、大きな効果が期待できるというのが災害廃棄物処理計画策定の趣旨である。

ところが、人員等が限られ、日常業務が優先される中では、被害の規模の想定が困難で、しかも、いつ発生するかわからない災害に対する計画策定までは手が回せないことも事実である。

しかし、いざ災害が発生した時に迅速かつ適確に行動するには、災害等に対する事前対策が不可欠である。そこで、より多くの自治体で災害廃棄物処理計画が策定されるよう、特に重要性が高いと思われる内容に絞りこみ、必要最小限の災害廃棄物処理計画を策定するためのマニュアルを作成した。

このマニュアルに盛り込まれているのは、事前計画及び初動体制に係る対策班設置・情報収集・広報活動・仮置場確保等に限定されているため、全般的な災害廃棄物処理対策を講じようとする自治体については、後掲の資料を参考にしながら、より充実した対策となるよう補完されたい。

1. 災害廃棄物対策班の設置

災害時において廃棄物担当部局が取るべき対応を想定し、対策班や役割等を設定しておくことは最優先事項である。

1) 対策班の役割及び分担設定

自治体により組織形態に差異があるので、一般化は困難であるが、以下に班体制とその役割を示す。

[留意事項]

災害廃棄物への対応はその優先度を含めて、災害の種類・規模、被災の範囲・状況、自治体の状態(位置・地形・人口建築物密度等)や廃棄物処理形態(収集委託・組合処理等)により異なるが、少なくともソフト面においては、最悪に近い被災状況を想定しておくことが望まれる。

関係者の動員や人員配置には、住所等を考慮して班の編成を行い、緊急を要する部署には最低人員でも確保できる体制を整備する必要がある。

(1) 廃棄物統括

- ① 総務… 職員等人員配置・応援調整、地域防災部局・部内各班・県・他市町村・関係支援団体との連絡調整、被害情報の収集・管理、住民への広報・窓口相談、経理・契約等
- ② 監視… 不法処理(不法投棄・違法運搬)・野焼きの監視・指導、有害物質(アスベスト等)・産業廃棄物(特に有害・医療系)の情報管理、環境部局との連絡調整等
- ③ 計画… 廃棄物(ごみ・がれき・し尿等)の処理区分・処理方法計画(リサイクルを含む)、廃棄物発生量の推計、仮設トイレの設置・維持管理計画(防災部局との連携・調整)等

(2) 廃棄物収集

- ① 生活ごみ収集… 生活ごみ(避難所を含む)・粗大ごみの収集・運搬、臨時ステーションの開設
- ② し尿収集… し尿(仮設トイレを含む)の収集・運搬、仮設トイレの清掃・消毒等管理
- ③ がれき等収集… がれき廃材等の収集・運搬

(3) 廃棄物処理・処分

- ① 生活ごみ処理… ごみ処理施設の復旧等管理、生活ごみ(避難所を含む)・粗大ごみの保管・処理(焼却・リサイクル等)
- ② し尿処理… し尿処理施設の復旧等管理、し尿(仮設トイレを含む)の処理(下水道投入を含む)
- ③ がれき等処理・処分… 仮置場の搬入管理、がれき等の保管・処理・処分(焼却・リサイクル、埋立最終処分等)、
- ④ 有害廃棄物処理… アスベスト等の処理

2) 連絡方法・初動体制の整備

災害時における本計画を遂行するには、迅速な廃棄物関係者の動員及び

対策班に係る人員配置が重要である。そのための連絡方法としては以下に示す方法を検討する。

- ① 電話・ファクシミリ、② 携帯電話、③ インターネット、④ 人による連絡、⑤ 防災無線

[留意事項]

各自治体には既に緊急連絡網はあると思われるが、災害時に備えて一層確実なものに整備しておく必要がある。一般に連絡方法として電話・ファクシミリが挙られているが、災害時の緊急連絡には役に立たない場合が多い。プライバシーに関係するかも知れないが、最近普及している携帯電話の活用が有効である。人による直接的な連絡を含め、複数の連絡方法を取り決めておくのが望ましい。

また災害時の初動業務としては、少なくとも以下に示す事項が整理できる。

- ① 地域防災部局との連絡体制確保と住民・建築物等の被災状況把握
 - ② 廃棄物発生量の推計及び対策の計画
 - ③ 仮設トイレの設置・管理計画
 - ④ 廃棄物関連施設の被害状況把握と復旧対策
 - ⑤ 住民への広報・相談及び委託業者・支援団体への連絡
 - ⑥ 仮置場への受入準備(不承諾候補地でも災害時は交渉の可能性あり)
- チェックリストを用意し掲出するなど、緊急時に目に見えるところにあると、無駄や漏れがなく迅速に対応できる (p.14 参照)。

3) 関係者間ミーティングの実施

計画がどんなに精緻に策定されていても、災害は頻繁に起こることはないので、特に関係人員が少なく通常業務に追われている場合は、計画に精通している関係者は少ないと思われる。しかし災害という異常時には、常識と思われる事項についても、適切に行動できないことが予想される。当マニュアルの目的の一つはその改善であり、必要最小限の重要な対応策やその手順等について、関係者同士で短時間でも話し合う機会を常日頃から持つことを推奨する所以である。

2. 情報収集・広報活動及び廃棄物区分

情報収集・広報活動については、前述の連絡方法・初動体制のところでも簡単に触れている。

1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握

これらの情報は、生活ごみ・し尿・がれき等の発生量を推計し、その対策を計画し、関係者へ連絡したり要請したりするうえで重要である。被災住民の避難場所や下水道が使用できない住居等には仮設トイレを用意する必要があり、倒壊した建築物等からはいずれ災害廃棄物が排出されてくる。

被害情報と廃棄物処理との関係は、以下に示すように整理できる。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 被災住民・避難場所、下水道被害⇒ | 仮設トイレの設置・収集処理 |
| ② 建築物等の倒壊被害⇒ | 災害廃棄物の発生量推計・相談指導・処理等 |
| ③ 電気・ガス・水道の被害⇒ | ごみ質の変化、処理施設稼動への影響 |
| ④ 道路・橋梁等の被害⇒ | 廃棄物の収集・搬送への影響 |

【留意事項】

これらの情報については、廃棄物担当が独自に収集整理するのではなく、防災部局との連携のもとで、防災部局が把握している情報を入手する。廃棄物担当は、不足する情報について独自の調査を行う。

2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握

被災した廃棄物処理関連施設の状況については、早急に被害内容、稼動の可否、応急対策及び復旧の見込み、搬出入の可否(周辺道路の状況)等を把握する。

施設の応急対策が不可能な場合あるいは施設関係者だけでは復旧が困難な場合、電気・水道・ガスが使用できない場合、搬出入道路の通行に支障がある場合は、すぐに以下に示す対応を検討しなければならない。

- ① プラントメーカー等の関係者と連絡を取り復旧の見通しを立てる。
- ② 廃棄物発生量推計を参考に処理・処分計画を立て関係部局に連絡する。

- ③ 住民に広報する(緊急を要しないものは排出しない等)。
- ④ 必要に応じて、協力・支援団体へ要請する(原則として防災部局経由)。

3) 被災住民への広報活動

災害全般に係る広報は地域防災部局が実施するものと思われるが、廃棄物処理に係る詳細な事項については、地域防災部局と連携を図りながら廃棄物部局が担当することになる。災害という異常時であるので、平常時とはかなり異なる分別・排出方法、排出日時等のお知らせになる事が予想されるが、適正な排出に向け、住民の協力を促す啓発にもなる。特に災害廃棄物については、早い段階で対応の仕方や補助の可能性について情報を提供し、住民が違法業者等に惑わされないよう注意を喚起する。

広報のメディアとしては、平常時同様の新聞チラシ、防災用放送、テレビ・ラジオ放送などがある。印刷物は確実に配布し、他の部局のものや新旧が紛れたりしないよう工夫する。配布に当たっては、高齢者等に内容が伝わりにくい場合もあるので、町内会長あるいは自治会長や民生委員の方の協力を仰ぐのも方法の一つである。

4) 相談・苦情等の処理

災害一般の相談・苦情は地域防災部局が担当すると思われるが、廃棄物処理については、廃棄物関係部局が対応することになる。避難していない住民等からから、災害廃棄物の処理に係る相談や不法投棄・野焼きの苦情等が寄せられることが想定される。すぐに対応できなくても、見通しを述べ安心してもらうとともに協力を得る必要がある。また上述のように違法業者の排除にも留意しておかなければならない。

5) 廃棄物の区分

当マニュアルで対象とする災害廃棄物は、以下に示す資料に基づき、表1のように整理できる。

- ・震災廃棄物対策指針(平成10年10月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- ・水害廃棄物対策指針(平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ・災害廃棄物処理計画指針(平成9年3月 埼玉県環境部)

表1 災害廃棄物の区分

区分	摘要
がれき等	損壊家屋の解体・撤去等に伴って発生するコンクリートがら・廃木材等
生活ごみ	災害により一時的に大量に発生した生活ごみ(可燃・不燃)や粗大ごみ (破損食器類・セットボンバ、倒壊浸水家具類・廃家電等も予想される)
し尿	仮設トイレ等からのし尿
その他	アスベスト等の環境汚染が懸念される廃棄物 洪水による流木・プラスチック類等

3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法

災害廃棄物量の推計は事前及び災害発生後に行うが、その処理・処分方法は事前に計画しておかなければならない。

1) 災害廃棄物量の推計

事前に行なう推計は仮置場確保の計画・検討のためのものである。

被災後においては、先ず人命救助・消火活動等が最優先された後に、災害廃棄物の収集・搬送・処理(リサイクルを含む)・処分が実施されることになるが、処理・処分計画の立案、仮置場への搬入受入準備、不足する仮置場の確保等が急務となる。そこで精度は漸次改訂するとしても、災害廃棄物発生量の推計は被災直後から急ぐ必要がある。

発生量は、家屋区分ごとに解体が必要な建築物の床面積に、表2に示す発生量原単位(平均値)を乗じて推計する。床面積は、家屋区分ごとに全壊・半壊戸数を調査し、聞き取り内容・固定資産台帳等により算定する。

$$[\text{発生重量}] = [\text{床面積}] \times [\text{面積当たり重量}]$$

$$[\text{容積}] = [\text{ }}] \times [\text{ }} \text{ 体積}]$$

表2 家屋解体による災害廃棄物発生量原単位(平成7年6月兵庫県)

No.	家屋区分	床面積当たり重量 [t/m ²]	床面積当たり体積 [m ³ /m ²]	みかけ比重 [t/m ³]
1	木造家屋	0.571	0.84	0.68
2	鉄骨(S造)住宅	1.271	0.958	1.33
3	鉄骨(S造)事務所	0.59	0.50	1.18
4	鉄筋コンクリート(RC)マンション等	1.566	1.20	1.31

出典：災害廃棄物処理計画指針(平成9年3月 埼玉県環境部)p.15

2) 処理・処分方法の設定

災害時における廃棄物の処理・処分の方法については、一時保管・分別等処理(仮置場)、処理(焼却・破碎等中間処理、資源化リサイクルを含む)、民間業者引渡し、埋立最終処分等を含むフロー図として整理する。参考例を(p.15)に示すが、これにより廃棄物ごとの流れとその量が明確になるので、計画を立案したり修正したりするのが容易となる。

3) 有害廃棄物への対応

有害廃棄物については、拡散した後では取り返しがつかないので、情報の収集と管理を行ない、被害を最小限に抑える対応を検討しておく。

有害廃棄物としては以下に示すものが挙げられるが、産業廃棄物に紛れ込む恐れがあるので注意を要する。

- ① アスベスト… 被災建築物の解体
- ② ダイオキシン・PCB… プラスチック等の野焼き、簡易焼却炉の灰等
- ③ 医療廃棄物、水銀・カドミウムを含む産業系スラッジ等

4) 違法な処理・投棄等に対する管理

災害時の混乱に紛れて、にわか運搬業者や県外の運送業者等が、廃棄物処理まで行う可能性がある。適正な処理・処分が担保されていない場合は、不法投棄に繋がるとともに、法外な金額請求によるトラブルも予想される。

こうした事態を考慮して、住民への広報活動で注意を喚起するとともに、委託業者・運搬業界及び産業界への協力要請などを行う。

4. 仮置場の確保

仮置場は、速やかに適正な処理(リサイクルを含む)・処分を行うために、仮保管場所及び積替施設としての機能を持つ。なお、仮置場で分別が徹底されれば、処理費の削減にも繋がる。

災害の規模が大きくなるほど仮置場の必要性は高まる。特に人口や建築物の密集した県南の地域では、仮置場の不足が被災地域の復興を遅らせることに繋がるので、その確保は災害廃棄物対策の重要な課題である。

1) 必要面積の設定

先に推計した災害廃棄物発生量(容量)のうち仮置すべき量を積み上げ高さで除し、作業スペースを勘案して必要面積を推計するが、可能な限り余裕を持たせる。

$$[\text{必要面積}] = ([\text{仮置容量}] / [\text{積み上げ高さ}]) \times (1 + [\text{作業スペース率}])$$

$$[\text{積み上げ高さ}] = 5 \text{ m (最大)} \cdot 4 \text{ m (平均)}, [\text{作業スペース率}] = 1 \cdots \text{標準}$$

注) 作業スペース率：作業スペース面積の廃棄物置場面積に対する比率
(両者が等しい場合は比率が1、前者が後者の半分の場合は0.5)。

2) 候補地の選定

仮置場の要件としては以下に示すとおり整理できる。用途としては、廃棄物処理関連施設用地(計画地含む)、運動場・広場、公園、山林・原野、休耕地、工場等の空地等が考えられる。

- ・二次災害の恐れの無い場所
- ・廃棄物発生と処理・処分(外部搬出を含む)との繋がりが良い場所
- ・効率的な搬出入ルート及び幅員が確保できる場所
- ・周辺環境にとって交通・作業に伴う騒音等の影響が軽微な場所
- ・仮置場の用途に必要な面積が確保できる場所

しかし、仮置場の候補地は以下に示す用地との競合も考えられるので関係部局との調整を行う。

- ① 被災住民の避難場所
- ② 仮設住宅設置場所
- ③ ライフライン等復旧の資材や支援物資の置場
- ④ 支援団体等の活動拠点(他自治体・自衛隊・警察・ボランティア等)

3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結

仮置場候補地の所有者あるいは管理者と事前に協定・覚書等を締結しておくことが望ましい。しかし公共用地以外について事前に了解を得るのは困難が予想されることから、候補地を挙げておき、災害発生時に状況を見て交渉するのも方法の一つと考えられる。

仮置場候補地の参考例を表3に示す。

表3 仮置場候補地の参考例

No.	名称または現在の用途(公私区分)	面 積 [ha]	仮置量 [t]	他の用途 (計画)	所有者・管理者等との調整	備 考
1	A 処分場(公共)	3.4			庁内調整済	
2	B 焼却施設敷地(公共)	1.3			担当内調整済	
3	C 広場(公共)	1.5		仮設住宅候補	庁内調整中	
4	D 公園(公共)			一時避難場所	〃	
5	E 工場跡地(民間)				覚書締結済	
6	F 原野(民間)				交渉中	
7	G 休耕畠(民間)					
	合 計					

5. 仮設トイレの準備

災害発生直後は人命救助・火災消火・飲料水確保が最優先されるが、すぐに人の生活による廃棄物の処理も課題となる。特に尿処理は衛生面から緊急課題である。水洗トイレは、上水道・下水道・浄化槽・それらの連絡配管に支障があれば使用不可能となり、代用として仮設やポータブルのトイレを用意す

る必要がある。

1) 仮設トイレの確保

災害時には被害情報（避難者数及び断水等による仮設トイレ必要人数等）から、仮設トイレの具体数やの種類を決定できるが、事前に準備すべき仮設トイレの数量・種類は、特に基準はないので自治体の設定に委ねる。

【留意事項】

自治体で想定する仮設トイレの種類・数量を全て自前で準備しておくのは非効率であるので、他の自治体等に応援要請することを考慮して必要量を格納・管理する。なお、リース業者への発注等の要請は、先に契約した者勝ちになりかねない。

こうした観点から、県内外を含めた協力体制を確立し、仮設トイレの自前準備について分担を協議することが望まれる。

なお仮設トイレについては、地域防災部局でも取り扱うので、調整を図る必要がある。また仮設トイレには以下に示す種類がある。最近、下水道本管のマンホールや樹の上に直接接続する下水道利用型仮設トイレが注目されている。

- ・組立式災害対策用トイレ… 洋式・和式、身体障害者対応型等
- ・箱型仮設トイレ… 同 上
- ・下水道利用型トイレ(マンホール・樹上)… 同 上
- ・簡易(ポータブル)トイレ… 焼却可能型等

2) 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置・撤去や借用・返却などの管理は、地域防災部局と連携・調整を図る。仮設トイレに係るし尿収集は廃棄物処理部局で計画・実施する。

【留意事項】

仮設トイレに係る清掃・消毒等の衛生管理や覗き見等の軽犯罪への対応も考えておく必要がある。

6. 処理施設に係る防災対応

廃棄物処理施設(処分場も含む)に係る防災対応は、事前に計画し実施すべき

ものである。組合処理であっても、構成自治体の廃棄物処理部局は、施設を把握し防災対応を検討して組合へ働きかける必要がある。

1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事

最新のものではない施設については、建設メーカーとも協議して耐震性審査を行ない、新設計画等を考慮し必要があれば耐震強化工事を実施する。

2) 施設の点検・応急対応のマニュアル化

平常時の施設運転等マニュアルが災害時(被害の程度にもよる)にも通用するのか確認し、必要があれば建設メーカーと協議して、点検を含めた応急対策についてもマニュアル化しておく。

3) 応急対策の検討・実施

燃焼ガス水噴射冷却式の焼却施設は、水がなくなれば稼動できないので、水道(上水・工水)だけの水源であれば、井戸水や河川等を応急的に使用する対策を考える。

施設や搬出入道路が冠水し易い所ならば、防水壁の築造や搬出入道路のかさ上げ・複数化の対策は有効である。特に施設の敷地は、災害廃棄物の仮置場等に設定せざるを得ないとことから、搬入路の確保は重要である。

また、水の他にも電気・ガスなどのエネルギー対策や使用薬剤の備蓄などについても対策しておく必要がある。

7. 他団体との支援・協力体制の整備

災害時の被害が大きければ、自力での災害対応は不可能になる恐れがある。そのために、他団体との支援・協力体制を事前に整備しておく事が重要である。しかし、特に他自治体との支援・協力は互助的なものであるので、自らも支援・協力できる体制を考えておく必要がある。

なお、埼玉県が締結している協定(表4)もあるので、県を通じ協力を仰ぐことも可能である。

また、彩の国資源循環工場(PFI施設)での廃棄物の受入れも可能である。

表4 埼玉県が締結している協定

団体名	協定の名称	協定の概要
八都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿処理に関する施設又は業務の提供若しくはあっせん
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社)埼玉県産業廃棄物協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分

※ 埼玉県清掃行政研究協議会においても、一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力を内容とした「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」を全会員と締結している。

8. その他の計画

以上、当マニュアルで取り上げた内容は必要最小限にとどめているので、その他にも計画に盛り込むべき内容は多く、各自治体の状況によってはそちらの方が重要な場合もある。したがって、当マニュアルで策定された災害廃棄物処理計画については、以下に示す参考資料に基づき、さらに充実させていただきたい。特に埼玉県内で先進的なさいたま市の計画は、大いに参考となろう。

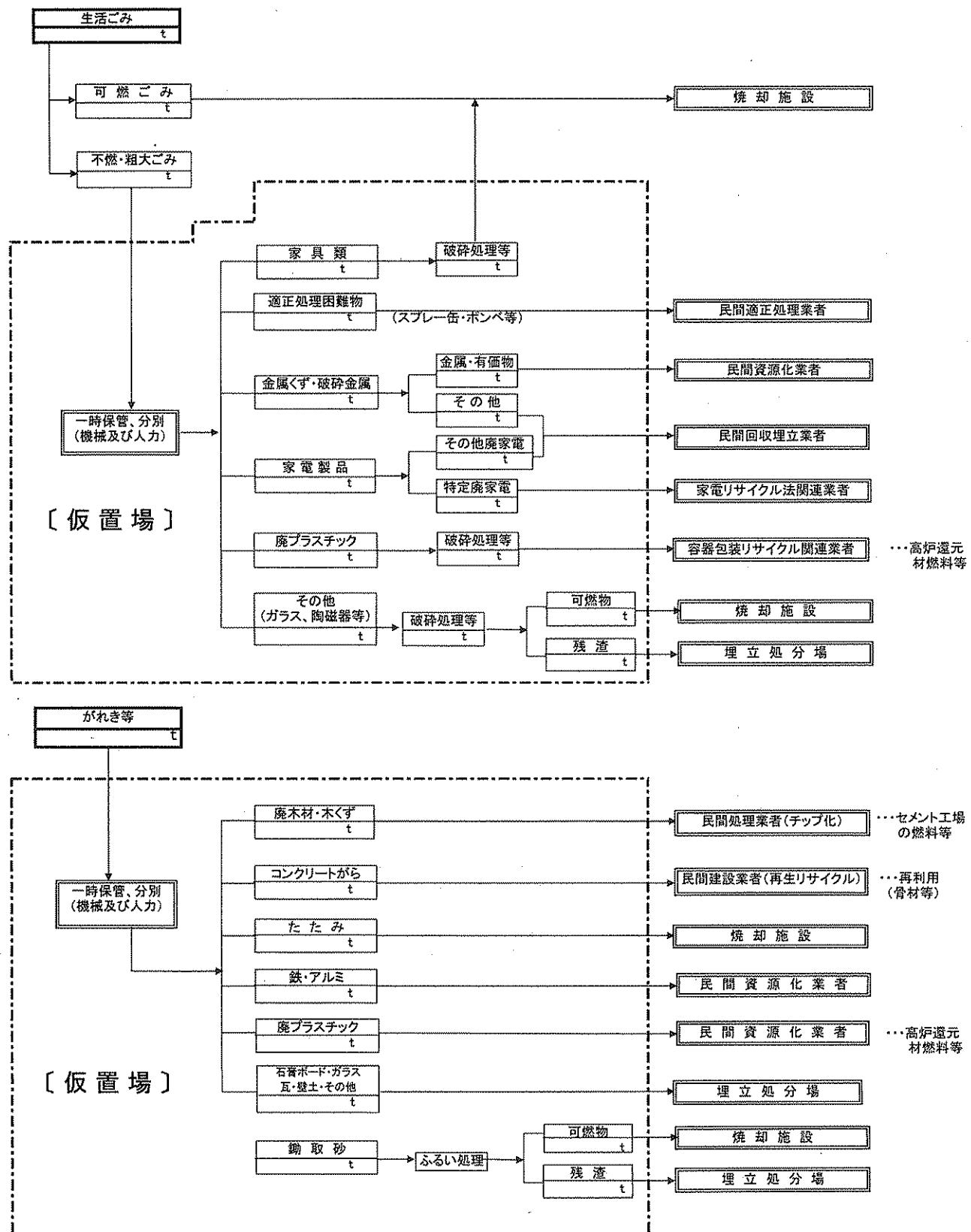
[参考資料]

- ① 「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- ② 「水害廃棄物対策指針」(平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ③ 「災害廃棄物処理計画指針」(平成9年3月 埼玉県環境部)
- ④ 「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き」(平成12年3月 厚生省生活衛生局水道環境部)
- ⑤ 「環境部災害対応マニュアル」(平成17年3月 さいたま市環境部)

- ⑥「千葉市震災廃棄物処理計画」(平成 17 年 3 月 千葉市環境局)
- ⑦「市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル」(平成 9 年 3 月 神奈川県環境部)
- ⑧「震災廃棄物の適正処理に関する調査報告書」(平成 11 年 11 月 七都県市
廃棄物問題検討委員会)

災害発生時の対応手順チェックリスト(例)

【第1段階】発生直後から数時間後における対応		
<input type="checkbox"/> 職員の安全確認 <input type="checkbox"/> 職員登庁の可否の確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置の確認と災害廃棄物対策班の位置づけ確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を中心とした連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> その他		
【第2段階】災害発生当日における対応		
<input checked="" type="radio"/> 災害対策班の体制、役割分担の再確認(役割分担に関しては新たな情報に基づき隨時見直し) <input checked="" type="radio"/> 被害状況に関する情報の収集(隨時、新たな情報の追加収集)		
<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数の確認 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 避難所に関する情報の収集 <input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置の確認 <input type="checkbox"/> 避難場所ごとの避難住民(家族)数の確認 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 廃棄物処理施設に関する情報の収集 <table border="1" style="float: left; margin-right: 10px;"> <tr> <td>被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL: 048-830-3105)</td> </tr> </table> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1;"> <input type="checkbox"/>焼却施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/>し尿処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/>その他ごみ処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/>その他 </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転不能の場合、応援要請(県、埼清研、近隣自治体) ・各施設のプラントメーカーに復旧あるいは点検・補修の要請 </div> </div>		被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL: 048-830-3105)
被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL: 048-830-3105)		
【第3段階】震災発生後1日から3日間における対応		
<input checked="" type="radio"/> 被災状況に応じた災害廃棄物計画の見直し(隨時、新たな情報をもとに見直し) <input type="checkbox"/> 既定連絡体制の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定災害廃棄物量の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定処理・処分フローの確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定収集区分・収集方法の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮置場の場所、面積の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮設トイレ設置数の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> ごみ収集に関する対応 <input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認(収集品目、収集エリア、ごみの搬入先等) <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知(周知方法の確認(自治会、メディア、防災無線等)) <input type="checkbox"/> 収集運搬に係る協力要請 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 仮設トイレに関する対応 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ運搬・設置業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 業者と汲取り及び衛生管理に関する対応の確認 <input type="checkbox"/> し尿収集運搬に係る要請(周辺自治体等) <input type="checkbox"/> 仮設トイレに係る要請(リース会社、建設業者、周辺自治体等) <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 仮置場に関する対応 <input type="checkbox"/> 仮置場管理者に対して使用許可の申請 <input type="checkbox"/> 分別等処理業者と対応の確認(仮置場の管理方法、機材関係等) <input type="checkbox"/> 仮置場に関する協力要請 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 相談・苦情窓口の設置 <input type="checkbox"/> 災害対策本部との連携確認 <input type="checkbox"/> 対策班における対応の確認 <input type="checkbox"/> その他		
【第4段階】震災発生後4日から1週間における対応		
<input checked="" type="radio"/> ごみの収集関係 <input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 家屋の解体に関する対応 <input type="checkbox"/> 解体希望家庭への手続き等の周知 <input type="checkbox"/> 解体業者の登録 <input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="radio"/> 違法処理・投棄に対する監視体制の整備 <input type="checkbox"/> 環境部局との連携確認 <input type="checkbox"/> 体制及び役割の確認 <input type="checkbox"/> その他		
【緊急連絡先】 ・災害対策本部 TEL: ・埼清研 TEL: 048-830-3110 ・埼玉県資源循環推進課 TEL: 048-830-3105 (夜間・休日) TEL: 090-2224-4056 ・近隣自治体 TEL: ・自治会代表 TEL: ・関係団体 TEL:		



災害時における廃棄物(し尿処理を除く)の処理・処理フロー例

災害廃棄物処理計画

(策定マニュアルに基づく計画策定事例)

平成 18 年 3 月

○ ○ 市

目 次

はじめに	1
1. 災害廃棄物対策班の設置	1
1) 災害廃棄物対策班の役割と分担	1
2) 連絡体制及びチェックリスト	2
3) 災害廃棄物処理に関する課内（庁内）協議の実施	4
2. 情報収集と広報活動	5
1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握	5
2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握（対応手順）	5
3) 被災住民への広報活動	6
4) 相談・苦情等の処理	6
3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法	7
1) 災害廃棄物量の推計	7
2) 処理・処分方法の設定	7
3) 有害廃棄物への対応	9
4) 違法な処理・投棄等に対する管理	9
4. 仮置場の確保	9
1) 必要面積の設定	9
2) 候補地の選定	10
3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結	10
5. 仮設トイレの準備	10
1) 仮設トイレの確保	10
2) 仮設トイレの設置・撤去（委託）	11
3) 仮設トイレの汲み取り及び衛生管理	11
4) 汲み取りし尿・汚泥の処理先	11
6. 処理施設に係る防災対応	11
1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事	11
2) 施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践	12
7. 他団体との支援・協力体制の整備	12
1) 本市における支援・協力体制	12
2) 埼玉県における支援・協力体制	12

はじめに

当災害廃棄物処理計画は、本市地域防災計画に基づいて策定したものである。

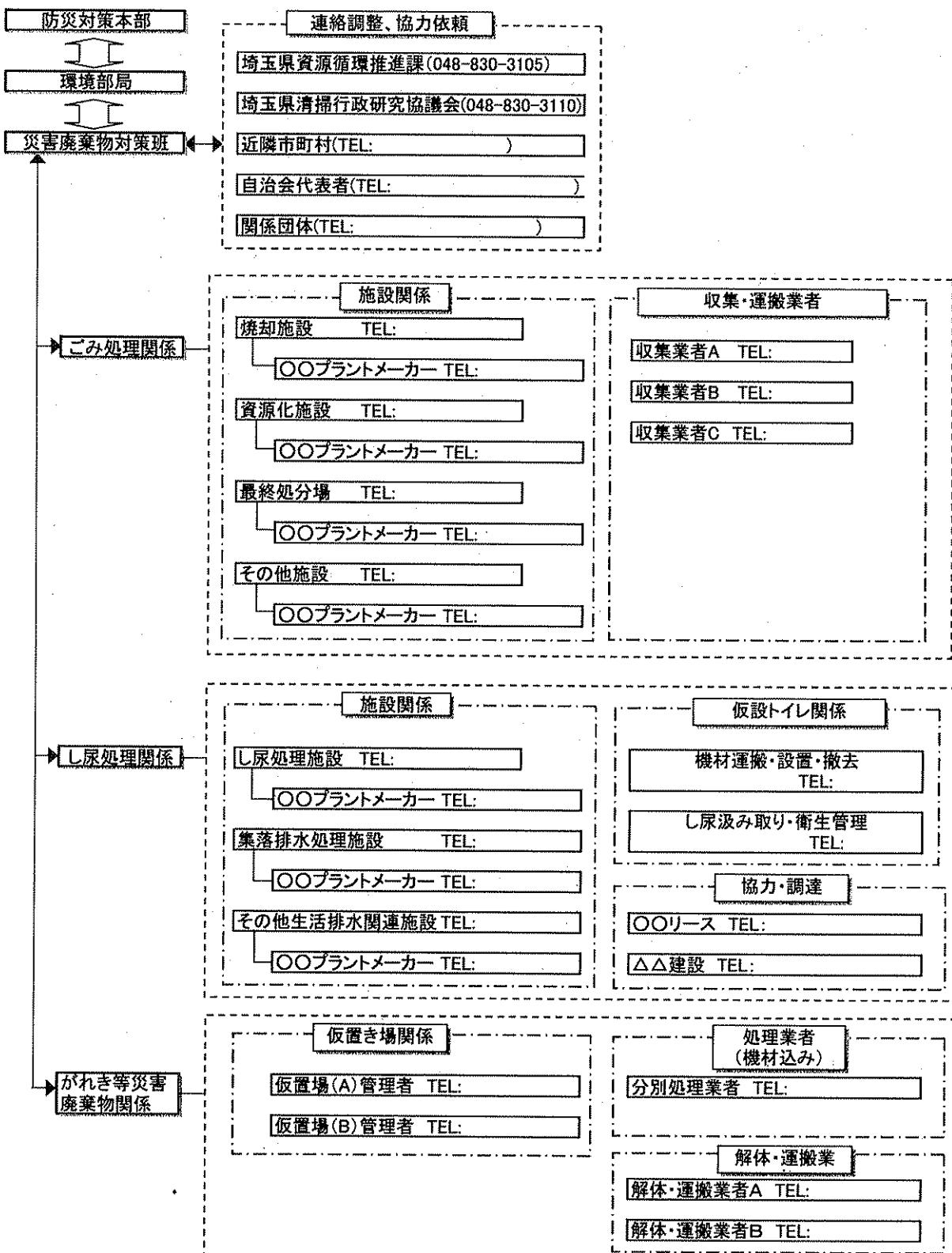
1. 災害廃棄物対策班の設置

1) 災害廃棄物対策班の役割と分担

役割	担当	分担内容
廃棄物統括	環境対策課 課長	<input type="checkbox"/> 防災対策本部（環境部局）との連絡調整 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物に係わる関係機関（県、近隣市町村、 埼清研等）との連絡調整及び協力要請 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物全般に係る調整・指揮・命令 <input type="checkbox"/> 環境監視に係わる環境部局との連携 <input type="checkbox"/> その他
がれき等災害 廃棄物担当	同課 係長	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しがれ き等の処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> 仮置場に係わる関係部局との連絡調整 <input type="checkbox"/> がれき等の運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> その他
ごみ担当	同課 担当職員 1	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しとごみ 処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> ごみ処理施設（焼却、資源化施設、最終処分場等） との連絡調整 <input type="checkbox"/> ごみの収集運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> ごみの出し方のルール作りと住民・業者への周知 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> その他
生活排水担当	同課 担当職員 2	<input type="checkbox"/> 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しと生活 排水処理に関する関係部署、機関との連携 <input type="checkbox"/> し尿処理施設（し尿処理施設、集落排水施設等） との連絡調整 <input type="checkbox"/> し尿・汚泥の収集運搬に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> し尿・汚泥の収集に対するルール作りと周知 <input type="checkbox"/> 環境監視（不法投棄等）の監視・指導 <input type="checkbox"/> 簡易トイレに係わる関係部局との連絡調整 <input type="checkbox"/> その他

2) 連絡体制及びチェックリスト

(1) 連絡体制



(2) チェックリスト

災害発生時の対応手順チェックリスト

【第1段階】発生直後から数時間後における対応																		
<input type="checkbox"/> 職員の安全確認 <input type="checkbox"/> 職員登録の可否の確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置の確認と災害廃棄物対策班の位置づけ確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を中心とした連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> その他																		
【第2段階】災害発生当日における対応																		
<input checked="" type="radio"/> 災害対策班の体制、役割分担の再確認(役割分担に関しては新たな情報に基づき随時見直し) <input checked="" type="radio"/> 被害状況に関する情報の収集(随時、新たな情報の追加収集)																		
<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数の確認 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 避難所に関する情報の収集																		
<input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置の確認 <input type="checkbox"/> 避難場所ごとの避難住民(家族)数の確認 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 廃棄物処理施設に関する情報の収集																		
<table border="1"> <tr> <td>被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL:048-830-3105)</td> <td>→</td> </tr> </table>		被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL:048-830-3105)	→	<input type="checkbox"/> 焼却施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> し尿処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他ごみ処理施設の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> その他														
被害状況の報告 埼玉県資源循環推進課 (TEL:048-830-3105)	→																	
【第3段階】震災発生後1日から3日間における対応																		
<input checked="" type="radio"/> 被災状況に応じた災害廃棄物計画の見直し(随時、新たな情報をもとに見直し)																		
<input type="checkbox"/> 既定連絡体制の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定災害廃棄物量の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定処理・処分フローの確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定収集区分・収集方法の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮置場の場所、面積の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> 既定仮設トイレ設置数の確認あるいは見直し <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> ごみ収集に関する対応																		
<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認(収集品目、収集エリア、ごみの搬入先等) <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知(周知方法の確認(自治会、メディア、防災無線等)) <input type="checkbox"/> 収集運搬に係る協力要請 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 仮設トイレに関する対応																		
<input type="checkbox"/> 仮設トイレ運搬・設置業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 業者と汲取り及び衛生管理に関する対応の確認 <input type="checkbox"/> し尿収集運搬に係る要請(周辺自治体等) <input type="checkbox"/> 仮設トイレに係る要請(リース会社、建設業者、周辺自治体等) <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 仮置場に関する対応																		
<input type="checkbox"/> 仮置場管理者に対して使用許可の申請 <input type="checkbox"/> 分別等処理業者と対応の確認(仮置場の管理方法、機材関係等) <input type="checkbox"/> 仮置場に関する協力要請 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 相談・苦情窓口の設置																		
<input type="checkbox"/> 災害対策本部との連携確認 <input type="checkbox"/> 対策班における対応の確認 <input type="checkbox"/> その他																		
【第4段階】震災発生後4日から1週間における対応																		
<input checked="" type="radio"/> ごみの収集関係																		
<input type="checkbox"/> 収集運搬業者と対応の確認 <input type="checkbox"/> 住民にごみの出し方の周知 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 家屋の解体に関する対応																		
<input type="checkbox"/> 解体希望家庭への手続き等の周知 <input type="checkbox"/> 解体業者の登録 <input type="checkbox"/> その他																		
<input checked="" type="radio"/> 違法処理・投棄に対する監視体制の整備																		
<input type="checkbox"/> 環境部局との連携確認 <input type="checkbox"/> 体制及び役割の確認 <input type="checkbox"/> その他																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">【緊急連絡先】</td> </tr> <tr> <td>・災害対策本部 TEL:</td><td></td> </tr> <tr> <td>・埼玉県 TEL:048-830-3110</td><td></td> </tr> <tr> <td>・埼玉県資源循環推進課</td><td></td> </tr> <tr> <td>(夜間・休日) TEL:090-2224-4056</td><td></td> </tr> <tr> <td>・近隣自治体 TEL:</td><td></td> </tr> <tr> <td>・自治会代表 TEL:</td><td></td> </tr> <tr> <td>・関係団体 TEL:</td><td></td> </tr> </table>			【緊急連絡先】		・災害対策本部 TEL:		・埼玉県 TEL:048-830-3110		・埼玉県資源循環推進課		(夜間・休日) TEL:090-2224-4056		・近隣自治体 TEL:		・自治会代表 TEL:		・関係団体 TEL:	
【緊急連絡先】																		
・災害対策本部 TEL:																		
・埼玉県 TEL:048-830-3110																		
・埼玉県資源循環推進課																		
(夜間・休日) TEL:090-2224-4056																		
・近隣自治体 TEL:																		
・自治会代表 TEL:																		
・関係団体 TEL:																		

3) 災害廃棄物処理に関する課内（庁内）協議の実施

必要最小限の重要な対応策やその手順等について、短時間でも関係者同士で話し合う機会を常日頃から持つために、以下のスケジュールで課内ミーティングを年2回、関係課合同の庁内ミーティングを1回開催する。

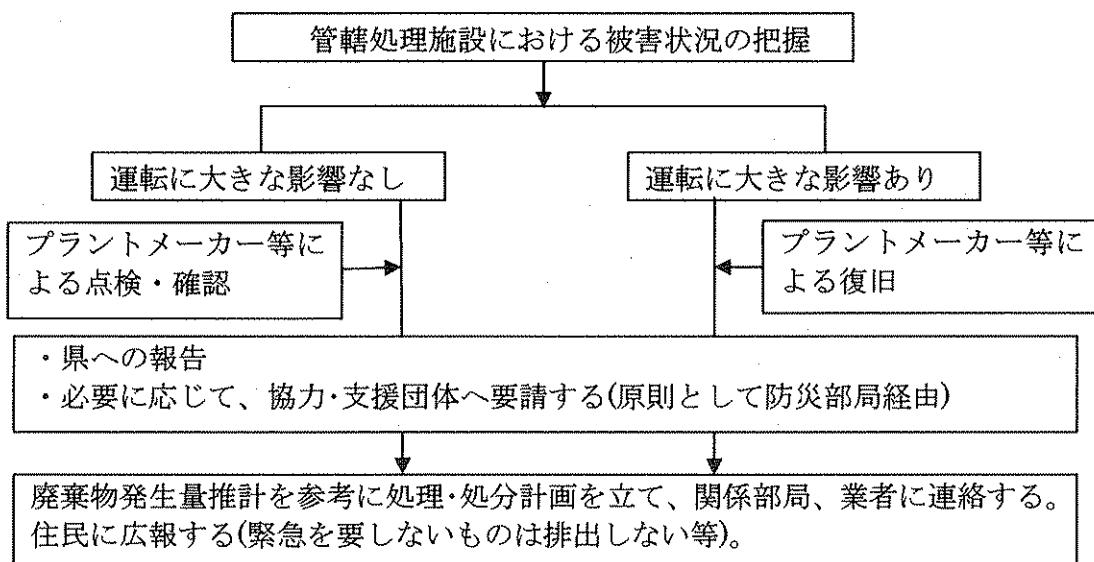
実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1.課内ミーティング (災害廃棄物担当課及び廃棄物処理施設関係者等)	○						○					
2.関係課を交えた庁内ミーティング						◎						
3.災害廃棄物に関する事前検討 ① 役割分担の確認 ② 連絡体制の確認 ③ 関連する民間業者、協力業者との協力体制の確認 ④ 災害時におけるごみの収集ルールの策定 ⑤ 施設の補修・点検日程等の確認 ⑥ 災害廃棄物量の推計 ⑦ 仮置場の確保（必要面積の設定、候補地の選定等） ⑧ 仮設トイレ（備蓄、調達等）に関する確認 ⑨ 関連施設の視察、機材の確認 施設の点検・応急対策をマニュアル化とマニュアルに沿った訓練の実施	←	-----	→									
4. 庁内ミーティングを踏まえた 計画の見直し							←	-----	→			

2. 情報収集と広報活動

1) 被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握

必要な情報	情報入手先	情報の内容	情報の活用・伝達
ライフライン関連	・災害対策本部	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の被害 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁等の被害等	<input type="checkbox"/> ごみ処理施設稼働への影響の確認 <input type="checkbox"/> がれき等の収集運搬への影響の確認
災害廃棄物関連	・災害対策本部	<input type="checkbox"/> 災害発生地域の把握 <input type="checkbox"/> 家屋区分ごとの全・半壊家屋数等	<input type="checkbox"/> 発生量の見直し <input type="checkbox"/> 仮置場の指定と面積の確保
ごみ処理関連	①・災害対策本部 ②・ごみ処理中間 処理施設 ③・最終処分場	<input type="checkbox"/> 焼却施設等ごみ処理施設の被害状況の把握	<input type="checkbox"/> ごみ収集に関する住民への周知内容の検討 <input type="checkbox"/> 収集・運搬業者への指示 <input type="checkbox"/> ごみの搬入処理先の確保
し尿処理関連	①・災害対策本部 ②・し尿処理関係 施設	<input type="checkbox"/> 避難場所のリスト、位置、被災住民の数 <input type="checkbox"/> 下水道の被害状況 <input type="checkbox"/> し尿処理施設等の被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置箇所、種類、数（簡易トイレの配布先、数）の決定 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ設営に関する指定業者への指示 <input type="checkbox"/> 収集・運搬業者（衛生管理含む）への指示 <input type="checkbox"/> 汲取りし尿等搬入処理先の確保

2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握(対応手順)



3) 被災住民への広報活動

広報内容		広報手段
事前	<input type="checkbox"/> 生活ごみの排出ルール <input type="checkbox"/> がれき等の排出方法 <input type="checkbox"/> し尿の収集方法 <input type="checkbox"/> 環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）の排出方法	<input type="checkbox"/> 広報等
災害発生直後 発生当日、翌日	<input type="checkbox"/> 緊急の排出方法 <input type="checkbox"/> 災害の程度による分別の徹底指導	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた 口コミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示
災害発生後 2～ 3日	<input type="checkbox"/> 分別・排出方法、排出日時等の知らせ <input type="checkbox"/> し尿の汲み取り <input type="checkbox"/> がれきの処理・解体（違法業者等に 惑わされないよう注意を喚起）	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた 口コミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示 <input type="checkbox"/> 新聞チラシ <input type="checkbox"/> 防災用放送 <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ放送 <input type="checkbox"/> 対策課窓口
災害発生後 1 週間程度	<input type="checkbox"/> がれきの処理・解体（処理業者の紹 介、補助制度等）	<input type="checkbox"/> 自治会長を通じた 口コミ伝達（回覧板） <input type="checkbox"/> 収集場所への掲示 <input type="checkbox"/> 広報ビラ

4) 相談・苦情等の処理

(1) 相談・苦情窓口の設置

- ① 苦情受付方法：電話、インターネット、直接（市役所、避難所）
- ② 対応方法：災害廃棄物処理班の職員も参加（市災害対策本部において総合的に対応）

(2) 相談・苦情内容の想定

相談・苦情等に対しては、震災の発生状況に応じて対応することになるが、ある程度想定される内容は事前に対応を検討しておくものとする。

- ① 分別方法等排出方法に関わる質問

- ② 施設への直接搬入に関する質問
- ③ がれき等の処理に係る相談
- ④ 不法投棄・野焼きの苦情
- ⑤ 登録業者（運搬、解体業者）の紹介
- ⑥ その他

3. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法

1) 災害廃棄物量の推計

本市の地域防災計画において想定している震災被害に基づき、がれき等の廃棄物の発生量をあらかじめ想定しておく。床面積当たりの震災廃棄物の発生源単位は阪神淡路大地震時の原単位を用い、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。

家屋区分		被害 状況 (戸数)	平均的な 床面積 (m ²)	床面積当 たり重量 (t/m ²)	床面積当 たり体積 (m ³ /m ²)	重量 (t)	体積 (m ³)
木造 家屋	全壊	100	100	0.571	0.84	5,710	8,400
	半壊	200				5,710	8,400
	計	300				11,420	16,800
鉄骨(S造) (住宅)	全壊	5	200	1.271	0.958	1,271	958
	半壊	20				5,084	3,832
	計	25				6,355	4,790
鉄骨(S造) (事務所)	全壊	3	500	0.59	0.50	885	750
	半壊	5				1,475	1,250
	計	8				2,360	2,000
鉄筋コンク リート (RC造)	全壊	0	2,000	1.566	1.20	0	0
	半壊	3				9,396	7,200
	計	3				9,369	7,200
合計	全壊	108	—	—	—	7,866	10,108
	半壊	228				21,665	20,682
	計	336				29,531	30,790

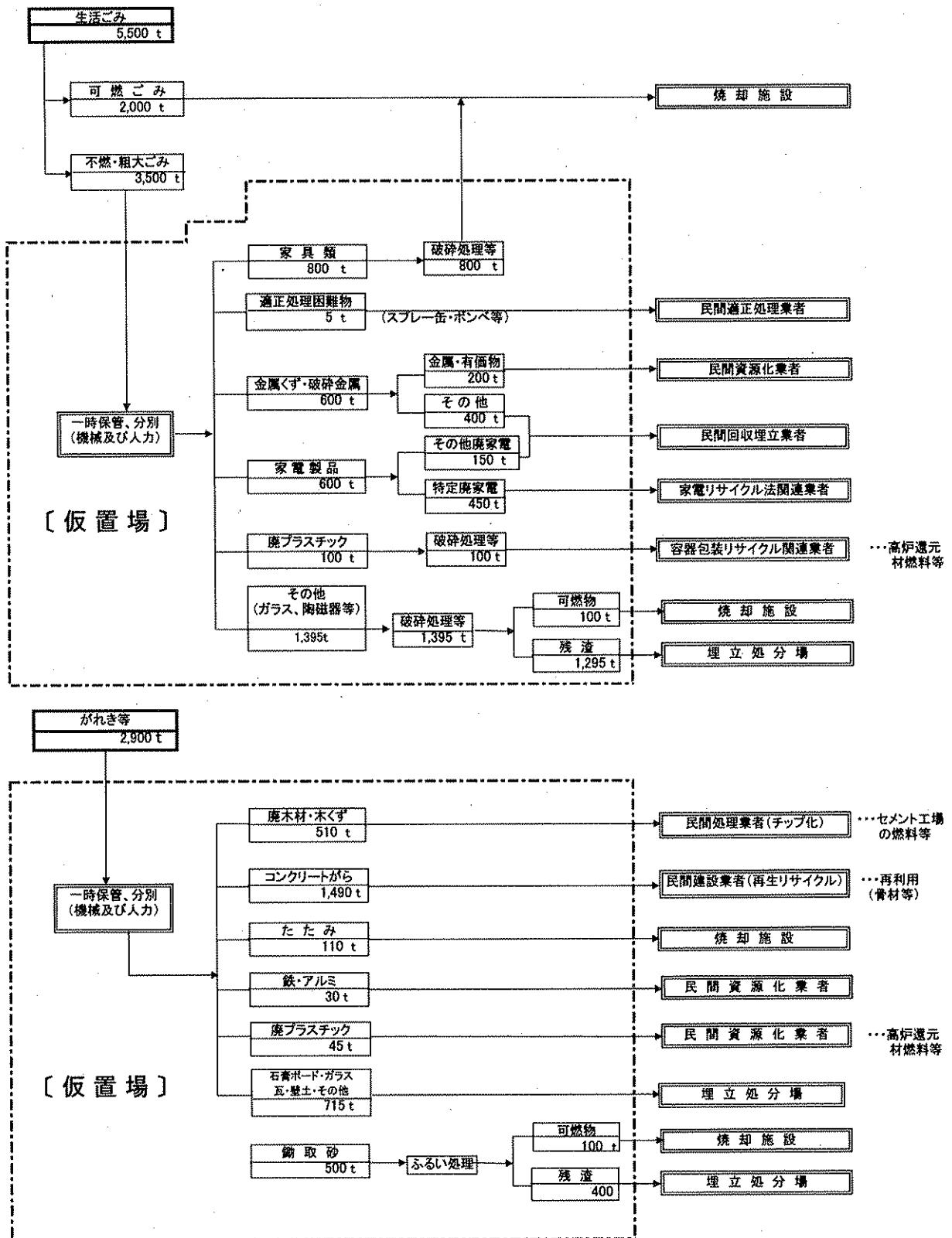
※家屋区分ごとの平均的な床面積を固定資産台帳等により事前に把握しておく。

※半壊家屋の重量・体積は全壊家屋の1/2とする。

※災害対策本部の情報を基に被害状況を把握する。

2) 処理・処分方法の設定

上記の想定震災廃棄物に対する、処理・処分フローは以下のとおり事前に想定しておくが、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。



災害時における廃棄物(し尿処理を除く)の処理・処理フロー

3) 有害廃棄物への対応

災害時に対応が必要な有害廃棄物としては以下のようなものが上げられるが、その具体的な対応方法については、国・県等の指導及び事例を参考に検討していくものとする。

- (1) アスベスト… 被災建築物の解体によって発生
- (2) ダイオキシン・PCB… プラスチック等の野焼き、簡易焼却炉の灰等
- (3) 医療廃棄物、水銀・カドミウムを含む産業系スラッジ等

4) 違法な処理・投棄等に対する管理

災害時の混乱に乘じた違法な処理・投棄等に対しては以下のようないくものとし、その具体的な方法については関係機関と事前に検討するものとする。

- (1) 住民への広報活動
- (2) 委託業者への協力要請及び運搬・解体業者の登録方法の明確化
- (3) 運搬、解体業界への協力要請
- (4) 監視体制（警察の関与）

4. 仮置場の確保

1) 必要面積の設定

がれき等の震災廃棄物の発生量に基づき必要な仮置場の面積をあらかじめ想定しておく。1ha当たりの仮置可能量の目安が $20,000\text{m}^3$ であることを基に、木造、非木造、火災焼失廃棄物ごとに仮置場の必要面積を想定し、実際の被害状況に合わせて見直すものとする。

種類	発生災害廃棄物量 (A) (t)	比 重 (B)	災害廃棄物の容量 (C) (A) / (B) (m ³)	単位面積あたりの有効容量※ (m ³ /ha)	仮置場の必要面積 (C) /20,000 (ha)
木造	10,000	0.60	≈ 17,000	20,000	0.85
非木造	10,000	1.00	≈ 10,000	20,000	0.50
火災焼失	10,000	0.23	≈ 43,500	20,000	2.18
合計	30,000	—	≈ 70,500	—	3.53

※1ha(10,000m²)×0.5(敷地の半分)×4m(平均積み上げ高)=20,000m³/ha

2) 候補地の選定

- ・二次災害の恐れの無い場所
- ・廃棄物発生と処理・処分(外部搬出を含む)との繋がりが良い場所
- ・効率的な搬出入ルート及び幅員が確保できる場所
- ・周辺環境にとって交通・作業に伴う騒音等の影響が軽微な場所
- ・仮置場の用途に必要な面積が確保できる場所

No	名称	面積(ha)		がれき仮置き可能量の目安 (m ³)	他の用途指定	所有者・管理者との調整	備考
		総面積	有効面積				
1	○○公園	1.00	1.00	20,000	避難所	調整済	
2	□□処分場	1.50	0.50	10,000		調整済	
3	△△調整地	0.50	0.50	10,000	仮設住宅	調整中	
4	××開発予定地	1.20	1.20	24,000		交渉中	
合 計		4.20	3.20	64,000	—	—	—

3) 候補地の所有者・管理者との協定等の締結

仮置場としての使用が正式に認められていない候補地に対しては、所有者・管理者と定期的に交渉を続ける。なお、他の用途と重複している候補地に対しては府内の関係部局との調整を定期的に図っていくものとする。

5. 仮設トイレの準備

1) 仮設トイレの確保

仮設トイレは事前の備蓄、下水道型トイレの整備、リース会社、建設会社等からの調達及び他自治体等からの応援で賄っていくものとする。

避難場所	最大収容人員 (人)	仮設トイレ (備蓄数)		下水道 トイレ	不足仮設トイレ	
		組立式	簡易		数量	調達先
A	500	2	100	1	20	○○リース
B	500	2	100	0	20	○○リース
C	500	2	100	1	20	リース□□
D	500	2	100	0	20	△△商事
合計	2,000	8	400	2	80	

(1) 備蓄 (種類、数、仮置き場等)

- ① 組立式災害対策用トイレ… 洋式・和式、身体障害者対応型等

- ② 箱型仮設トイレ… 同上
 - ③ 簡易(ポータブル)トイレ… 焚却可能型等
- (2) 整備
- 下水道型トイレ（し尿を下水道本管に「ます」を経由して直接接続する方式）等を災害時を想定して隨時整備していく。
- (3) 調達、応援（リース会社、建設会社、他自治体からの応援）

仮設トイレの主な調達先

リース会社	所在地	TEL/FAX	調達可能基数（基）
1.○○リース			50
2.リース□□			30
3.△△商事			20

2) 仮設トイレの設置・撤去（委託）

仮設トイレの設置・撤去作業委託先

業者名	所在地	TEL/FAX	担当避難所
1. ○○土建			避難所A、B
2. □□建設			避難所C、D

3) 仮設トイレの汲み取り及び衛生管理

仮設トイレの汲み取り及び衛生管理の委託先及び応援先

名称	所在地	TEL・FAX	バキュームカーの所有台数	担当避難所
○○サービス			1	避難所A

その他の避難所については、埼玉県清掃行政研究協議会における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定に基づき他団体の応援により対応する。

4) 汲み取りし尿・汚泥の処理先

汲み取りし尿・汚泥の処理先は市のし尿処理施設とする。本施設が震災により使用不能となった場合は、協定に基づき他団体のし尿処理施設へ搬入する。なお、公共下水道管路への投入についても関係機関と事前に協議を行っていくものとする。

6. 処理施設に係る防災対応

1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事

本市に關係するごみ処理施設の耐震対策の状況は以下の通りとなっている。基準を満たしていない施設に対しては耐震診断を実施し、その結果を持って早急に耐震対策を施すものとする。

管理主体	施設名	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策
△△組合	焼却施設	昭和54年度	未達成	実施	実施
○○市	リサイクルセンター	平成5年度	達成	—	—
□□組合	し尿処理施設	昭和50年度	未達成	未実施	未実施
△△組合	最終処分場	平成元年度	達成	—	—

2) 施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践

プラントメーカーの指導及び運転管理委託業者との連携のもとに、震災時の施設の点検・応急対策を検討すると同時に、簡便な形でマニュアル化する。また、運転管理委託業者の参加のもとに定期的にマニュアルに沿った模擬点検・応急対策訓練を実施する。

7. 他団体との支援・協力体制の整備

1) 本市における支援・協力体制

本市では、○○県○○市、□□県□□市及び△△県△△市と災害時の相互応援協定を締結している。協定書に廃棄物の特記はなく一般規定であるが、必要に応じ応援依頼等要請する。

また、埼玉県清掃行政研究協議会の災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定により県内他市町村の協力を得る。

2) 埼玉県における支援・協力体制

埼玉県が締結している協定（下表）もあるので、県を通じ協力を仰ぐ。

また、彩の国資源循環工場（PFI施設）も活用していく。

団体名	協定の名称	協定の概要
八都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿処理に関する施設又は業務の提供若しくはあっせん
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社) 埼玉県産業廃棄物協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分

災害復旧事業に対する支援制度

I 災害廃棄物とは

災害によって一時的に大量に発生した廃棄物をいう。

国庫補助制度では、このような災害廃棄物について、市町村及び一部事務組合が生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために実施する事業や、災害により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧のための事業を補助対象としている。

II 支援制度概要

1 補助金：災害廃棄物処理事業国庫補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 市町村及び一部事務組合
- (2) 交付対象事業
 - ア 災害廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業（委託先は民間事業者市町村及び一部事務組合）
 - イ 仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業
- (3) 補 助 率 2分の1

2 補助金：廃棄物処理施設災害復旧費補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センター
- (2) 交付対象事業 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センターが設置した廃棄物処理施設の災害復旧事業（事務所、倉庫、公舎等の施設は除く）
- (3) 補 助 率 2分の1（新潟県中越地震による被害を受けた施設は10分の8）

3 地方債：災害復旧事業債

- (1) 起債対象事業
 - ア 補助災害復旧事業 法に基づき国が補助または負担する災害復旧事業
 - イ 直轄災害復旧事業 国が直接行う災害復旧事業（地方負担分）
 - ウ 単独災害復旧事業 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業や対象外施設の災害復旧事業、国庫補助（負担）制度のない施設の災害復旧事業、災害基本法に基づく地方税等の減免及び災害対策事業、地方公営企業等に係る小災害復旧事業、火災復旧事業

(2) 充當率及び交付税措置率

補助(負担)金の種類		過年度 (%)		現年度 (%)	
		起債充当率	交付税措置	起債充当率	交付税措置
補助災害	公共土木施設等	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
直轄災害	公共土木施設等	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
単独災害	公共土木施設等	100	47.5~ 85.5	100	47.5~ 85.5
	農地農林施設	65		65	
	地方公営企業等	100	なし	100	なし
	火災復旧事業	100	なし	100	なし

※ 普通交付税算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要の増加又は財政収入の減少がある場合、特別交付税の対象となる場合がある。

II 災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧費補助金フロー

1 電話による報告

- ・災害が発生し、被害内容が国庫補助対象に該当するものと想定される場合、被害の概況、被害の概算額等について、被災団体から県を経由して環境省廃棄物対策課に電話で報告。

2 災害報告書の提出

- ・災害廃棄物処理事業費補助金は「災害廃棄物処理事業の報告について」、廃棄物処理施設災害復旧費補助金は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」を作成し、原則として災害発生後14日以内に県を経由して環境大臣あて提出。

3 実地調査の実施

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日会発第737号）により災害現場において実地調査を行う。
- ・環境省調査官に対し、関東財務局職員が立ち会う形式で実地調査を行い、災害現場の調査や災害報告書の内容等について、被災団体からリスニングを行う。
- ・豪雨等による水害で、既に水が引いて現地が復旧されている場合は、記録写真、雨水量のデータ等を基に机上にて調査を行う場合がある。
- ・実地調査終了後、環境省調査官と関東財務局職員が協議を行い査定額を決定。両省の職員が実地調査報告書に査定額を記入し、被災団体に対し即日伝達される。

4 国庫補助対象事業限度額表の通知

- ・実地調査の査定額に基づき、環境省より国庫補助対象事業限度額表が通知される。
- ・補助予定額は、各交付要綱の交付額の算定方法により事業費の2分の1となる。

5 国庫補助金交付申請書の提出

- ・各交付要綱の様式により、限度額通知に定められた期限までに環境省へ交付申請書を提出する。（通常は、事業完了後に実績報告書を併せた精算交付申請書を提出する場合が多い。）

6 国庫補助金交付決定及び確定通知書の通知

- ・環境省に交付申請書が到達した日から原則として7週間以内に交付決定通知書及び確定通知書が通知される。

7 国庫補助金請求書の提出

- ・被災団体は県出納長あてに国庫補助金請求書を上記5及び6の書類の写しを添付して提出する。

8 支払計画表の示達

- ・財務省会計センターより県出納長あてに国庫補助金の支払計画表が示達される。

9 国庫補助金の支出

- ・支払計画表の示達日以降に環境省から被災団体に対し国庫補助金が支出される。

○ 関係法令

- ・災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費の取扱いについて（平成16年10月6日環廃対発第041006002号）
- ・災害廃棄物処理事業費の国庫補助金について（平成16年10月6日環廃対第041006001号）
- ・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成17年3月17日環廃対第050317002号）

III 災害報告書の作成に係る留意事項

災害廃棄物処理事業費（し尿処理）関係

1 事業費算出について

- ① 生し尿の汲み取り分に限定されるため、浄化槽分の汲み取り量は対象外。
- ② 職員の超過勤務手当等の入件費や事業に係る諸経費は対象外。
- ③ 各便槽容量の合計量の2分の1の量が対象となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

縮尺 1/25,000～1/50,000 の白地図等に以下の項目を図示又は明示すること。

- ① 被災区域の色分け
- ② 汲み取り箇所及び冠水区域（道路冠水区域等）
- ③ 下水道処理区域（整備区域と未整備区域の範囲を示す。）
- ④ 雨量観測地点
- ⑤ 罹災写真の撮影位置
- ⑥ 行政界

(2) 被災写真について

収集作業、あふれた便槽の様子、汲み取り状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

(3) その他参考となる資料について

- ① アメダス日報（気象庁観測所データ）
- ② 消防署等において自治体独自で計測した降雨量のデータ
※ 区域全体を網羅したもので、少なくとも4箇所以上で観測されたデータ
- ③ 上記のデータが正確に計測されたことを保証する証明書（原本証明書や首長から環境大臣あての確約文書）
- ④ 台風進路図（関東地域が拡大されたもの。）
- ⑤ ライフラインの寸断など罹災状況を伝える新聞記事等の写し
- ⑥ 自治体の手数料条例
- ⑦ 業者委託によりし尿処理を行った場合、委託契約書、委託業者の運行日誌、確実に汲み取りを行った証明（伝票や集計表等）、汲み取りし尿の処分先（し尿処理施設）の計量証明書等の写し

災害廃棄物処理事業費（ごみ処理）関係

1 事業費算出について

- ① 直営による回収費用（労務費）は対象外だが、委託による場合は対象。
- ② 豪雨により河川等から流出した廃棄物は河川管理者が処分すべきものなので対象外。
この場合、家庭から排出されたものか河川等から排出されたものか判断が難しいため被災写真等により判断を行い実地調査の際に査定し、按分する。
- ③ 廃家電の処理費用については、別途算出する。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

災害廃棄物の一時保管場所を明示する。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 被災写真について

ごみ集積所、収集作業、一時保管場所での保管状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。(デジタルカメラ可)

(3) その他参考となる資料について

業者委託によりごみ処理を行った場合、委託契約書の写し等を添付。その他は「し尿処理」

①～⑥までと同じ。

廃棄物処理施設災害復旧費関係

1 事業費算出について

一般廃棄物処理施設において、廃棄物を処理するラインに直接影響を及ぼす設備に係る復旧費用についてのみ対象となる。そのため警備機器、業務用以外のエレベーター、空調関係機器関係の修理費用及び冠水した公用車等の修繕費用等は対象外となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

被災施設の位置を明示すること。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 平面配置図

縮尺 1/100～1/500程度の平面配置図に被災部分、浸水区域、写真撮影箇所を図示又は明示すること。

(3) 被災写真について

損傷、浸水箇所等について出来る限り詳細に撮影し平面配置図に撮影位置を明示すること。
(デジタルカメラ可)

(4) その他参考となる資料について

各設備の復旧工事の見積書の写しを添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

※豪雨による災害の場合、気象データにおいて一時間当たりの降雨量が15mm、一日当たりの降雨量が150mmを超えていなければ災害認定されない。

IV 補助事例

事例1：災害廃棄物処理事業費補助金（し尿処理） 越谷市

1 被災状況

平成16年10月9日の台風22号の影響により、越谷市において床上浸水32戸、床下浸水479戸、道路冠水26箇所及び便槽浸水466戸の被害があった。

大型の台風22号は日本列島に沿って北上し、9日18時21.5ミリの豪雨となり24時間雨量が176ミリを記録した。

2 災害廃棄物処理の対応

(1) 施行内容

浸水便槽の処理については、環境衛生上の見地から委託業者（6社）の協力を得て優先的に汲み取りを行い、汚物の流出、悪臭、伝染病等の発生を未然に防止した。

9日未明より市内12地区466件、165,900.0リットルの雨水の汲み取りを実施し、東埼玉資源環境組合のし尿処理施設において処理を行った。

汲み取りに係る手数料1,520,177円については「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第13条第3項の規定により免除し、全額市負担とした。

(2) 施行方法

請負（委託）

(3) 事業場所

越谷市内一円（浸水地区）

(4) 事業実施期間

平成16年10月9日～10月13日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

し尿処理

(3) 事業費内訳

① 総事業費（実支出額）	1,520,177円
② 国庫補助対象事業限度額	411,000円
③ 国庫補助基本額	822,000円
④ 精算交付申請額	411,000円
⑤ 交付決定（確定）額	411,000円（対象経費の1/2）

事例2：災害廃棄物処理事業費補助金（ごみ処理） 川口市

1 被災状況

平成17年8月12日の午前9時から数時間の極めて短時間に川口市内の各所で局地的な集中豪雨が発生した。最も降雨量の多かった神根地区にある市消防本部北消防署神根分署では、最大60分雨量が97ミリ、日積算で224.5ミリを記録した。

この集中豪雨による住家の被害は、床上浸水103戸、床下浸水206戸となり市内浸水区域からおよそ600m³の災害廃棄物が発生した。

2 災害廃棄物処理の対応

(1) 施行内容

発生した災害廃棄物については、翌8月13日から緊急体制で直営車両により収集運搬し、川口市戸塚環境センター西側遊水地に一時保管を行った。

一時保管した災害廃棄物は、多量であること、未分別であることから市有のごみ処理施設での処理が困難なため、県内の民間許可業者に委託処理（焼却）を行い、処理に伴い発生した焼却灰については、川口市朝日環境センターにおいて溶融スラグ化した。なお、災害廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法対象物（廃家電）については、同法に基づき委託処理を行った。

この災害廃棄物の処理を行った結果、被災地区における悪臭、伝染病等の発生の未然防止と速やかな生活環境の確保を図れた。また、委託により処理した結果、日常の処理能力の確保による安定的な処理施設の運営を図ることができた。

※ 災害廃棄物排出量の内訳は、廃家電以外の災害廃棄物が72.8t、廃家電が4品目合計で50台。

(2) 施行方法

① 収集運搬及び一時保管について

直営

② 処分について

- ・災害廃棄物の分別及び焼却処理等については、請負（委託）。
- ・焼却処理に伴い発生した焼却灰の溶融スラグ化は、直営。

(3) 事業場所

川口市内一円（浸水地区）

(4) 事業実施期間

平成17年8月13日～10月13日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・災害時における廃家電製品の取扱いについて
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

ごみ処理

(3) 事業費内訳

① 総事業費（当初報告時）	7,742,000円
② 国庫補助対象事業限度額	3,871,000円
③ 実支出額	3,304,612円 (廃家電以外 3,056,760円 廃家電 247,852円)
④ 国庫補助基本額	3,304,000円
⑤ 精算交付申請額	1,652,000円
⑥ 交付決定（確定）額	1,652,000円（実支出額の1/2）

事例3：廃棄物処理施設災害復旧費補助金 川口市

1 被災状況

平成17年8月12日の午前9時から数時間の極めて短時間に川口市内の各所で局地的な集中豪雨が発生し、同市が平成14年度に国庫補助事業により建設したリサイクルプラザ棟の資源化施設の一部と地下駐車場に雨水が浸水した。その結果、資源化施設は約20～30cm冠水し、地下駐車場は136cm冠水した。

浸水の影響により資源化施設の電気系統、エレベーター（3基）、警備機器、消防設備、公用車7台の設備等が罹災し、損傷を受けた。

2 廃棄物処理施設災害復旧の対応

(1) 施行内容

翌8月13日未明から市職員により排水作業を行い、同日21時に完了したが、罹災設備等の損傷はひどく、各箇所の修繕のため、雨水・湧水ポンプ復旧工事、自動火災報知設備工事、非常放送設備工事、幹線・動力設備工事、屋内消火栓設備工事、業務用エレベーター復旧工事等を行い、施設の通常運転再開に向けて早急な復旧作業を実施した。

(2) 施行方法

排水作業については直営で行い、施設等の復旧工事は請負（委託）で実施した。

(3) 事業場所

川口市リサイクルプラザ（川口市朝日4-21-33）

(4) 事業実施期間

平成17年8月13日～12月20日

3 補助事業の概要

(1) 関係法令等

- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い
- ・内閣府、構成労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

(2) 区分

廃棄物処理施設災害復旧費

(3) 事業費内訳

① 総事業費（当初報告時）	11,451,000円
② 実支出額	33,091,800円（補助対象外分含む。）
③ 国庫補助対象事業限度額	5,725,000円
④ 国庫補助基本額	5,671,356円
⑤ 精算交付申請額	2,977,000円
⑥ 交付決定（確定）額	未定

※ 限度額通知が年度末になるため、交付決定（確定）額は現段階では未定。

埼玉県災害廃棄物対応に係る自治体アンケート調査

I. アンケートの目的

災害時における各自治体の円滑な廃棄物対応を図る上で、実効性ある県内協力体制の拡充策を検討するために、県内協力体制の現況を把握し課題を整理する。

II. アンケートの対象

県内全市町村、ごみ及びし尿処理を行う一部事務組合

III. アンケートの位置づけ

当アンケートは、「災害廃棄物処理計画」及びその上位計画である「地域防災計画」を踏まえつつ、各団体における災害時の廃棄物処理について、具体的な行動や手順等を伺うものである。

IV. アンケート記入に当たって

- 各質問について該当する回答(記号)を選び○印を付けてください（複数回答可）。
該当する選択肢がない場合は「その他」を選び、カッコ()内または空白部に適切な回答を御記入ください。選択肢が用意されていない質問も同様に、空白部に適切な回答を御記入ください。
- 各質問に対して回答内容の他に御意見がありましたら、空白部に御記入ください。
- 一部事務組合及びその構成市町村については、できる限り組合単独あるいは各構成市町村単独の回答としてください。
- 10月1日に市町村合併がありますが、
①新団体において一元化して回答する。
②旧団体名で当時の状況をそれぞれ回答する。
のいずれで回答していただいても結構です。関係団体において調整してください。

回 答 期 限

平成17年10月11日(火)

問い合わせ・回答先

国際航業(株) 環境施設部 担当 楠・矢倉

T E L 03-3237-5466 F A X 03-3237-3776

E-mail koji_kusunoki@kkc.co.jp

※ Eメールの場合、件名を「災害アンケート(団体名)」としてください。

送信先 国際航業（株）環境施設部 楠 あて
E-mail koji_kusunoki@kkc.co.jp
FAX 03-3237-3776

団体名		地方公共団体コード	
担当課名			
担当者氏名			
電話番号			

1. 貴団体で、災害廃棄物処理計画を策定済でしたら、一部お送りください。
2. 災害廃棄物が発生した時に對応する体制・組織は、現時点においてどの程度決められていますか。
 - イ) 詳細に決められている。
 - ロ) 大枠のみ決められている。
 - ハ) 特にない。
 - ニ) その他()
3. 災害時における廃棄物関係者間での連絡方法を挙げてください。
 - イ) 防災無線
 - ロ) 携帯電話
 - ハ) 通常電話
 - 二) インターネット (電話回線 ・ 光通信 ・ その他)
 - ホ) アマチュア無線
 - ヘ) 直接口伝えによる連絡
 - ト) その他()
4. 災害時における他団体との協力体制（廃棄物処理関係）は、埼清研に関するもの以外にどのようなものがありますか。できる限り具体的に団体名、協力内容、また、協定・覚書などの取り決めがなされている場合はその旨と時期をご記入ください。別紙による回答でも結構です。
なお、廃棄物処理関係以外で災害時の協定等を締結している場合にも、わかる範囲で御記入ください。

回答例： ○○市／ごみ収集及び処理の相互協力／協定締結／平成15年5月

① 県内・近隣市町村

② 他都道府県内市町村・姉妹都市

③ 民間・各種団体

④ その他

5. 廃棄物関係職員による災害時を想定した対応については、日ごろどの程度の検討を行っていますか。

5.1 検討の程度についてお答えください。

- イ)専属の担当者が常時検討している。
- ロ)専属の担当者はいないが、関係課等を集めて検討を行っている。

頻度：(年 ・ 月) に (回)

ハ)検討していない。

ニ)その他()

5.2 検討の内容についてお答えください。

- イ)災害後の施設点検や災害廃棄物の収集運搬・仮置き・処理など、具体的な行動・手順についてまで。
- ロ)災害廃棄物処理に当たっての方針や方法まで。

ハ)具体的な話にはなっていない。

ニ)その他()

6. 廃棄物処理施設について、現在における耐震構造の程度、耐震診断の実施の有無と実施時期、これまでに講じた耐震化等の災害対策と今後の予定を具体的にご記入ください。

また、そのような対策と同等の効果があると思われる対策を講じている場合（予定を含む）には、その内容もご記入ください。

なお、施設が複数あれば全てご記入ください。別紙による回答でも結構です。

回答例(焼却施設の場合)：

施設名：○○クリーンセンター

施設完成：昭和63年3月（平成15年度に大規模修繕実施）

耐震：震度△（△gal）の耐震構造、耐震診断●年実施済

非常時：断水時対応可（河川水）、自家発電可

災害対策 実施済：表流水取水設備設置（平成●年度実施済）

予定：耐震構造強化（煙突）（平成□□年度実施予定）

搬出入路複数化 （平成□□年度実施予定）

① 焼却施設

② 粗大ごみ処理施設

③ 資源化等を行う施設

④ 高速堆肥化施設

⑤ ごみ燃料化施設

⑥ 最終処分場

⑦ し尿処理施設

⑧ コミュニティプラント

⑨ 保管施設

⑩ その他の施設

7. 災害廃棄物の仮置場についてお答えください。

7.1 仮置場の状況

災害廃棄物の仮置場について、現時点の用途（廃棄物処理施設の敷地、公園・グラウンド等の自治体所有広場、処分場および跡地、河川敷等の国・県有施設、民間の空地等）、概略面積、想定している仮置量、所有者・管理者との確約の有無、府内調整の状況などを記入ください。

なお仮置場が複数あれば全て記入ください。別紙による回答でも結構です。

(記入例)

現時点の用途	面積 (m ²)	想定仮置量 (t)	所有者・管理者等との調整	府内関係部局との調整
民間工場跡地	約〇〇	約△△	覚書締結済	府内調整済 担当部局内調整済 担当内調整中 未調整
市有地	約□□	約◇◇		府内調整済 担当部局内調整済 担当内調整中 未調整

7. 2 災害時に貴団体内において被害がなかった場合、貴団体の仮置場を被害のあった他の自治体へ貸すなどの協力は可能ですか。

- イ)積極的に協力したい。
- ロ)現時点での判断は難しいが、協力したい考えはある。
- ハ)検討する。
- ニ)困難である。
- ホ)その他()

8. 緊急用資機材についてお答えください。

貴団体において被害がなかった場合、貴団体が平常時に使用している収集運搬車両等のうち、何台程度を被害の大きい自治体への協力にまわすことが可能ですか。直営、委託、許可分を含めてお答えください。

※平常時の収集運搬の回数を減らしたり、直営分や委託及び許可業者の保有している予備分を使用したりして、どれだけ被災地への協力にまわせるかということを考慮のうえ、お答えください。

8. 1 他の自治体に対する協力に使用可能な収集運搬車両等について、種類ごとの台数を記入してください。別紙による回答でも結構です。

① ごみ (記入例： パッカー車 / 積載量△t / ○台 / 人員◇名)

② し尿 (記入例： バキューム車 / 積載量◇kl / □台 / 人員△名)

③ その他

8. 2 貴団体で保有している仮設トイレのうち、他の自治体に貸出可能なものの種類（種類、洋和式、身障者対応、男女別、水使用の有無、し尿の貯留可能量、電気使用の有無など）、数量をご記入ください。別紙による回答でも結構です。

参考：仮設トイレの種類

ポータブル便器、災害用組立式トイレ、汲み取り式仮設トイレ、パック式トイレ、汲み取り式簡易水洗トイレなど

8. 3 貴団体で所有している重機があれば、その種類・数量をご記入ください。

また、そのうち被災地に貸出可能な種類と数量についてご記入ください。別紙による回答でも結構です。

8. 4 貴団体が被災した場合、現時点で想定できる範囲で、不足している廃棄物の処理能力、仮置場や緊急用資機材等はどのようなものがありますか。資機材については、種類や型など具体的に必要な物が特定できる場合には、できる限り詳細にご記入ください。別紙による回答でも結構です。

① ごみ処理能力（可能な範囲で、可燃・不燃・粗大・資源ごみ等の別まで）

② し尿処理能力（可能な範囲で、生し尿、浄化槽汚泥の別まで）

③ 仮置場

④ ごみ処理に要する資機材

⑤ し尿処理に要する資機材

⑥ 仮設トイレ

⑦ 重機

⑧ その他

9. 県の廃棄物担当部局に対する要望やご意見があれば、お聞かせください(例えば県から協力依頼してもらいたい機関など)。

御協力ありがとうございました。

資料3-2廃棄物処理施設の耐震対策状況

資料3-2

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(①焼却施設)

団体名	施設名称	処理規模(t)	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
市町村							
さいたま市	さいたま市西部環境センター	300 (100×3)	H5.2	○	-	-	
	さいたま市東部環境センター	300 (100×3)	S59.8	×	○	○	
	クリーンセンター大崎第一工場	300 (150×2)	S53.7、S57.10	×	×	×	(煙突構造強化)
	クリーンセンター大崎第二工場	450 (150×3)	H8.3	○	-	-	
川越市	岩槻環境センター	130 (75×2)	S62.3	○	-	-	
	東清掃センター	140 (70×2)	S61	○	-	-	
	西清掃センター	300 (150×2)	S53	×	×	×	
川口市	戸塚環境センター西棟(4号炉)	150 (150×1)	H1	○	-	-	
	戸塚環境センター西棟(3号炉)	150 (150×1)	H5	○	-	-	
	朝日環境センター	420 (140×3)	H14	○	-	-	
所沢市	所沢東部クリーンセンター	230 (115×2)	H15	○	-	-	
	所沢市西部クリーンセンター	148 (48×3)	H1(H13.3改修)	○	-	-	
飯能市	飯能市クリーンセンター	100 (50×2)	S56H11年度改修	×	×	×	
東松山市	東松山リーフセンター	180 (90×2)	S52	×	×	×	
春日部市	豊野環境衛生センター	399 (133×3)	H6	○	-	-	
狭山市	第2環境センター	165 (55×3)	H8	○	-	-	
	第1環境センター1号炉	100 (50×2)	H3	○	-	-	廃止
羽生市	清掃センター	80 (40×2)	S58	○	-	-	
上尾市	西貝塚環境センター	300 (100×3)	H10	○	-	-	
入間市	総合クリーンセンター	150 (50×3)	H8	○	-	-	
	清掃事務所	138 (69×2)	S55	×	×	×	
鳩ヶ谷市	清掃センター	150 (75×2)	S54	×	×	×	廃止
朝霞市	朝霞市クリーンセンター120t炉	120 (120×2)	H7	○	-	-	
	朝霞市クリーンセンター70t炉	70 (35×2)	S63	○	-	-	休止
和光市	和光市清掃センター	120 (60×2)	H2	○	-	-	
桶川市	桶川市環境センター	240 (120×2)	S52	×	×	×	
坂戸市	東清掃センター	70 (35×2)	S62	○	-	-	
	西清掃センター	80 (40×2)	H6	○	-	-	
ふじみ野市	清掃センター	180 (90×2)	S49	×	×	×	
	清掃センター附属炉	60 (60×1)	H9	-	-	-	
伊奈町	伊奈町クリーンセンター	60 (30×2)	H1	○	-	-	
三芳町	清掃工場	40 (20×2)	S48	×	×	×	廃止
川島町	環境センター	40 (20×2)	S54	×	×	×	
岡部町	環境センター	30 (15×2)	H3	○	-	-	廃止
菖蒲町	菖蒲町清掃センター	30 (15×2)	H1	○	-	-	
杉戸町	杉戸町環境センター	84 (42×2)	H9	○	-	-	
組合							
蓮田市白岡町衛生組合	ごみ焼却施設	180 (60×3)	H6	○	-	-	
久喜宮代衛生組合	150t炉/24ごみ処理施設第1号炉	75 (75×1)	S50	×	×	×	
	150t炉/24ごみ処理施設第2号炉	75 (75×1)	S55	×	×	×	
栗橋・簞宮衛生組合	ごみ焼却施設八甫クリーンセンター	70 (35×2)	S63	○	-	-	
加須市・騎西町衛生施設組合	ごみ焼却施設	144 (72×2)	H10	○	-	-	
志木地区衛生組合	新座環境センター(東工場)	90 (90×1)	H14	○	-	-	
	富士見環境センター	180 (90×2)	S61	○	-	-	
	新座環境センター(西工場)	90 (90×1)	H6	○	-	-	
小川地区衛生組合	小川地区衛生組合ごみ焼却場	62 (31×2)	S51	×	×	×	
東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	800 (200×4)	H7	○	-	-	
蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センターごみ処理施設	270 (90×3)	H3	○	-	-	
彩北広域清掃組合	小針クリーンセンター	136 (68×2)	S59	○	-	-	
秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター	150 (75×2)	H9	○	-	-	
大利根町北川辺町衛生施設組合	ごみ焼却処理施設	40 (20×2)	H2	○	-	-	
児玉郡市広城市町村圏組合	小山川クリーンセンター	228 (76×3)	H12	○	-	-	
埼玉西部環境保全組合	高倉クリーンセンター	180 (60×3)	H7	○	-	-	
大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第一工場	140 (70×2)	S55	×	×	×	
	熊谷衛生センター第二工場	180 (90×2)	H1	○	-	-	
	深谷清掃センター	120 (60×2)	H4	○	-	-	
	江南清掃センター	100 (50×2)	S54	×	×	×	
埼玉中部環境保全組合	埼玉中部環境センター	240 (80×3)	S57	○	-	-	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(②粗大施設)

地方公共団体名		施設名	処理能力 (t/日)	使用開始年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	さいたま市クリーンセンター大崎第一工場	50	S57	×	×	×	
さいたま市	11100	さいたま市クリーンセンター大崎第二工場	50	H7	○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市西部環境センター	75	H5	○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市東部環境センター	75	S59	○	—	—	
さいたま市	11100	旧岩槻市リサイクルプラザ	5	H12	○	—	—	
川越市	11201	川越市西清掃センター	50	S53	×	×	×	
川口市	11203	川口市戸塚環境センター	75	S49	×	×	×	
行田市	11206	行田市粗大ごみ処理場	30	S56	×	×	×	
飯能市	11209	飯能市クリーンセンター	30	S56	×	×	×	
春日部市	11214	春日部市クリーンセンター	80	H4	○	—	—	
春日部市	11214	旧庄和町クリーンセンター庄和	25	H1	○	—	—	
狭山市	11215	狭山市粗大ごみ処理施設	50	H3	○	—	—	
羽生市	11216	羽生市粗大ごみ処理施設	30	S63	○	—	—	
上尾市	11219	上尾市西貝塚環境センター	70	H10	○	—	—	
越谷市	11222	越谷市資源化センター	75	S51	×	×	×	H18解体予定
入間市	11225	入間市総合クリーンセンター	40	H8	○	—	—	
入間市	11225	入間市清掃事業所	30	S55	×	休止		
朝霞市	11227	朝霞市粗大ごみ処理施設	30	S59	○	—	—	
和光市	11229	和光市清掃センター	17	H2	○	—	—	
桶川市	11231	桶川市粗大ゴミ処理施設	20	H1	○	—	—	
坂戸市	11239	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処理施設	40	S57	×	×	×	
幸手市	11240	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	30	S59	×	×	×	
吉川市	11243	吉川市環境センター粗大ごみ処理施設	30	H6	○	—	—	
三芳町	11324	三芳町粗大ごみ処理施設	30	S57	×	×	×	
菖蒲町	11446	菖蒲町清掃センター	10	H1	○	—	—	
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合粗大ごみ処理施設	36	H6	○	—	—	
久喜宮代衛生組合	11809	久喜宮代衛生組合30t/5h粗大ごみ処理施設	30	H2	○	—	—	
栗橋鷺宮衛生組合	11811	栗橋鷺宮衛生組合粗大ごみ処理施設	30	H1	○	—	—	
加須市、騎西町衛生施設組合	11812	加須市、騎西町衛生施設組合粗大ごみ処理施設	30	S63	○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	志木地区衛生組合富士見環境センター	30	S62	○	—	—	
蕨戸田衛生センター組合	11827	蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設	30	H4	○	—	—	
児玉都市広域市町村圏組合	11869	児玉都市広域市町村圏組合小山川クリーンセンター	68	H12	○	—	—	
埼玉中部環境保全組合	11885	埼玉中部環境保全組合埼玉中部環境センター(粗大ごみ施設)	45	S59	○	—	—	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(③資源化施設)

地方公共団体		施設名	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力(t/日)	使用開始年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	さいたま市東部リサイクルセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	55	H5	○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市鈴谷清掃工場	資源ごみ	選別 圧縮梱包	30	S59	○	—	—	
さいたま市	11100	旧岩槻市リサイクルプラザ	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	17	H12	○	—	—	
川越市	11201	川越市リサイクルセンター	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	60	H5	○	—	—	
川口市	11203	川口市リサイクルセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	63	S57	×	×	×	
川口市	11203	リサイクルプラザ	不燃ごみ 資源ごみ その他ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	95	H14	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市資源回収施設	資源ごみ その他ごみ	選別 圧縮梱包	35	H3	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市不燃物等処理施設	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 その他	40	H9	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市東部クリーンセンター／リサイクルプラザ				H15	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市西部リサイクルセンター／容器包装プラスチック処理施設				H15	○	—	—	
東松山市	11212	東松山市西本宿不燃物等減容処理場	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	40	H2	○	—	—	
春日部市	11214	春日部市資源選別センター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	30	H6	○	—	—	
春日部市	11214	クリーンセンター庄和	資源ごみ その他ごみ	選別 圧縮梱包	3	H8	○	—	—	
狭山市	11215	狭山市リサイクルセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	18	S62	○	—	—	
上尾市	11219	上尾市西貝塚環境センター	資源ごみ 直搬ごみ	選別 圧縮梱包	5	H8	○	—	—	
草加市	11221	草加市クリーンリサイクルセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	20	S62	○	—	—	
蕨市	11223	蕨市資源分別場	資源ごみ	選別 圧縮梱包	8	H4	○	—	—	
戸田市	11224	戸田市回収資源分別場	資源ごみ	選別 圧縮梱包	40	H2	○	—	—	
入間市	11225	入間市総合クリーンセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包	17	H8	○	—	—	
鳩ヶ谷市	11226	鳩ヶ谷市環境センター資源ごみ 分別施設	資源ごみ	選別 圧縮梱包	8	H4	○	—	—	
朝霞市	11227	朝霞市あき缶資源化施設	資源ごみ	選別 圧縮梱包	5	H9	○	—	—	
桶川市	11231	桶川市リサイクルセンター	資源ごみ	選別	36	S62	○	—	—	
八潮市	11234	八潮市リサイクルプラザ	不燃ごみ 資源ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	30	H8	○	—	—	
三郷市	11237	三郷市不燃物処理場	不燃ごみ 資源ごみ	選別 圧縮梱包	15	S60	○	—	—	
ふじみ野市	11245	清掃センター	資源ごみ	その他	2	H11	○	—	—	
伊奈町	11301	伊奈町クリーンセンター	直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包 その他	25	H4	○	—	—	
川島町	11346	川島町環境センター／容器包装処理施設	資源ごみ	選別 圧縮梱包	4	H12	○	—	—	
川島町	11346	川島町環境センター／不燃物処理施設	不燃ごみ 資源ごみ	選別	10	S54	×	×	×	
杉戸町	11464	杉戸町リサイクルセンター	資源ごみ	選別 圧縮梱包 その他	3	H8	○	—	—	
松伏町	11465	松伏町中間処理場	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	4	S59	×	×	×	
久喜宮代衛生組合	11809	剪定枝資源化施設	その他ごみ	その他	2	H12	○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	志木地区衛生組合富士見環境センター	資源ごみ	選別	31	H9	○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	志木地区衛生組合リサイクルプラザ	資源ごみ	選別 圧縮梱包	26	H13	○	—	—	
小川地区衛生組合	11820	小川地区衛生組合不燃物処理場	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	20	S52	×	×	×	
東埼玉資源環境組合	11824	東埼玉資源環境組合堆肥化施設	その他ごみ	堆肥化飼料化	3	H11	○	—	—	
蕨戸田衛生センター組合	11827	蕨戸田衛生センター／リサイクルプラザ	資源ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	60	H14	○	—	—	
埼玉西部環境保全組合	11871	川角リサイクルプラザ	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ	選別 圧縮梱包	45	H13	○	—	—	
大里広域市町村圏組合	11872	大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター	不燃ごみ 粗大ごみ	選別	60	S58	○	—	—	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(④高速堆肥化)

団体名		施設名	処理能力(t)	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
久喜宮代衛生組合	11809	生ごみ堆肥化処理施設	4.80	H14	○	—	—	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑤燃料化施設)

団体名		施設名	処理対象廃棄物	処理能力(t)	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
久喜宮代衛生組合	11809	久喜宮代衛生組合プラスチック回形燃料化施設	資源ごみ 直搬ごみ	10.00	H7	○	—	—	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑩その他の施設)

地方公共団体名		施設名	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力(t)	竣工年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
入間市	11225	入間市クリーンセンター	その他ごみ	圧縮梱包	4.25	H1	○	—	—	
桶川市	11231	桶川市プラスチック減容化施設	不燃ごみ	圧縮梱包	5.00	S63	○	—	—	
坂戸市	11239	坂戸市東清掃センター 廃プラスチック減容化施設	不燃ごみ	圧縮梱包	15.00	S61	○	—	—	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑥最終処分場)

地方公共団体名		施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度	埋立終了年度	処分場の現状	施設の改廃等	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	さいたま市うらわフェニックス	破碎ごみ 焼却残渣	1988	2023	埋立中		○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市環境広場	破碎ごみ 焼却残渣	1996	2012	埋立中		○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市高木第二最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1985	2002	埋立終了		—	—	—	
川越市	11201	川越市小畔の里クリーンセンター	破碎ごみ 焼却残渣	1989	2007	埋立中		○	—	—	
熊谷市	11202	熊谷市拾六間一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ 焼却残渣	1992	2013	埋立中		○	—	—	
熊谷市	11202	旧妻沼町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	1995	2000	埋立終了	廃止				
行田市	11203	行田市長善沼最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1996	2007	埋立中		○	—	—	
所沢市	11208	所沢市北野一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	1989	2004	埋立終了					
飯能市	11209	飯能市一般廃棄物最終処分場	その他ごみ 焼却残渣	1990	2027	埋立中		○	—	—	
東松山市	11212	東松山市西本宿不燃物等埋立地	直搬ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1979	2000	埋立終了					
東松山市	11212	東松山市西本宿不燃物等埋立地(上流部)	直搬ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1997	2012	埋立中		○	—	—	
春日部市	11214	一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	1997	2010	埋立中		○	—	—	
狭山市	11215	狭山市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1989	2009	埋立中		○	—	—	
羽生市	11216	羽生市一般廃棄物最終処分場	直搬ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1990	1991	埋立終了	休止				
羽生市	11216	羽生市一般廃棄物最終処分場	直搬ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1992	2000	埋立終了	休止				
羽生市	11216	羽生市一般廃棄物最終処分場	直搬ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1998	2007	埋立中		○	—	—	
深谷市	11218	深谷市桜台最終処分場	焼却残渣	1995	2000	埋立終了					
深谷市	11218	深谷市柏台最終処分場	焼却残渣	1997	1997	埋立終了					
越谷市	11222	越谷市一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ 破碎ごみ	1990	2012	埋立中		○	—	—	
入間市	11225	入間市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	1992	2006	埋立中		○	—	—	
八潮市	11234	八潮市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ	1992	2050	埋立中		○	—	—	
三郷市	11237	三郷市一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ 破碎ごみ	1993	2030	埋立中		○	—	—	
坂戸市	11239	坂戸市サツキクリーンセンター	破碎ごみ 焼却残渣	1994	2007	埋立中		○	—	—	
幸手市	11240	幸手市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1996	2013	埋立中		○	—	—	
日高市	11242	日高市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1992	2011	埋立中		○	—	—	
吉川市	11243	吉川市環境センター最終処分場	破碎ごみ	1994	2011	埋立中		○	—	—	
ふじみ野市	11245	一般廃棄物最終処分場	焼却残渣	1993	2011	埋立中		○	—	—	
三芳町	11324	三芳町一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1992	2003→延命	埋立中		○	—	—	
加須市、騎西町衛生施設組合	11812	加須市、騎西町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1995	2010	埋立中		○	—	—	
東埼玉資源環境組合	11824	東埼玉資源環境組合最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1985	2001	埋立終了					
東埼玉資源環境組合	11824	一般廃棄物最終処分場 工コパーク吉川みどり	焼却残渣	2002	2017	埋立中		○	—	—	
彩北広域清掃組合	11861	小針クリーンセンター最終処分場	焼却残渣	1995	2004	埋立終了		○	—	—	
秩父広域市町村圏組合	11863	秩父環境衛生センター	不燃ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	1990	2020	埋立中		○	—	—	
埼玉都市広域市町村圏組合	11869	神泉村一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ 焼却残渣	1994	1997	埋立終了	休止				
埼玉都市広域市町村圏組合	11869	美里一般廃棄物最終処分場(第1期)	焼却残渣	1998	2001	埋立終了		○	—	—	
埼玉都市広域市町村圏組合	11869	美里一般廃棄物最終処分場(第2期)	焼却残渣	2002	2008	埋立中		○	—	—	
大里広域市町村圏組合	11872	妻沼埋没地	破碎ごみ	1998	2001	埋立終了					
大里広域市町村圏組合	11872	熊谷埋没地	破碎ごみ	1991	1995	埋立終了					
大里広域市町村圏組合	11872	岡部埋没地	破碎ごみ	1995	1997	埋立終了					
大里広域市町村圏組合	11872	寄居埋没地	破碎ごみ	2002	2006	埋立中		○	—	—	
埼玉中部環境保全組合	11885	一般廃棄物最終処分場(大間第二期)	破碎ごみ 焼却残渣	1994	1999	埋立終了					

※新耐震基準は水処理施設について確認を行った。

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑦し尿処理施設)

団体名		施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (kL/日)	使用開始年度	施設の改修等	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	さいたま市クリーンセンター西堀	し尿 処理槽汚泥 その他	147	H12		○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市大宮南部浄化センター	し尿 処理槽汚泥 その他	179	H13		○	—	—	
川越市	11201	川越市滝ノ下終末処理場し尿処理施設	し尿 その他	140	S49		×	×	×	
川越市	11201	川越市環境衛生センター	し尿 処理槽汚泥	150	S55		×	×	×	
熊谷市	11202	熊谷市立第一水光園	し尿 処理槽汚泥	160	S57		×	×	×	
川口市	11203	川口市領家衛生センター	し尿 処理槽汚泥	200	S47		×	×	×	
行田市	11206	行田市環境センター	し尿 処理槽汚泥	80	H2		○	—	—	
飯能市	11209	飯能市環境センター	し尿 処理槽汚泥	62	H9		○	—	—	
東松山市	11212	東松山市環境センター	し尿 処理槽汚泥	120	S55		×	×	×	
狭山市	11215	狭山市浄化センター	し尿 処理槽汚泥	150	H16		○	—	—	
羽生市	11216	羽生市汚泥再生処理センター	し尿 処理槽汚泥	60	H17		○	—	—	旧施設→H18解体予定
鳩ヶ谷市	11226	鳩ヶ谷市環境センター	し尿 処理槽汚泥	90	S59		×	×	×	
幸手市	11240	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	し尿 処理槽汚泥	80	S57		×	×	×	
川島町	11346	川島町環境センターし尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	30	H10		○	—	—	
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合処理槽汚泥処理施設	処理槽汚泥	30	S56		×	×	×	
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合第1し尿処理場	し尿	50	S46	廃止				
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合第2し尿処理場	し尿 処理槽汚泥	65	S52	廃止				
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合42kLし尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	42	H14		○	—	—	
久喜宮代衛生組合	11809	久喜宮代衛生組合70kL/日し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	70	S52		×	×	×	
朝霞地区一部事務組合	11810	朝霞地区一部事務組合し尿処理場	し尿 処理槽汚泥	100	S39		×	×	×	
栗橋・鷺宮衛生組合	11811	栗橋・鷺宮衛生組合し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	53	H7		○	—	—	
加須市、騎西町衛生施設組合	11812	加須市、騎西町衛生施設組合し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	75	H3		○	—	—	
秩北衛生下水道組合	11813	秩北衛生センター「渓流園」	し尿 処理槽汚泥	40	S57		×	×	×	
上尾、桶川、伊奈衛生組合	11814	上尾、桶川、伊奈衛生組合篠前公苑	し尿 処理槽汚泥	100	S55		×	×	×	
上尾、桶川、伊奈衛生組合	11814	上尾、桶川、伊奈衛生組合篠前公苑	し尿 処理槽汚泥	150	H2		○	—	—	
北本地区衛生組合	11816	北本地区衛生組合クリーンセンターあさひ	し尿 処理槽汚泥	136	H7		○	—	—	
入間西部衛生組合	11817	入間西部衛生組合清掃センター	し尿 処理槽汚泥	80	S55		×	×	×	
入間東部地区衛生組合	11818	入間東部地区衛生組合環境クリーンセンター	し尿 処理槽汚泥	92	S61		○	—	—	
小川地区衛生組合	11820	小川地区衛生組合池ノ入環境センター	し尿 処理槽汚泥	100	H7		○	—	—	
坂戸地区衛生組合	11821	坂戸地区衛生センター	し尿 処理槽汚泥	400	S58		○	—	—	
寄居地区衛生組合	11822	寄居地区衛生組合寄居地区衛生センター	し尿 処理槽汚泥	50	S42		×	×	×	
東埼玉資源環境組合	11824	東埼玉資源環境組合第二工場し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	430	S56		×	×	×	
埼葛清掃組合	11826	埼葛清掃組合し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	330	S51		×	×	×	
蕨戸田衛生センター組合	11827	蕨戸田衛生センターし尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	40	H1		○	—	—	
大利根町北川辺町衛生施設組合	11864	大利根町北川辺町衛生施設組合し尿処理施設	し尿 処理槽汚泥	40	H3		○	—	—	
児玉郡市広域市町村圏組合	11869	児玉郡市広域市町村圏組合利根グリーンセンター	し尿 処理槽汚泥	150	H2		○	—	—	
深谷市・岡部町共同事務組合	11885	深谷市・岡部町共同事務組合衛生処理場	し尿 処理槽汚泥	54	S37		×	×	×	
深谷市・岡部町共同事務組合	11885	深谷市・岡部町共同事務組合衛生処理場	し尿 処理槽汚泥	100	S45		×	×	×	
荒川南部環境衛生一部事務組合	11891	荒川南部環境衛生一部事務組合荒川南部環境センター清流苑	し尿 処理槽汚泥	30	H17		○	—	—	旧施設→H18解体
妻沼南河原環境施設組合	11896	妻沼南河原環境浄化センター	し尿 処理槽汚泥	45	H11		○	—	—	
小鹿野町	11365	西秩父衛生センター	し尿 処理槽汚泥	50	H4		○	—	—	
秩父市	11207	秩父環境衛生センター清流園	し尿 処理槽汚泥	80	S54		×	×	×	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑧コミュニティプラント)

地方公共団体名		施設名	計画最大汚水量 (m3/日)	使用開始年度	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	旧岩槻市南下新井汚水処理場	720	S47	×	×	×	
都幾川村	11344	都幾川村田中石原地域し尿処理施設	40	S55	×	×	×	H17.使用中止
鳩山町	11348	鳩山町地域下水終末処理場	5,400	S48	×	×	×	H18使用中止予定
杉戸町	11464	杉戸町萬野団地汚水処理施設	345	S44	×	×	×	
杉戸町	11464	杉戸町杉戸フレッシュタウン汚水処理施設	900	S46	×	×	×	
杉戸町	11464	杉戸町大栄団地汚水処理施設	303	S42	×	×	×	
杉戸町	11464	杉戸町武藏堤団地汚水処理施設	240	S46	×	×	×	

問6 廃棄物処理施設の耐震対策(⑤保管施設)

地方公共団体名		施設名	保管対象物	使用開始年度	施設の改廃等	新耐震基準	耐震診断	耐震対策	その他災害対策
さいたま市	11100	岩槻リサイクルプラザ	金属 ガラス ペットボトル	H12		○	—	—	
さいたま市	11100	さいたま市東部リサイクルセンター	金属 ガラス ペットボトル その他	H5		○	—	—	
川越市	11201	川越市西清掃センター	ガラス プラスチック その他	H2		○	—	—	
川越市	11201	川越市リサイクルセンター	金属 ペットボトル	H4		○	—	—	
川口市	11203	川口市リサイクルセンター	紙 金属 ガラス ペットボトル その他	S57		×	×	×	
川口市	11203	リサイクルプラザ	紙 金属 ガラス ペットボトル プラスチック その他	H14		○	—	—	
所沢市	11208	所沢市不燃物等処理施設	ペットボトル	H6	廃止	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市資源回収施設	金属	H3	廃止	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市西部清掃事業所	紙	H1	廃止	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市不燃物等処理施設	金属	S58	廃止	—	—	—	
所沢市	11208	所沢市資源回収施設	ガラス その他	H3	廃止	○	—	—	
所沢市	11208	所沢市リサイクルプラザ				○	—	—	
春日部市	11214	春日部市資源選別センター	金属 ガラス ペットボトル	H6		○	—	—	
春日部市	11214	クリーンセンター庄和	金属 ガラス ペットボトル その他	H8		○	—	—	
上尾市	11219	上尾市西貝塚環境センター	紙 金属 ガラス ペットボトル その他	H10		○	—	—	
越谷市	11222	越谷市資源化センター	金属 ガラス	H3		○	—	—	
鳩ヶ谷市	11226	鳩ヶ谷市容器包装保管施設	金属 ガラス	H4		○	—	—	
朝霞市	11227	朝霞市ストックヤード	紙 金属 ガラス ペットボトル	H8		○	—	—	
和光市	11229	和光市清掃センター	金属 ガラス	H2		○	—	—	
北本市	11233	北本市飲料用紙容器保管施設	紙	H8		○	—	—	
八潮市	11234	八潮市リサイクルプラザ	金属 ガラス その他	H8		○	—	—	
幸手市	11240	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	紙 金属 ガラス ペットボトル	H9		○	—	—	
ふじみ野市	11245	清掃センター	紙 金属 ペットボトル	H9		○	—	—	
三芳町	11324	三芳町清掃工場	紙 金属 ガラス その他	S57		×	×	×	
川島町	11346	川島町環境センター容器包装保管施設	紙 金属 ガラス ペットボトル プラスチック	H12		○	—	—	
吉見町	11347	吉見町長谷ストックヤード	金属 ガラス ペットボトル プラスチック その他	H11		○	—	—	
杉戸町	11464	杉戸町リサイクルセンター	紙 金属 ガラス ペットボトル その他	H8		○	—	—	
蓮田市白岡町衛生組合	11808	蓮田市白岡町衛生組合ストックヤード	ガラス ペットボトル その他	H4		○	—	—	
久喜宮代衛生組合	11809	久喜宮代衛生組合資源保管施設	紙 金属 ガラス ペットボトル その他	H2		○	—	—	
栗橋・鷺宮衛生組合	11811	栗橋・鷺宮衛生組合保管施設	金属 ガラス	H1		○	—	—	
栗橋・鷺宮衛生組合	11811	ペットボトルレストックヤード	ペットボトル	H9		○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	富士見環境センター	ガラス	H10		○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	富士見環境センター	金属	H10		○	—	—	
志木地区衛生組合	11815	リサイクルプラザ	プラスチック	H13		○	—	—	
小川地区衛生組合	11820	粗大ごみストック場	金属 ガラス ペットボトル その他	H9		○	—	—	
秩父広域市町村圏組合	11863	秩父環境衛生センター内ストックヤード	紙 その他	H4		○	—	—	
児玉郡市広域市町村圏組合	11869	小山川クリーンセンター	金属 ガラス ペットボトル	H12		○	—	—	
大里広域市町村圏組合	11872	大里広域クリーンセンター	ガラス	S58		○	—	—	
大里広域市町村圏組合	11872	大里広域クリーンセンター	ペットボトル	H11		○	—	—	

平成16年10月23日発生の
中越大震災に伴う被災住宅解体
・修繕による廃棄物の処理要領

長岡市災害対策本部
長岡市環境部環境施設課

目 次

● 住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の流れ	P 1
○ 住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の手続きの流れ	P 2
○ 広報用チラシ	P 3
○ 半壊以上の被災者あてのお知らせ	P 4
○ 被災住宅解体・運搬指定業者の指定手続き	P 6
○ 被災住宅解体（修繕）計画の承認手続き	P 7
○ 被災住宅解体・運搬指定業者指定申請書（様式1）	P 8
○ 誓約書（様式1 添付書類）	P 9
○ 指定書（様式2）	P 10
○ 被災住宅解体（修繕）計画書	P 11
○ 被災住宅解体（修繕）承認書（様式4）	P 12
● 運搬費又は処分費の支払について（業者向けお知らせ）	P 13
○ 被災住宅の災害廃棄物の運搬基準単価	P 15
○ 履行報告書（様式5）	P 16
○ 運搬した廃棄物の種類及び量の一覧表（様式1 添付書類）	P 17
○ 見積書（解体の記入例）	P 18
○ 請求書（解体の記入例）	P 19
○ 見積書（修繕の記入例）	P 20
○ 請求書（修繕の記入例）	P 21
○ 業務委託契約書	P 22
○ 電話対応フロー	P 24
○ 市へ提出する書類	P 25

住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物処理の流れ

長岡市災害対策本部
環境部 環境施設課

全壊住宅

大規模半壊住宅

半壊住宅



- ① 住宅の所有者は、長岡市が指定する解体業者（「解体指定業者」）（修繕の場合は建築業者）から提出された解体（分別を含む費用）または修繕費用の見積書を確認し、解体または修繕の予約をする。
※ 修繕の場合は、解体分別費等の内訳を含む費用
- ② 住宅の所有者は、見積書、被害認定通知書の写し、解体（修繕）前の住宅の写真など必要な書類を添付し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出する。
- ③ 長岡市は、「住宅解体（修繕）計画書」について、災害廃棄物処理計画を考慮し住宅の所有者に「住宅解体（修繕）承認書」を交付する。
- ④ 住宅の所有者は「解体指定業者」（修繕の場合は建築業者）と解体（修繕）契約を締結するとともに、「住宅解体（修繕）承認書」の写しを「解体指定業者」または建築業者に交付する。



修理・修繕
一部解体

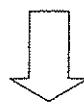
全部解体

「解体指定業者」または建築業者は、現地で分別解体等（12分別）を行なう

住宅の所有者による解体・修繕
長岡市による収集・運搬

※ 12分別されていないものは、収集・運搬の対象とならない

12分別した廃棄物を「運搬指定業者」が、長岡市が管理する集積場所へ搬入する



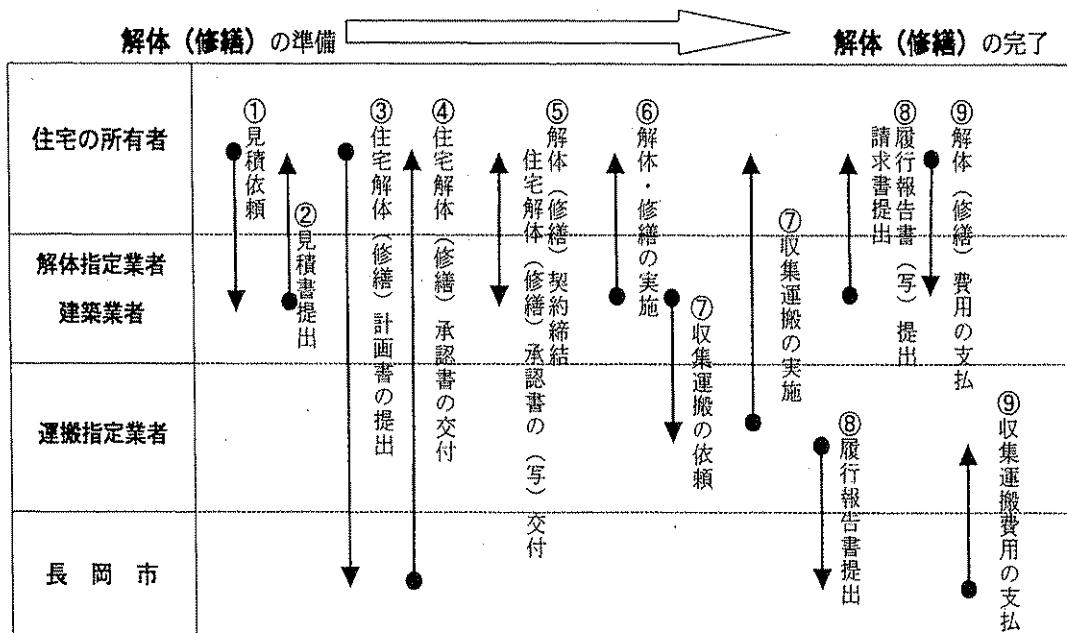
- ⑤ 「運搬指定業者」は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬完了後、長岡市へ「履行報告書」を提出するとともに、住宅の所有者へ「履行報告書」の写し（長岡市の受付印が押されたもの）を提出する。
「解体指定業者」または建築業者は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬が完了したことを確認し、住宅の所有者へ解体費用（修繕に係る解体等の費用）を請求する。
- ⑥ 住宅の所有者は、解体費用（修繕に係る解体等の費用）を「解体指定業者」または建築業者に支払う。

平成 16 年 12 月 3 日

住宅の解体及び修繕に伴う廃棄物処理の手続きの流れ

長岡市災害対策本部

環境部 環境施設課



① ② 住宅の所有者は、長岡市が指定する解体業者（「解体指定業者」）（修繕の場合は建築業者）から提出された解体費用（分別を含む費用）または修繕費用の見積書を確認し、解体または修繕の予約をする。

※ 修繕の場合は、解体分別費等の内訳を含む費用

③ 住宅の所有者は、見積書、被害認定通知書の写し、解体（修繕）前の住宅の写真など必要な書類を添付し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出する。

④ 長岡市は、「住宅解体（修繕）計画書」について、災害廃棄物処理計画を考慮し住宅の所有者に「住宅解体（修繕）承認書」を交付する。

⑤ 住宅の所有者は「解体指定業者」（修繕の場合は建築業者）と解体（修繕）契約を締結するとともに、「住宅解体（修繕）承認書」の写しを「解体指定業者」または建築業者に交付する。

⑥ 「解体指定業者」または建築業者による住宅の解体（修繕）の実施

⑦ 「解体指定業者」または建築業者は、解体（修繕）に伴う廃棄物の収集・運搬を長岡市が指定した運搬業者（「運搬指定業者」）に依頼する。「運搬指定業者」は、廃棄物を収集・運搬する。

⑧ 「運搬指定業者」は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬完了後、長岡市へ「履行報告書」を提出するとともに、住宅の所有者へ「履行報告書」の写し（長岡市の受付印が押されたもの）を提出する。

「解体指定業者」または建築業者は、解体（修繕）に伴う廃棄物の運搬が完了したことを確認し、住宅の所有者へ解体費用（修繕に係る解体等の費用）を請求する。

⑨ 住宅の所有者は、解体費用（修繕に係る解体等の費用）を「解体指定業者」または建築業者に支払う。長岡市は、解体廃棄物の収集・運搬費用を「運搬指定業者」に支払う。

平成 16 年 12 月 3 日
長岡市災害対策本部

— やむを得ず住宅を解体する方への支援と、解体廃棄物の適正処理のため —
市は被災住宅の解体廃棄物を無料で運搬・処分します。

対象となる建物は、被害状況調査で

全壊、大規模半壊又は半壊と認定された住宅です。

建物の解体	<p>○建物の所有者の負担です。 被災者生活再建支援金の支給対象となります。</p>
解体廃棄物の 収集・運搬・処分	<p>○市の負担で行います</p> <p>対象となる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none">① 住宅の解体で出る解体廃棄物② 住宅の修繕で出る廃棄物 <p>廃材、トタン、瓦、タイル、土壁、石膏ボードなど</p> <p>対象となる建物</p> <ul style="list-style-type: none">③ 半壊以上の住宅が対象です。店舗などの非住宅部分がある場合は、住宅部分だけが対象です。ただし、非住宅部分が延べ面積の1/3未満の場合は、全てが対象となります。④ 既に解体した建物も、③の場合は対象となります。 <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ アパート、貸家、独立した車庫、作業場などは対象となりません。
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">① 住宅の解体等を予定される方は、事前に相談窓口へお問い合わせください。② 市は、来年度も引き続き同様な取扱いをしますので、危険な家屋など急を要する場合を除き、解体を急がないで下さい。	

問合わせ先： 都市整備部 都市開発課内 環境施設課 臨時窓口 39-2226

環境部 環境施設課 24-3300 24-2838

17.12.3

中越大震災の被災者で

全壊・大規模半壊・半壊の被審認定通知を受け

住宅を解体される方

住宅を修理・修繕される方

長岡市災害対策本部

住宅の解体及び修理・修繕に伴う廃棄物の分別と処理について(お知らせ)

このたびの中越大震災で大きな被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

長岡市では、被災された方への住宅再建の支援と解体廃棄物の適正な処理のため、被害状況調査で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された住宅の解体及び修理・修繕に伴い排出される廃棄物を無料で運搬・処分することとしました。

つきましては、被災住宅の解体廃棄物の分別と処理について、下記のとおり行ないますのでお知らせします。

記

1 対象となる建物と手続きについて

(1) 対象となる建物は、長岡市が行なった被害状況調査で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された住宅です。

(2) 住宅の解体及び修理・修繕に伴い発生する廃棄物の分別は、住宅の所有者の負担で行なってください。

※ 詳しくは、別添の「チラシ」と「手続きの流れ」をご覧ください。

2 解体等に伴う廃棄物の分別について

(1) 住宅の解体及び修理・修繕に伴い発生する廃棄物の分別については、下記の表のとおり行なってください。

(2) 下記の表の分別がされてないものは、原則として運搬・処分の対象となりません。

区分	分別数	廃棄物の分別種類
建物	12分別	① 廃木材（長尺もの） ② 廃木材（長尺もの以外） ③ 木くず ④ 瓦 ⑤ 土壁 ⑥ コンクリートがら ⑦ 鉄・アルミ ⑧ 石膏ボード ⑨ 廃プラスチック（雨樋、給排水パイプなど） ⑩ ガラス ⑪ 疊 ⑫ その他
家財	4分別	① 木質系粗大ごみ ② 家電4品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン） ③ その他家電、金属系粗大ごみ ④ 不燃ごみ

※ 全壊した住宅など現地での分別解体に危険が伴う場合は、現地でできる限りの

粗（あら）分別を行ない、解体業者の一時保管場所または市が管理する集積場まで運搬し、

12 分別していただくことになります。

2 住宅の解体について

- (1) 住宅を解体する場合は、長岡市が指定する解体業者「解体指定業者」から見積書を取り、解体費など内訳を確認し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出し「住宅解体（修繕）承認書」の交付を受けてから契約してください。
- (2) 分別した廃棄物の運搬については、計画書に記載された「運搬指定業者」が行ない、運搬費用は長岡市が「運搬指定業者」に支払います。
- (3) 住宅を解体する場合、あらかじめ家財を外に出し、必要なものと壊れたものを分別してください。壊れた家財についても、運搬・処分します。
- (4) 道路や隣地へ倒れるおそれのある危険な住宅を除き、解体を急がないでください。

3 住宅の修理・修繕について

- (1) 住宅を修理・修繕する場合は、建築業者から見積書を取り、修理・修繕に伴う廃棄物の分別費用など内訳を確認し、長岡市へ「住宅解体（修繕）計画書」を提出し「住宅解体（修繕）承認書」の交付を受けてから契約してください。
- (2) 建築業者が現場で分別した廃棄物の運搬について、建築業者が自ら、市の管理する集積場へ運搬する場合は、長岡市の「運搬指定業者」として指定を受けることが必要となります。

4 受付と相談の窓口について

○ 市役所 3 階の都市開発課に手続きについての相談受付窓口を開設します。

「住宅解体（修繕）計画書」など必要な手続きの相談と申請を受け付けます。

期間：12月4日（土）から当分の間（土曜日、日曜日も受付けます）

時間：午前9時から午後5時まで

※ 倒壊の危険などの理由で既に住宅を解体した場合も、解体前の住宅の写真、廃棄物を適正に処理した書類、解体費用の内訳などがあれば、長岡市が運搬・処分費を負担しますのでご相談ください。

相談受付窓口

長岡市幸町2丁目1番1号

都市整備部都市開発課内 環境施設課臨時窓口

電話 39-2226

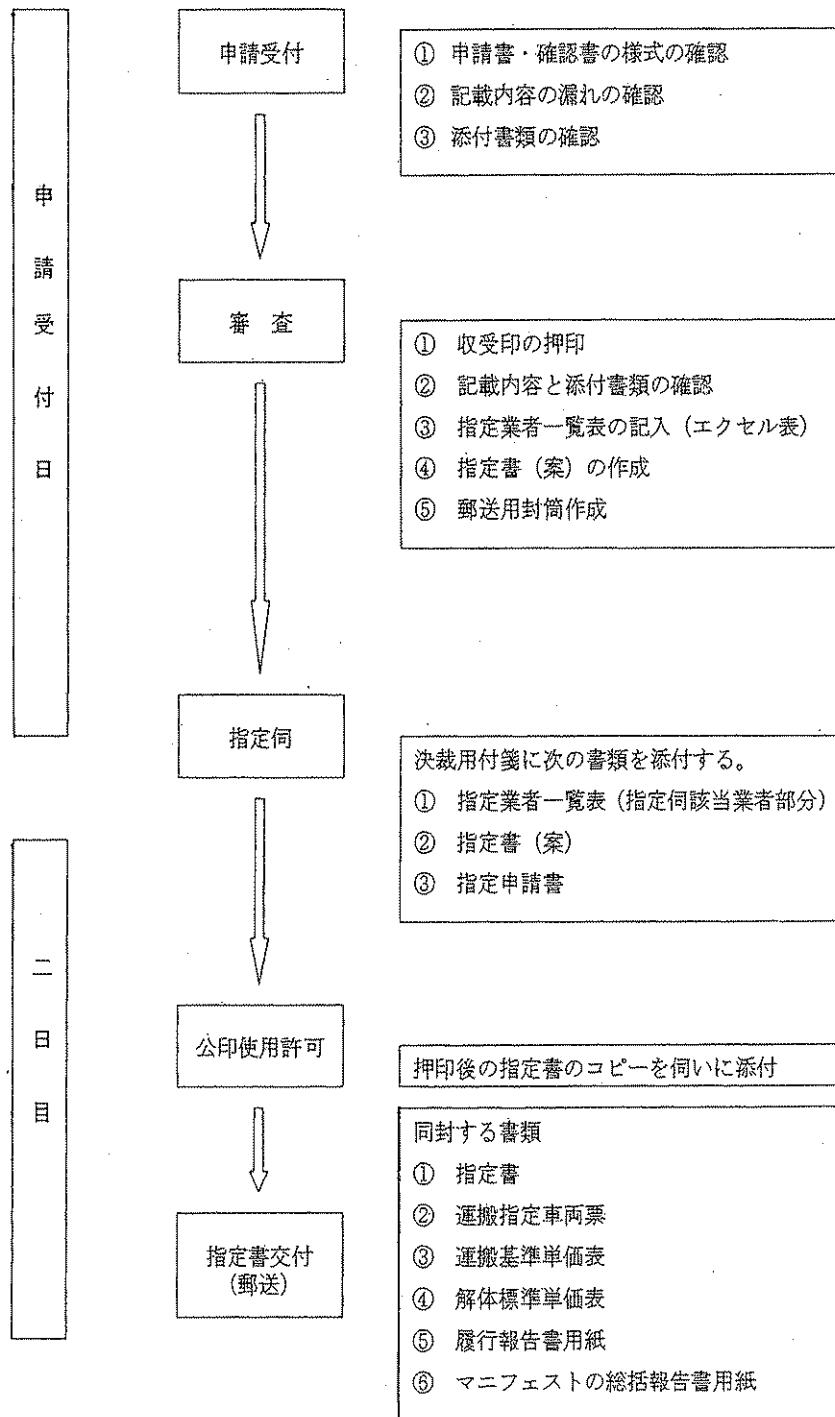
問合せ先

長岡市寿3丁目6番1号

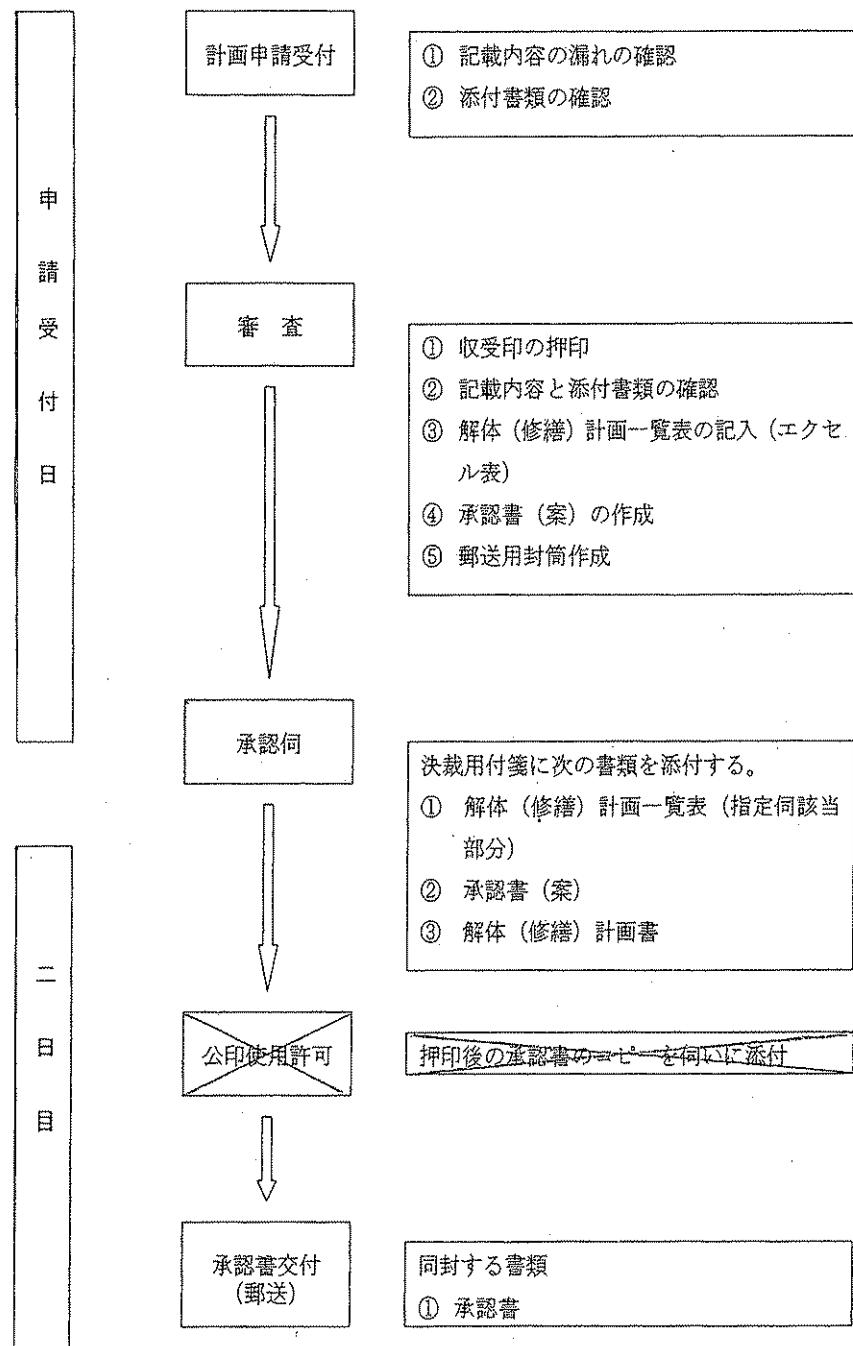
環境部 環境施設課

電話 24-3300 24-2838

被災住宅解体・運搬指定業者の指定手続き



被災住宅解体（修繕）計画の承認手続き



様式1 (業者→長岡市)

被災住宅解体・運搬指定業者指定申請書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民夫 様

申請者(解体・運搬業者)

〒

住所

氏名



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

中越地震に係る被災住宅の 解体・運搬 業者の指定を受けたいので、申請します。

事業の範囲 (解体・運搬の別)	解体	運搬
事務所の所在地	所在地 TEL: FAX:	
運搬に使用する車両の種類及び台数		
備考		
※ 添付書類 1 解体工事業の登録証の写し、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し (建築業については、建築一式工事の建設業の許可証の写し) 2 訂約書 3 運搬に使用する車両の車検証の写し	受付	

様式1 添付書類

誓 約 書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民夫 様

(解体・運搬業者)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり、誓約します。

- 1 被災住宅の解体（修繕）廃棄物については、市で定めた分別区分に従い分別します。
- 2 市が管理する集積場所への廃棄物の搬入については、市で定めた分別区分に従い分別し、あらかじめ搬入日時を市に連絡します。
- 3 解体料金については、市で定めた標準単価を参考にし、適正に算定した料金とします。
- 4 運搬料金については、市で定めた基準単価により、適正に算定した料金とします。
- 5 市から承認を受けたものを集積場所へ搬入する際には、車両1台ごとにマニフェストを作成します。
- 6 市から承認を受けたもの以外の集積場所への搬入は行いません。
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を守り、不法行為は一切行いません。

様式2（長岡市→業者）

長岡市指定環施 第 号

指 定 書

様

長岡市長 蘇民夫

次のとおり、中越地震に係る被災住宅の解体・運搬業者に指定します。

1 事業の範囲

解体 運搬

2 運搬車両の登録番号

3 指定の条件

次の条件に違反した場合は、指定を取り消します。

- (1) 被災住宅の解体（修繕）廃棄物については、市で定めた分別区分に従い分別すること。
- (2) 市が管理する集積場所への廃棄物の搬入は、市で定めた分別区分に従い分別し、あらかじめ搬入日時を市に連絡すること。
- (3) 解体料金については、市で定めた標準単価を参考にし、適正に算定された料金とすること。
- (4) 運搬料金については、市で定めた基準単価により、適正に算定された料金とすること。
- (5) 市が承認したものを集積場所へ搬入する際には、車両1台ごとにマニフェストを作成すること。
- (6) 市が承認したもの以外の集積場所への搬入は行なわないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を守り、不法行為は一切行なわないこと。

4 その他

解体廃棄物を市の集積場所へ搬入する際は、本書の写し及び被災住宅所有者の「住宅解体（修繕）承認書」の写しを提示すること。

被災住宅解体（修繕）計画書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民夫様

申請者（被災住宅所有者）

住所

氏名



(電話 一)

中越地震による被災住宅を 解体・修繕したいので、解体（修繕）計画書を提出します。

被災住宅の所在地	長岡市 丁目 番号 町 番地								
被災住宅の用途 (該当に✓を付ける)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 () ※()内に非住宅部分の内容を記入								
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊						
被災住宅の構造、階数、床面積	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 () 階数： 階 延べ床面積： m ² 解体床面積の内訳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>住宅部分(m²)</th> <th>対象非住宅部分(m²)</th> <th>対象外非住宅部分(m²)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)			
住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)							
解体(修繕)・運搬指定業者の名称	解体指定業者	長岡市指定環施 第 号							
	運搬指定業者	長岡市指定環施 第 号							
解体・分別・積込み経費 (運搬、処分の経費を除く)	解体・分別・積込み経費 円 (※修繕の場合は廃棄物の分別・積込み経費)								
解体(修繕)予定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
廃棄物搬入予定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
※添付書類			受付						
1 被害認定通知書の写し 2 被災住宅の位置図 3 着手前の被災住宅の写真（全体が見える写真で別方向からのものを3枚以上） 4 解体経費又は修繕経費の見積書（※下記の書類も忘れず添付してください。） ※解体・分別・積込みの各経費の金額がわかる書類（内訳明細書等） ※修繕・廃棄物の分別・積込みの各経費の金額がわかる書類（内訳明細書等）									

様式4（長岡市→所有者）

被災住宅解体（修繕）承認書

平成 年 月 日

住所

氏名

様

長岡市長 森 民夫

中越地震による被災住宅の解体（修繕）計画について下記とおり承認します。

被災住宅の所在地	長岡市 丁目 番号 町 番地						
被災住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）						
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊						
被災住宅の構造、階数、床面積	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鋼筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ） 階数： 階 延べ床面積： m ² 解体床面積の内訳 <table border="1"><tr><td>住宅部分(m²)</td><td>対象非住宅部分(m²)</td><td>対象外非住宅部分(m²)</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>	住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)			
住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)					
解体（修繕）・運搬指定業者の名称	解体指定業者 長岡市指定環施 第 号 運搬指定業者 長岡市指定環施 第 号						
解体・分別・積込み経費 (運搬、処分の経費を除く)	解体・分別・積込み経費 円 (※ 修繕の場合は廃棄物の分別・積込み経費)						
解体（修繕）期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
廃棄物搬入期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
承認番号	長岡市環施 解修 第 号						
承認の条件	1 記載した内容が変更になった場合は、再度承認を受けてください。 2 本承認書の写しを解体指定業者及び運搬指定業者に渡してください。 3 原則として解体前に家の中の物（家財）は搬出してください。 4 記載されている住宅解体廃棄物以外の廃棄物の運搬はできません。 5 延べ面積の3分の1以上の非住宅分の運搬・処分費は、住宅所有者の負担となります。						

平成17年1月12日

廃棄物運搬指定業者 各位

長岡市環境部長

被災住宅の解体・修繕に伴う廃棄物の運搬費又は処分費の支払いについて（お知らせ）

日ごろ、中越大震災により損傷した家屋の廃材運搬・処分に関しご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、被災した住宅所有者からの緊急依頼により既に解体・修繕を実施された運搬業者の皆様には、廃材運搬費又は廃材処分費の支払い事務が遅れていることをお詫び申し上げます。

このたび、ようやく支払いの手続き方法が決まりましたので、お知らせいたします。

つきましては、これら廃材運搬費又は廃材処分費の支払い手続きを下記のとおり行いますので、各々の場合に応じた必要な書類を提出してくださるようお願いします。

記

- 1 既に廃棄物の運搬・処分を終了し、それらの費用全額を住宅所有者から受領している場合
【提出書類】

- ・履行報告書（添付書類を含む）
- ・見積書（廃材運搬費、廃材処分費）—— 別紙様式
- ・業務委託契約書2通（契約金額が50万円以下の場合は不用）—— 別紙様式
- ・請求書（廃材運搬費、廃材処分費）—— 別紙様式
- ・廃材処分費の領収証（写し）
- ・マニフェスト伝票（写し）
- ・住宅所有者への領収証控え（写し）
- ・住宅所有者へ「運搬費及び処分費」の返金を証明する書類

長岡市に請求した運搬費及び処分費を業者から所有者本人に返金したという
証明で、特に様式は定めません。内容は、運搬費及び処分費の返金を正に受
領したという本人の署名・捺印があれば結構です。

- 2 既に廃棄物の運搬・処分を終了し、運搬費又は処分費を住宅所有者から受領していない場合
【提出書類】

- ・履行報告書（添付書類を含む）
- ・見積書（廃材運搬費、廃材処分費）—— 別紙様式
- ・業務委託契約書2通（契約金額が50万円以下の場合は不用）—— 別紙様式
- ・請求書（廃材運搬費、廃材処分費）—— 別紙様式
- ・廃材処分費の領収証（写し）
- ・マニフェスト伝票

3 業務委託契約書に貼付する収入印紙について

契約書は被災住宅所有者毎に2通必要です、その内1通に次の額の収入印紙を貼って
消印（代表者印）して提出してください。

- ・ 契約金額50万円を超える場合は200円の収入印紙
- ・ 契約金額100万円を超える場合は400円の収入印紙

4 業務委託契約書の記入について

契約書内の第1条、第2条及び第3条は記入しないでください。（市で記入します。）

なお、裏面の市長名の下（乙）に住所、商号、社印、代表者職氏名及び代表者印をお
願いします。その後、市長印を押印して1通をお返しします。

5 提出方法及び提出先

（1） 提出方法

次の場所へ直接、持参してください。

（2） 提出先

長岡市 環境部 環境施設課 （長岡市環境衛生センター内2階）

（電話：24-2838）

（所在地：長岡市寿3丁目6-1）

被災住宅の災害廃棄物の運搬基準単価

1 住宅解体に伴う災害廃棄物の運搬基準単価

延べ床面積 1 m²当り運搬基準単価 (消費税等は含まない)

		10 t 深焼り・10 t 平焼り・4 t 深焼り ダンプトラックを使用した単価
運搬距離	L = 5 Km	970 円/m ²
	L = 10 Km	1,360 円/m ²
	L = 15 Km	2,270 円/m ²
	L = 20 Km	3,410 円/m ²

(注) 運搬に必要な交通整理員等は、別途計上できる。

2 住宅修繕に伴う災害廃棄物の運搬基準単価

トラック 1 台・1 回当たり運搬基準単価 (消費税等は含まない)

		1台・1回当たりの単価
2 t 車以下のトラック		5,250 円/台・回
2 t 超え4 t 車以下のトラック		6,370 円/台・回
4 t 超え10. 5 t 車以下のトラック		9,750 円/台・回

3 解体の標準単価

1m²当たり 3,580円 (11,800円/坪)

【標準単価の設定条件】

- 建築面積30坪で延べ床面積46坪、木造2階建て本屋はセメント瓦葺きの場合
- 解体分別数は、12分別(積込みを含む)とする。
- 手壊し併用で大型機械解体の場合
- 仮設工(重機作業足場及び飛散防止足場等)を含まない。

4 一時集積場所等への搬入について(参考)

- 搬入可能日:平成16年12月13日(月曜日)
- 搬入時間:午前9時から午前12時まで、午後1時から午後4時30分まで

様式5(業者→長岡市)

履 行 報 告 書

平成 年 月 日

長岡市長 森 民 夫 様

報告者(運搬指定業者)

住 所

名 称



次のとおり 解体廃棄物・修繕廃棄物 の運搬を行ったので、報告します。

被災住宅の所在地	長岡市 丁目 番号 町 番地								
被災住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅()								
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊								
被災住宅の構造、階数、床面積	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他() 階数: 階 延べ床面積: _____ m ² 解体床面積の内訳 <table border="1"><tr><td>住宅部分(m²)</td><td>対象非住宅部分(m²)</td><td>対象外非住宅部分(m²)</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>			住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)			
住宅部分(m ²)	対象非住宅部分(m ²)	対象外非住宅部分(m ²)							
解体(修繕)・運搬指定業者の名称	解体(修繕)実施業者	長岡市指定環施 第 号							
	運搬実施業者	長岡市指定環施 第 号							
解体(修繕)期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
廃棄物搬入期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
承認番号	平成 年 月 日 長岡市環施 解修 第 号								
※添付書類 運搬した廃棄物の種類及び量の一覧表			受付						

運搬した廃棄物の種類及び量の一覧表

	分別区分	運搬量	内訳
1	廃木材(長尺もの)	m ³	t車×回
2	廃木材(長尺もの以外)	m ³	t車×回
3	木くず	m ³	t車×回
4	瓦	m ³	t車×回
5	土壁	m ³	t車×回
6	コンクリートがら	m ³	t車×回
7	鉄・アルミ	m ³	t車×回
8	石膏ボード	m ³	t車×回
9	廃プラスチック(雨樋、給排水パイプなど)	m ³	t車×回
10	ガラス	m ³	t車×回
11	畳	m ³	t車×回
12	その他	m ³	t車×回
	計	m ³	

※市で記入

マニフェスト照合
日付
印

解体の記入例

見 積 書

中越地震に係る被災住宅の解体・修繕で生じた廃棄物の処理について、下記のとおり見積りしました。

平成 年 月 日

長岡市長様

空欄

見積区分

運搬費 処分費

見積金額

¥	5	5	6	0	8	0
---	---	---	---	---	---	---

処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入

〒940-XXXX

住 所 長岡市○○町△丁目1-1

(アカガハ) ガガガカツツ

商号又は

名 称 株式会社 長岡建設

(アカガハ)

代表者 代表取締役 長岡 太郎

役職・氏名

代表

者印

電話番号

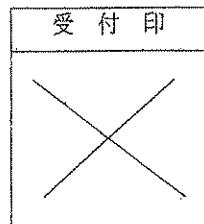
市外局番

() 35局 1122番

50万円を超えてるので、契約書も作成する

品 名	仕 様	単位	数 量	単 価	金 額							円	万	千	百	十	円	万	千	百	十	円
					円	万	千	百	十	円	万	千	百	十	円							
廃材運搬費	10km	m ³	160	1,360				2	1	7	6	0	0									
廃材処分費	廃木材	m ³	50	5,000				2	5	0	0	0	0									
"	瓦	m ³	8	1,500				1	2	0	0	0	0									
"	石膏ボード	m ³	25	2,000				5	0	0	0	0	0									
消費税及び地方消費税		式	1					2	6	4	8	0										
合 計	処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入							5	5	6	0	8	0									

被災住宅所有者名	承認書に記載してある氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 全部解体 <input type="checkbox"/> 一部解体 <input type="checkbox"/> 修繕	
承認番号	承認書に記載してある番号



解体の記入例

請求書

下記のとおり請求いたします。

空欄

平成 年 月 日

口座振替金融機関

下記の請求金額を債権者
登録申請書で申請済の口
座に振り込んでください。

長岡市長様

〒940-XXXX

住所 長岡市○○町△丁目1-1

(フリガナ) 加藤浩次
商号又は
名 称 株式会社 長岡建設電話番号
市外局番
() 35局 1122番(フリガナ)
代表者 代表取締役 長岡 太郎
役職・氏名代表
者印

債 權 者 番 号

1 2 3 4 5 6 7

債権者登録の番号
を記入

完了月日を記入

請求金額 円 5 5 6 0 8 0

処分費は、
既に民間処
理施設で処
分した場合
のみ記入

月	日	品 名	単位	数量	単 価	金 额						
12	22	廃材運搬費 (10km)	m ³	160	1,360	2	1	7	6	0	0	
12	22	廃材処分費 (廃木材)	m ³	50	5,000	2	5	0	0	0	0	
12	22	〃 (瓦)	m ³	8	1,500	1	2	0	0	0	0	
12	22	〃 (石膏ボード)	m ³	25	2,000	5	0	0	0	0	0	
		消費税及び地方消費税	式	1		2	6	4	8	0	0	
		合 計				5	5	6	0	8	0	

被災住宅所有者名

承認書に記載してある氏名

請求書受理年月日
及び受付者印検収、確認年月日
及び確認者印

承認番号

承認書に記載してある番号

修繕の記入例

見 積 書

中越地震に係る被災住宅の解体・修繕で生じた廃棄物の処理について、下記のとおり見積りました。

平成 年 月 日

長 間 市 長 樣

空翻

累積区分

〒940-XXXX

住 所 長岡市○○町△丁目 1-1

(フリガナ) カオカネツ
商号又は
名 称 株式会社 長岡建設

(7) 加入者
代表者 代表取締役 長岡 太郎
役職・氏名

代表
者印

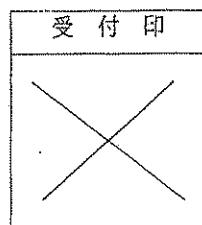
見積金額

電話番号
市外局番 () 35局 1122番

5.0万円未満なので、契約書は不要

品名	仕様	単位	数量	単価	金額						
廃材運搬費	4tダンプ	回	2	6,370 円			1	2	7	4	0 円
廃材処分費	石膏ボード	m ²	10	2,000			2	0	0	0	0
消費税及び地方消費税		式	1				1	6	3	7	
処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入											
合計							3	4	3	7	7

被災住宅所有者名	承認書に記載してある氏名		
<hr/>			
<input type="checkbox"/> 全部解体 <input type="checkbox"/> 一部解体 <input checked="" type="checkbox"/> 修繕			
承認番号 <hr/>			
承認書に記載してある番号			



修繕の記入例

請求書

下記のとおり請求いたします。

空欄

平成 年 月 日

口座振替金融機関

下記の請求金額を後権者
登録申請書で申請済の口
座に振り込んでください。

長岡市長様

〒940-XXXX

住所 長岡市○○町△丁目1-1

(フリガナ) かわらけや
商号又は
名 称 株式会社 長岡建設

電話番号
市外局番
() 35局 1122番

(フリガナ)
代表者 代表取締役 長岡 太郎
役職・氏名

代表
者印

債 權 者 番 号

1

2

3

4

5

6

7

債権者登録の番号
を記入

完了月日を記入

請求金額

¥ 3 4 3 7 7 円

20

月	日	品 名	単位	数 量	単 価	金 額
12	22	廃材運搬費 (4tダンプ)	回	2	6,370	12740
12	22	廃材処分費 (石膏ボード)	m ²	10	2,000	20000
		消費税及び地方消費税	式	1		1637
		処分費は、既に民間処理施設で処分した場合のみ記入				
		合 計				34377

被災住宅所有者名

承認書に記載してある氏名

請求書受理年月日
及び受理者印

検収、確認年月日
及び確認者印

承認番号

承認書に記載してある番号

業務委託契約書

委託者（甲） 長岡市

受託者（乙）

上記当事者間において、業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1） 計画承認番号

長岡市環施解修 第 号（申請者氏名： ）

（2） 業務の名称

解体廃棄物等運搬処分業務

（3） 業務の内容及び実施方法

被災住宅の解体廃棄物等を適正に運搬し処分する

（4） 業務の実施場所

長岡市 町 から 処分場まで

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
とする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、次のとおりとする。

											円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（業務の内容の変更）

第4条 甲は、この契約締結後においても、特別の理由があるときは、業務の内容の一部を乙と協議のうえ変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

（法令等の遵守義務）

第5条 乙は、業務の実施に当たっては、業務の実施に係る関係法令の規定を遵守する。

（成果の報告）

第6条 乙は、業務の成果について、甲の指示するところにより、甲に報告しなければならない。

（確認及び検査）

第7条 甲は、乙から業務の成果について報告を受けたときは、確認及び検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させはならない。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(乙の契約解除権)

第11条 乙は、甲の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により業務の実施に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

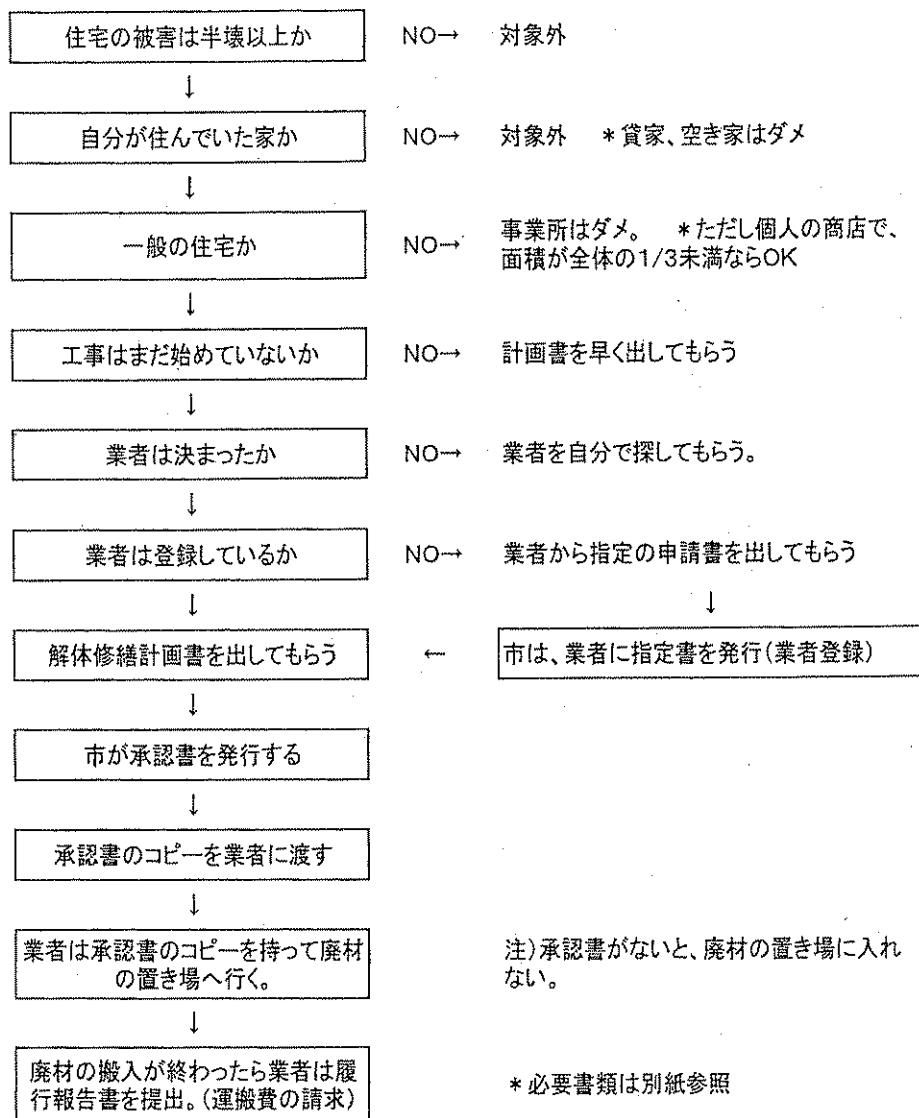
平成 年 月 日

甲 長岡市

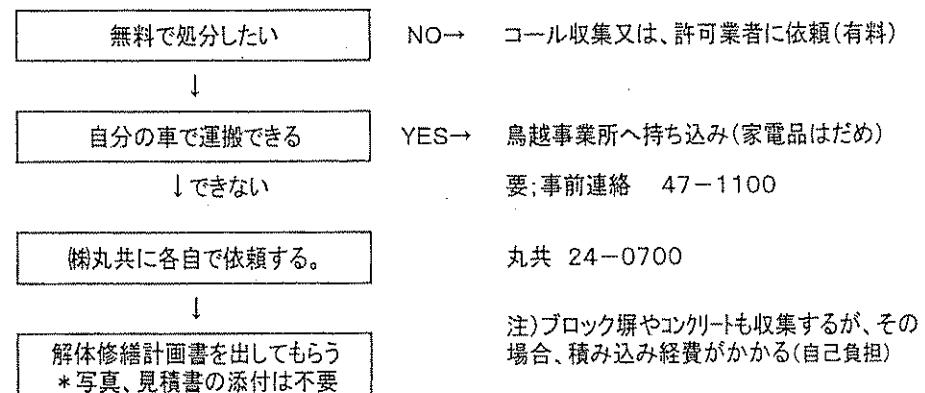
長岡市長 森 民夫

乙

電話応対フロー



家財(家具)のみを処分したいという場合(半壊以上)



市へ提出する書類

書類名	提出者	添付書類	添付書類の説明	備考
被災住宅解体(修繕)計画書	半壊以上の住宅の所有者	被害認定通知書のコピー 位置図(住宅地図のコピー)	1部 1部 住宅地図がなければよい(市で用意する) 解体なら家の全景、修繕なら直す場所の写真。 (向きを変えて3枚)	業者が代行で持参してもよい。 業者を始め週間前に提出。 市は、計画書を受理すると、受理した翌日までに承認書を発行する。
被災住宅解体・運搬指定業者 指定申請書	この制度で解体修繕工事を 運搬をする業者	業者の工事の見積書 誓約書	1部 1部 工事の内訳(解体・分別・積込の各経費の 明細)がわかるもの 建設業の許可証のコピー 産廃収集運搬業の許可証コピー	業者登録は、1回登録すればよい。 市は、申請書を受理すると、受理した翌日までに指定書を発行する。
履行報告書	工事が終わつた業者	運搬した産業物の一覧表(様式5) 見積書	各1 各1 車の使用が3台なら、3台分の車検証コピー マニフェストの集計表 運搬費の見積書(市の書式)	車の使用が3台なら、3台分の車検証コピー マニフェストの集計表 運搬費請求用の請求書(市の書式)
		請求書 契約書 (廃材処分料の領収書)	1部 2部 1部	金額が50万円以上の場合は(1枚に印紙貼る) 市で定めた単価で運搬費を計算する。 民間処分場で処分した場合のみ
		マニフェスト	各1	複数のうち、B1票を提出する。

R100
古紙配合率100%
再生紙を使用しています。